

# 桐生市一般廃棄物処理基本計画

令和 8 年 3 月

桐生市

第一編 計画の概要と地域特性.....	1
第1章 計画の基本的事項 .....	2
第1節 計画の策定に当たって .....	2
第2節 計画の位置づけ .....	3
第3節 計画対象区域.....	10
第4節 計画期間及び計画目標年度.....	10
第5節 点検、評価及び見直し .....	11
第6節 計画の周知 .....	11
第7節 市民・事業者・市の役割分担 .....	11
第8節 SDGs との関連性.....	12
第2章 地域特性の整理.....	13
第1節 地理的、地形的、気候的特性 .....	13
第2節 人口動態.....	15
第3節 産業の動向 .....	16
第4節 土地利用の状況 .....	21
第二編 ごみ処理基本計画編 .....	22
第3章 ごみ処理の現状と課題 .....	23
第1節 ごみの種類と分別区分 .....	23
第2節 処理フロー .....	25
第3節 ごみ処理体制.....	26
第4節 ごみ収集運搬の方法.....	27
第5節 ごみ処理施設の概要.....	28
第6節 不法投棄の状況 .....	33
第7節 ごみ量の推移.....	34
第8節 中間処理・最終処分の実績.....	38
第9節 ごみ処理経費.....	47
第10節 ごみ処理の評価 .....	48
第11節 広報・啓発活動の現状 .....	49
第12節 目標値の達成状況 .....	50
第13節 課題 .....	51
第4章 ごみ発生量及び処理量の予測.....	56
第1節 将来推計の方法 .....	56
第2節 人口の将来予測 .....	57
第3節 ごみ排出量の予測 .....	58
第4節 施策を強化した場合のごみ排出量の見通し .....	65
第5章 ごみ処理基本計画 .....	70
第1節 基本理念.....	70
第2節 基本方針.....	70
第3節 基本計画の施策体系.....	71
第4節 基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進.....	73

第5節 基本方針2 ごみの発生抑制と再使用の推進 .....	74
第6節 基本方針3 適正なごみ処理の推進 .....	80
第7節 数値目標 .....	82
第6章 ごみ処理フロー .....	83
第1節 ごみ処理フロー .....	83
第7章 収集・運搬計画 .....	84
第1節 収集対象区域 .....	84
第2節 ごみの分別区分 .....	84
第3節 収集・運搬量 .....	85
第4節 資源化ルート .....	86
第8章 中間処理計画 .....	87
第1節 中間処理方法 .....	87
第2節 広域処理 .....	87
第9章 最終処分計画 .....	87
第1節 最終処分方法 .....	87
第10章 その他廃棄物対策 .....	87
第1節 災害廃棄物に関する対策 .....	87
第2節 不法投棄対策 .....	87
第三編 生活排水処理基本計画編 .....	88
第11章 生活排水処理の現状 .....	89
第1節 処理形態別人口の現状 .....	89
第2節 し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況 .....	91
第3節 生活排水処理体系 .....	92
第4節 生活排水処理 .....	93
第5節 処理経費 .....	93
第6節 収集・運搬体制 .....	94
第7節 し尿処理施設の概要 .....	94
第8節 合併処理浄化槽の補助状況 .....	94
第9節 生活排水処理の課題 .....	94
第12章 生活排水処理基本計画 .....	95
第1節 基本理念 .....	95
第2節 基本方針 .....	95
第3節 生活排水に係る目標 .....	96
第4節 目標年度 .....	96
第5節 生活排水計画 .....	97
第6節 施設整備計画 .....	98
第7節 収集・運搬計画 .....	99
第8節 中間処理計画 .....	99
第9節 資源化・有効利用計画 .....	99
第10節 その他検討すべき事項 .....	100

-資料編-

第1節  ごみ処理の評価 .....	資料— 1
第2節  ごみ処理技術の動向 .....	資料— 4
第3節  ごみ排出量（生活系）のトレンド予測 .....	資料—11
第4節  ごみ排出量（事業系）のトレンド予測 .....	資料—17
第5節  処理形態別人口のトレンド予測 .....	資料—21
第6節  処理形態別人口の予測結果 .....	資料—26
第7節  用語解説 .....	資料—30

# 第一編 計画の概要と地域特性

第1章 計画の基本的事項

第2章 地域特性の整理

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画の策定に当たって

桐生市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」と記す。）は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなっており、桐生市の生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として、一般廃棄物に係る施策や生活排水処理に関する施策を、中長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的に推進していくための計画です。本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。）（以下「廃棄物処理法」と記す。）第6条第1項の規定に基づき、「桐生市第六次総合計画 後期基本計画」、「第三次桐生市環境基本計画 2021～2030」、「桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」などの上位計画を受け、策定を行っていく必要があります。

これまでに桐生市（以下「本市」と記す。）は、平成28年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」と記す。）を策定し、令和3年3月に同計画の中間見直しを行い、市民や事業者とともに一般廃棄物の発生抑制や資源化、適正処理、処理施設の整備等に取り組んでまいりました。また、資源の分別収集や集団回収等を実施し、ごみの減量化・資源化に係る施策を展開してきましたが、今後の社会・経済情勢の変化やさまざまな問題などに対応した循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに適正な処理を維持していく必要があります。

一方、生活排水処理については、公共用水域の汚濁の多くが生活排水に起因していることから積極的な生活排水対策を迫られており、河川・海域の水質環境保全を推進していくことがますます重要となっています。

し尿処理については、本市のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設として平成14年4月から現在の境野水処理センターし尿処理施設が稼働しています。し尿処理施設に搬入された汚水は、適正に処理した後にきれいな水へ生まれ変わり渡良瀬川に放流されます。一方、処理した際に固形物として汚泥が発生するため、し尿処理施設から発生する汚泥は同施設で焼却し、焼却灰は桐生市汚泥最終処分場に埋立てられます。

国は、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された「2030年までに達成すべき17の目標（SDGs）」のための取組を積極的に展開することとしています。食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」と記す。）が令和元年10月に施行され、食品ロスの削減に向けた新たな取組を開始しています。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定され、令和4年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」と記す。）が施行されて海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題の解決を図ろうとしています。

群馬県（以下「県」と記す。）では、「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を令和3年3月に策定し、環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理や県に豊富に存在するバイオマスの有効活用を更に推進しながら、人口減少社会が到来する中で県の豊かな環境を維持し次世代に継承していくため、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指しています。

本市は、このような国際的な取組、国や県の動向、社会情勢を踏まえ、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画を見直し、本計画の策定を行うこととしました。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1. 他の計画等との関係

本計画は、「廃棄物処理法」第6条に基づき、市区町村が、一般廃棄物の適正な処理を進めるための基本方針を明らかにするものです。

なお、本計画は、ごみの処理に関する基本計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの基本計画で構成されます。

本計画の位置づけと他法令・計画等の関係は図1-1のとおりです。

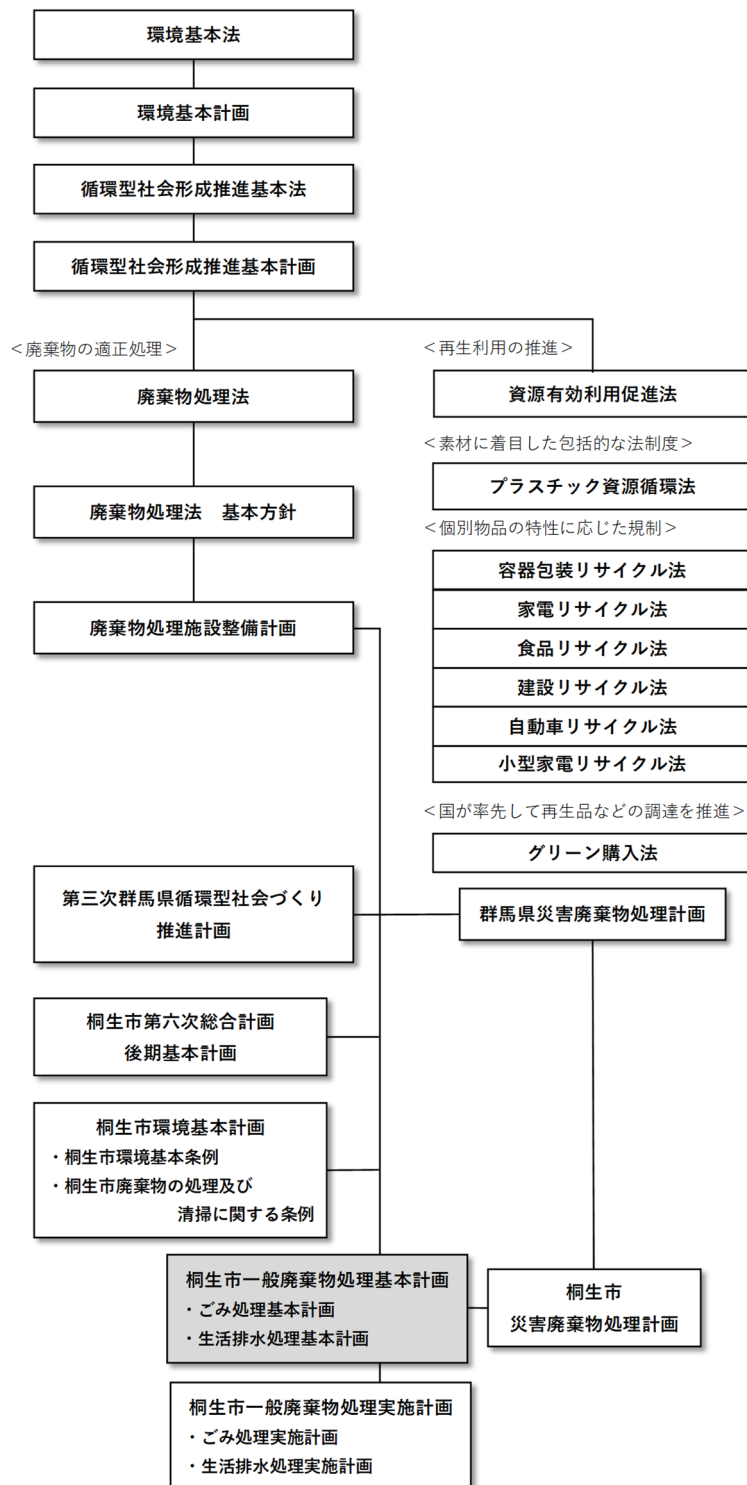


図 1-1 本計画の位置付け

## 2. ごみ処理行政の動向

### (1) 国の動向

#### ① 第五次循環型社会形成推進基本計画

国は、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」と記す。）第 15 条第 1 項に基づき、令和 6 年 8 月に第五次循環型社会形成推進基本計画（以下「第五次循環基本計画」と記す。）を策定しました。第五次循環基本計画は、主に循環経済への移行による循環型社会の形成という視点で策定されています。

第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「第四次循環基本計画」と記す。）では、重複を含めると 151 の指標があり、指標から全体的な状況を理解することが難しい状況であったため、第五次循環基本計画では政策効果をより分かりやすく把握できる指標数に絞って整理がなされました。また、第四次循環基本計画で設定していた補助指標は、第五次循環基本計画では設定せず、進捗点検では行政事業レビューの結果等を用いて取組状況や政策効果を把握することと見直されました。この見直しに伴い、第四次循環基本計画において設定されていた指標のうち、本計画に直接関係していた「1 人 1 日当たりのごみ排出量」、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」などの指標は設定から除外され、「1 人 1 日当たりのごみ焼却量」が新たに設定されました。

第五次循環基本計画に示された数値目標は表 1-1 のとおりです。

表 1-1 第五次循環基本計画における数値目標

指標	数値目標
1人1日当たりごみ焼却量	令和12年度において、約580g

#### ② 廃棄物処理基本方針

国は、「廃棄物処理法」第 5 条の 2 第 1 項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和 7 年 2 月 18 日環境省告示第 6 号、以下「廃棄物処理法に基づく基本方針」と記す。）において、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。なお、廃棄物の減量化の目標量については、第五次循環型社会形成推進基本計画（以下「第五次循環基本計画」と記す。）に掲げられた目標等を踏まえ、当面、令和 12 年度を目標年度として進めていくものとされています。

廃棄物処理法に基づく基本方針において示された一般廃棄物に係る主な数値目標は表 1-2 のとおりです。

表 1-2 廃棄物処理法に基づく基本方針における一般廃棄物に係る主な数値目標

指標	数値目標
一般廃棄物の排出量 <sup>※1</sup>	令和4年度と比較し、令和12年度において約9%削減
出口側の循環利用率 <sup>※2</sup>	令和12年度において約26%（令和4年度は約20%）
1人1日当たりのごみ焼却量 <sup>※3</sup>	令和12年度において約580g（令和4年度は679g）
最終処分量 <sup>※4</sup>	令和4年度と比較し、令和12年度において約5%削減

※1：家庭や事業所から排出される廃棄物の総排出量（集団回収量含む。）

※2：経済活動で使用された資源のうち、一般・産業廃棄物として排出された後に再利用される資源の割合

※3：一般廃棄物焼却施設で焼却される可燃物の総量を、地域の人口で割り、さらに年間日数で除した数値

※4：直接最終処分量（海洋投入含む）+焼却残渣量+焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量

### ③ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」は令和4年4月1日に施行されました。国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講じ、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

この法律の基本方針は、次のとおりです。

- ①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ②ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

### ④ 食品ロスの削減の推進に関する法律

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」と記す。）は、令和元年10月1日に施行されました。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について」（令和7年4月消教推第210号）により、都道府県及び市町村に対して、法第12条及び第13条の規定に基づく食品ロス削減推進計画を一般廃棄物処理基本計画等の既存計画等の中に位置付けることを求めています。

また、国は、食品ロス削減に関する施策の総合的推進を図るため、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定（令和7年3月25日変更）」）を定めており、本方針に掲げられた食品ロスの削減の基本的施策は、次のとおりです。

- ①消費者、学校地域に対する教育学習の振興、普及啓発等
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査・研究の推進
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動等の未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

## (2) 群馬県の動向

### ① 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画

県は、令和3年3月に「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、令和4年3月に内容を変更しています。前計画の計画期間が終了するに当たり、これまでに進めてきた各主体に取組の検証とともに前計画策定後の様々な動向を踏まえ、新たな計画期間における取組の指針として策定されました。

策定された計画は、環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理や県に豊富に存在するバイオマスの有効活用を更に推進しながら、人口減少社会が到来する中で県の豊かな環境を維持し、次世代に継承していくため、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指しています。

県の一般廃棄物の減量化等に関する数値目標は表 1-3 のとおりです。

表 1-3 群馬県の一般廃棄物の減量化等に関する数値目標

項目	目標値
1人1日当たり排出量 <sup>※1</sup>	令和12年度において805g以下 〔生活系搬入量 576g 事業系搬入量 192g 集団回収 38g〕
県民1人1日当たり 家庭系ごみの排出量 <sup>※2</sup>	令和12年度において404g以下
再生利用率	令和12年度において27%以上
最終処分量	令和12年度において56千t以下

※1：計画収集量、直接搬入量及び集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量

※2：(生活系ごみ排出量－(資源ごみ等＋集団回収量))／計画収集人口／365日

## ② 群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン

県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（以下「厚生省通知」と記す。））に基づき、平成11年3月、県内の市町村等が将来的にごみ処理の共同化に取り組むことを目的とした「群馬県ごみ処理施設適正化計画」（計画期間：平成11年度～平成20年度。以下「適正化計画」と記す。）を策定し、その後、平成20年1月に、「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」（以下「旧マスタープラン」と記す。）を策定しました。

旧マスタープランの計画期間が満了することにより、県は、平成29年度以降の県における一般廃棄物処理施設の整備の基本方針となる「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（以下「広域化マスタープラン」と記す。）を策定しました。

広域化マスタープランは、県内の人口及びごみ量が今後さらに減少していくことが見込まれることから、安定的・効率的な廃棄物処理体制を維持するため、旧マスタープランの広域化ブロック区分を再検討したものです。

広域化マスタープランは、平成29年度から令和8年度までの10年間を対象とし、広域ブロック区分、施設整備計画、広域化の推進方法などを記述しています。

広域化マスタープランでは、本市が含まれる桐生みどりブロックのごみ処理及び生活排水処理について、表1-4に示すように見込んでいます。

表 1-4 広域化マスタープランにおける桐生みどりブロックの見込み

項目	内容
ごみ処理の見込み	平成26年度に比べて、排出量原単位は令和8年度に78g～223g、令和23年度に111g～256g減少し、再生利用率は令和8年度に0.0%～6.1%、令和23年度は0.0%～6.5%増加すると見込まれます。
生活排水処理の見込み	汚水処理率は令和8年度に85.5%～95.8%に増加し、令和23年度は87.4%～100.0%（整備完了）と見込まれます。

広域化ブロック区割の再検討は、適正化計画及び旧マスタープランの前提条件を引継ぎつつ国の基本方針の改正や社会情勢の変化、県内の一般廃棄物処理行政の現状等の背景を踏まえ、処理経費、環境負荷、エネルギー、災害対策の新たな4つの集約要素によって、次の5つのブロック区分を検討対象として行われ、パターンⅡが最適なブロック区分であると評価しました。

パターンⅡによるブロック区分は図1-2のとおりです。桐生みどりブロックは、最終処分場がいずれも埋立終了計画年度に近く、また残余年数も少ないため、延命化又は新たな整備を検討する必要があるとされています。

パターンⅠ：地域の社会的条件及び地理的条件を考慮した基礎市町村グループ  
(最小のブロック区分)

パターンⅡ：旧マスタープランによるブロック区分

パターンⅢ：焼却施設等規模 100t/日

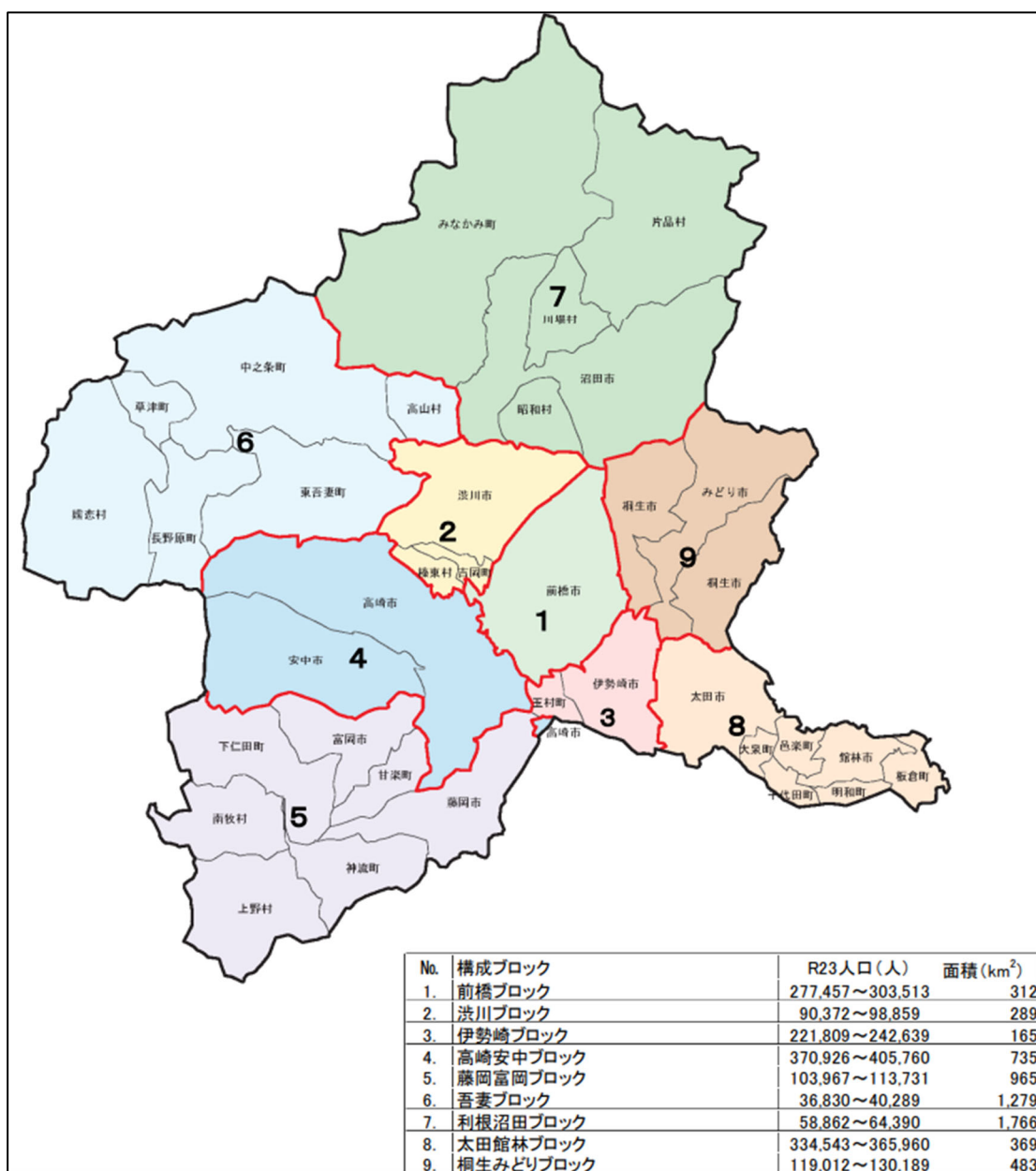
パターンⅣ：焼却施設等規模 300t/日

パターンⅤ：最大広域化として県内統合

●域外処理及び民間委託処理の状況

桐生みどりブロックでは、域外処理及び民間への委託処理（運営管理は除く。）は現在行われていません。

本市は、域外処理について過去に前橋市、伊勢崎市及び玉村町からごみ処理施設の点検や修理、大規模改修におけるごみを受託処理した実績があります。



資料：群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン

図 1-2 広域化マスタープランにおいて評価された最適なブロック区分（パターンⅡ）

### 3. 桐生市総合計画 後期基本計画の概要

本市では、20年、30年先の未来を見据えた持続可能な発展を目指し、本市の将来都市像「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」の実現に向け、「桐生市第六次総合計画 後期基本計画」に基づきまちづくりを進めています。循環型社会の推進に関する内容は次のとおりです。

桐生市第六次総合計画 後期基本計画（計画期間：2024年度～2027年度）																																
<b>○循環型社会の推進</b>																																
<b>【基本方針】</b>																																
限りある資源を有効に活用していくため、生産から流通・消費・廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリユース・リサイクルを進め、市民・事業者に対する意識啓発を積極的に行い、ごみの発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処理を推進します。																																
<b>【現況と課題】</b>																																
◆市民1人の1日当たりのごみ排出量は、県平均に比べ高い値で推移しており、環境への負担が少ない循環型社会の構築のためにごみの発生や排出を抑制するとともに、不要となったものや排出されたごみもできる限りリユース・リサイクルしていく必要があります。																																
◆再生資源については集団回収を奨励していますが、回収量と登録団体数は減少傾向にあることから、実施体制の整備・強化が課題となっています。																																
◆ごみ焼却量の減少に伴いごみ焼却施設に余力が生じていることから、ごみ処理区域外のごみを受け入れるなど施設の有効活用について検討する必要があります。																																
<b>【施策の方向】</b>																																
1. ごみ減量の推進																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目標指標</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th colspan="4">目標値</th> </tr> <tr> <th>2022年度</th> <th>2024年度</th> <th>2025年度</th> <th>2026年度</th> <th>2027年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民1人の1日当たりのごみ排出量</td> <td>g</td> <td>1,027 (2021年度)</td> <td>960</td> <td>950</td> <td>940</td> <td>930</td> </tr> </tbody> </table>							目標指標	単位	基準値	目標値				2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	市民1人の1日当たりのごみ排出量	g	1,027 (2021年度)	960	950	940	930							
目標指標	単位	基準値	目標値																													
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度																										
市民1人の1日当たりのごみ排出量	g	1,027 (2021年度)	960	950	940	930																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1. ごみの発生量抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. リユース・リサイクルの推進</td> </tr> </tbody> </table>							施策		1. ごみの発生量抑制		2. リユース・リサイクルの推進																					
施策																																
1. ごみの発生量抑制																																
2. リユース・リサイクルの推進																																
2. ごみの適正処理																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目標指標</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th colspan="4">目標値</th> </tr> <tr> <th>2022年度</th> <th>2024年度</th> <th>2025年度</th> <th>2026年度</th> <th>2027年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理状況 (ごみ処理量/ごみ搬入量)</td> <td>%</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ごみの最終処分量【年間】</td> <td>t</td> <td>4,405 (2021年度)</td> <td>3,423</td> <td>3,200</td> <td>2,977</td> <td>2,754</td> </tr> </tbody> </table>							目標指標	単位	基準値	目標値				2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	ごみ処理状況 (ごみ処理量/ごみ搬入量)	%	100	100	100	100	100	ごみの最終処分量【年間】	t	4,405 (2021年度)	3,423	3,200	2,977	2,754
目標指標	単位	基準値	目標値																													
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度																										
ごみ処理状況 (ごみ処理量/ごみ搬入量)	%	100	100	100	100	100																										
ごみの最終処分量【年間】	t	4,405 (2021年度)	3,423	3,200	2,977	2,754																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1. 適正なごみ処理の推進</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. ごみ処理施設の適正管理</td> </tr> </tbody> </table>							施策		1. 適正なごみ処理の推進		2. ごみ処理施設の適正管理																					
施策																																
1. 適正なごみ処理の推進																																
2. ごみ処理施設の適正管理																																

### 第3節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域を対象とします。

### 第4節 計画期間及び計画目標年度

「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月厚生省生活衛生局水道環境部）」では、計画目標年度は、計画策定時から 10～15 年後程度とされています。

そこで、本計画の計画期間を令和 8 年度～令和 17 年度として計画目標年度を令和 17 年度とします。また、中間目標年度を令和 12 年度とします。

本計画の計画期間及び計画目標年度は図 1-3 のとおりです。

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
内容・計画期間	計画策定					中間目標年度					計画目標年度



図 1-3 計画期間と計画目標年度

## 第5節 点検、評価及び見直し

一般廃棄物処理計画は、Plan(計画の策定・改訂)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直しを行う必要があります。一般廃棄物処理計画における PDCA サイクルは図 1-4 のとおりです。

Plan(計画の策定・改訂)では、廃棄物処理法第 5 条の 7 に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づき一般廃棄物処理計画を策定します。Do(施策の実行)では、廃棄物処理法第 6 条の 2 に基づき、一般廃棄物処理計画に従って、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、処分(再生することを含む。)します。Check(評価)では、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の指標として、処理システム指針に示された標準的な評価項目(指標)を用い、毎年、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価します。Act(見直し)では、社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に応じて、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

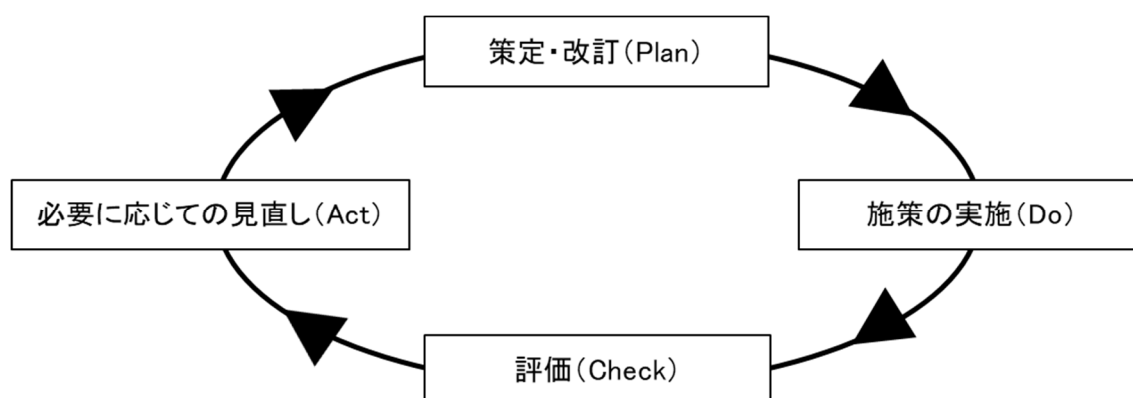


図 1-4 PDCAサイクル

## 第6節 計画の周知

本計画を効果的に推進していくためには、市民・事業者・市それぞれが自らの役割を十分に認識し、積極的に取組を行っていくことが不可欠です。

計画に関する情報をホームページ上で公開するなど、積極的な周知に努め、国や県、周辺自治体とも連携を図ります。

また、計画の適正な進行管理及びごみ処理状況の変化に対応するために、市のごみ処理に関する最新情報を蓄積・整理し、活用することで、市民・事業者に対して効果的な啓発に努めます。

## 第7節 市民・事業者・市の役割分担

市民・事業者・市は、それぞれの役割を認識し、社会生活のあらゆる場面において自ら率先して協働し、できる限りのごみの排出抑制・再利用の推進を図るとともに、環境に配慮した行動をする必要があります。

## 第8節 SDGs との関連性

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の目標で、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2020」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取組が求められています。



出典：国連広報センター

本計画では、以下のゴールが関連しています。これらの達成に向け、市民・事業者・市の三者が協力・連携することが大切です。



出典：国連広報センター

## 第2章 地域特性の整理

ごみや生活排水の計画は、その土地の人口の推移、生活習慣の変化、自然環境への係わり方、すでに発生している環境問題等を把握し、将来の予想と展望を踏まえて策定する必要があります。

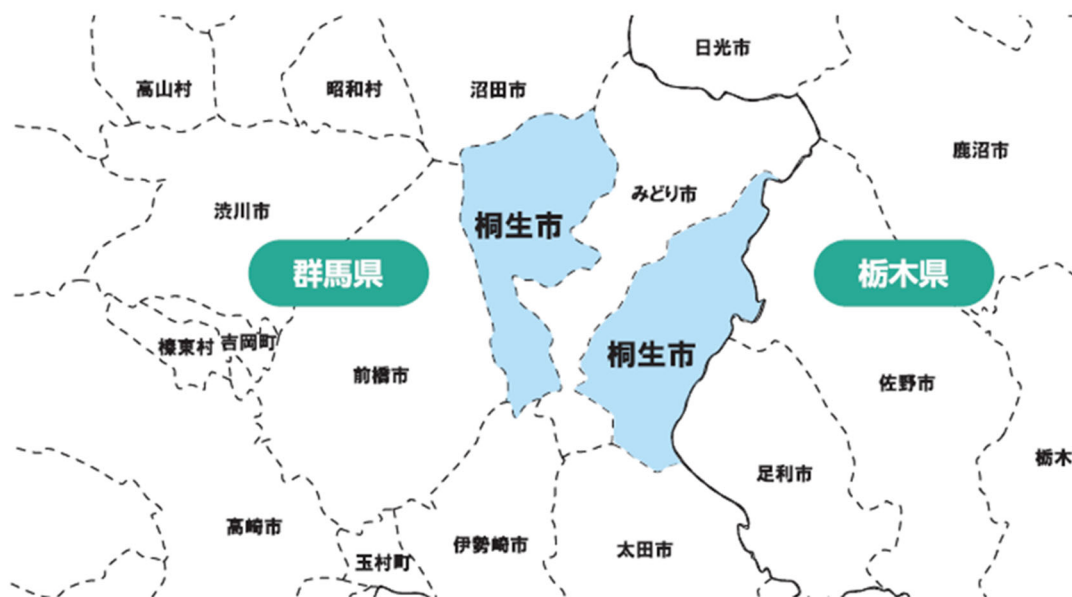
ここでは、本市の置かれた現状と将来展望を明らかにし、今後の計画策定に当たっての現状や課題を示します。

### 第1節 地理的、地形的、気候的特性

#### 1. 位置的・自然的特性

本市は、大正10年に全国84番目の市として誕生しました。その後、幾多の市域の変遷を経て、平成17年には新里村、黒保根村と合併し、面積は約2倍に広がりました。群馬県の東南部に位置し、前橋市、伊勢崎市、太田市、沼田市、みどり市、栃木県の足利市、佐野市と接しており、東京とは直線距離で約90km、車で約2時間、JR(新幹線経由)又は東武鉄道では約1時間40分で結ばれています。市街地には渡良瀬川と桐生川が流れ、山々が屏風状に連なり、市の総面積の約7割を森林が占めるなど、水と緑に恵まれた自然豊かな地となっています。

本市の位置は図2-1のとおりです。



資料：桐生市第六次総合計画 後期基本計画

図2-1 桐生市位置図

## 2. 気象的特性

過去 10 年間の平均気温は 15.7℃、年間降水量の平均が 1,179.7mm、平均風速が 1.6 m/s、平均日照時間が 2,182.0 時間となっています。年間降水量は、概ね 1,100～1,200mm 程度ですが、1,400mm 程度の年や 1,000mm を下回る年も認められます。月別降水量変化（平成 27 年～令和 6 年の平均）を図 2-2 に示します。これによると、7 月が 204.3mm で最も多く、次いで 6 月、9 月、8 月、10 月が 140mm を超えています。最も降水量が少なかったのは 12 月で、18.1mm となっています。

また、冬季に赤城山から吹きおろされる強い北西風「からっ風」が特徴として挙げられます。

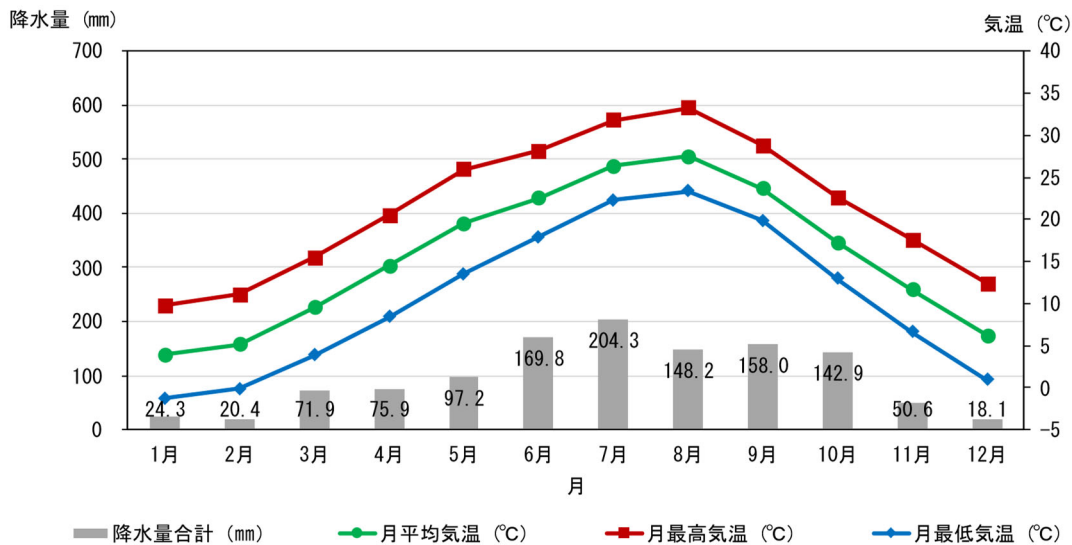
本市の気象状況の推移は表 2-1、月別気象状況の推移は図 2-2 のとおりです。

表 2-1 最近 10 年間の気象状況

年\区分	平均気温 (°C)			年間降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
	日平均	日最高	日最低			
平成 27 年	15.5	20.8	10.7	1,255.5	1.7	2,100.7
平成 28 年	15.4	20.9	10.6	1,198.0	1.6	2,067.5
平成 29 年	14.7	20.4	9.9	1,169.0	1.7	2,228.5
平成 30 年	15.9	21.7	10.9	949.5	1.6	2,300.1
令和元年	15.5	21.1	10.7	1,397.5	1.6	2,133.3
令和 2 年	15.6	21.3	10.8	1,105.0	1.5	2,135.9 <sup>※1</sup>
令和 3 年	15.4	21.3	10.5	1,232.0	1.6	1,788.6 <sup>※2</sup>
令和 4 年	15.4	21.2	10.4	1,170.0	1.6	2,244.3
令和 5 年	16.5	23.1	11.1	1,101.0	1.6	2,572.5
令和 6 年	16.6	22.8	11.4	1,219.0	1.6	2,248.3
平均 (極値)	15.7	21.5 (23.1)	10.7 (9.9)	1,179.7	1.6	2,182.0

※1：観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合または観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示します。

※2：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。



資料：気象庁 桐生観測所

図 2-2 月別気象状況の推移（平成 25 年～令和 4 年の平均）

## 第2節 人口動態

本市では少子化や若者を中心とした人口の流出等により人口減少が続いており、今後も人口減少は続くと予測されます。

世帯数についても減少傾向にあります。

また、一世帯当たりの人口も減少傾向となっており、平成27年からの9年で0.29人減少しています。

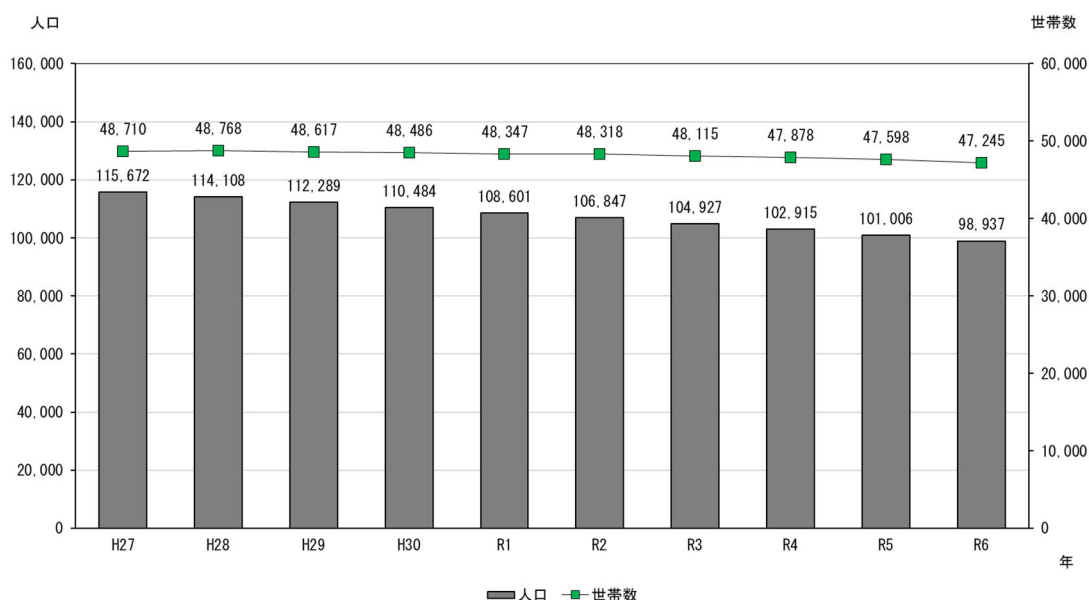
本市の人口と世帯数の推移は表2-2及び図2-3のとおりです。

表2-2 人口と世帯の推移

年\区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人口 (人)
平成27年	117,268	49,900	2.35
平成28年	115,745	50,000	2.31
平成29年	114,113	50,003	2.28
平成30年	112,419	49,956	2.25
令和元年	110,449	49,737	2.22
令和2年	108,730	49,744	2.19
令和3年	106,808	49,573	2.15
令和4年	105,034	49,515	2.12
令和5年	103,302	49,363	2.09
令和6年	101,516	49,265	2.06

資料：群馬県統合情報提供システム（各年10月1日時点）

※外国人住民を含む



資料：群馬県統合情報提供システム（各年10月1日時点）

図2-3 人口と世帯の推移

### 第3節 産業の動向

#### 1. 産業別就業人口

各年度とも第三次産業の就業者数が全体の65%程度を占めており、中でも卸売業、小売業、医療、福祉に従事する方が多い状況です。令和3年の就業者総数は44,859人、第一次産業は462人(1.0%)、第二次産業は14,970人(33.4%)、第三次産業は29,427人(65.6%)となっています。

本市の産業別就業人口は表2-3のとおりです。

表2-3 産業別就業人口の推移

産業別\年	平成24年		平成26年		平成28年		令和3年	
	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
第一次産業	281	0.6	250	0.5	340	0.7	462	1.0
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち農業)	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
第二次産業	16,644	35.4	16,287	31.8	16,213	33.4	14,970	33.4
鉱業、採石業、砂利採取業	7	-	-	-	6	-	6	-
建設業	2,630	5.6	2,377	4.6	2,336	4.8	2,200	4.9
製造業	14,007	29.8	13,910	27.2	13,871	28.6	12,764	28.5
第三次産業	30,095	64.0	34,624	67.7	31,950	65.9	29,427	65.6
電気・ガス・熱供給・水道業	109	0.2	162	0.3	167	0.3	104	0.2
情報通信業	806	1.7	985	1.9	1,049	2.2	850	1.9
運輸業、郵便業	1,246	2.6	1,081	2.1	915	1.9	942	2.1
卸売業、小売業	8,485	18.0	8,218	16.1	7,865	16.2	7,487	16.7
金融業、保険業	1,120	2.4	933	1.8	997	2.1	857	1.9
不動産業、物品賃貸業	834	1.8	816	1.6	768	1.6	698	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	890	1.9	1,120	2.2	2,249	4.6	2,108	4.7
宿泊業、飲食サービス業	3,767	8.0	3,806	7.4	3,833	7.9	3,018	6.7
生活関連サービス業、娯楽業	2,055	4.4	1,968	3.8	1,828	3.8	1,505	3.4
教育、学習支援業	1,403	3.0	3,934	7.7	1,527	3.1	1,653	3.7
医療、福祉	5,635	12.0	7,888	15.4	6,776	14.0	6,616	14.7
複合サービス事業	149	0.3	399	0.8	417	0.9	400	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	3,596	7.6	3,314	6.5	3,559	7.3	3,189	7.1
公務(他に分類されるものを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
分類不能の産業	-	-	-	-	-	-	-	-
就業総数	47,020	100.0	51,161	100.0	48,503	100.0	44,859	100.0

資料：令和5年度 統計年報きりゅう

## 2. 事業所数

事業所数は卸売業、小売業、製造業が多くを占めており、令和3年の事業所総数5,319所の内、卸売業、小売業が22.7%の1,205所、製造業が19.2%の1,020所となっています。

本市の産業別事業所数の推移は表2-4のとおりです。

表2-4 産業別事業所数の推移

産業別\年	平成24年		平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数 (事業所)	割合 (%)	事業所数 (事業所)	割合 (%)	事業所数 (事業所)	割合 (%)	事業所数 (事業所)	割合 (%)
第一次産業	28	0.4	27	0.4	28	0.5	36	0.7
林業	3	0	4	0.1	2	0	5	0.1
農業	25	0.4	23	0.4	26	0.4	31	0.6
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
第二次産業	2,078	32.5	1,907	30.5	1,757	30.1	1,514	28.5
鉱業、採石業、砂利採取業	1	-	-	-	1	-	1	-
建設業	638	10.0	604	9.7	558	9.6	493	9.3
製造業	1,439	22.5	1,303	20.8	1,198	20.5	1,020	19.2
第三次産業	4,293	67.1	4,316	69.1	4,052	69.4	3,769	70.9
電気・ガス・熱供給・水道業	2	-	8	0.1	2	-	13	0.2
情報通信業	37	0.6	37	0.6	36	0.6	31	0.6
運輸業、郵便業	68	1.1	67	1.1	62	1.1	61	1.1
卸売業、小売業	1,515	23.7	1,438	23.0	1,363	23.4	1,205	22.7
金融業、保険業	90	1.4	86	1.4	89	1.5	80	1.5
不動産業、物品賃貸業	318	5.0	302	4.8	293	5.0	267	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	202	3.2	196	3.1	189	3.2	196	3.7
宿泊業、飲食サービス業	705	11.0	682	10.9	636	10.9	574	10.8
生活関連サービス業、娯楽業	523	8.2	521	8.3	510	8.7	466	8.8
教育、学習支援業	123	1.9	192	3.1	102	1.7	116	2.2
医療、福祉	405	6.3	483	7.7	465	8.0	451	8.5
複合サービス事業	21	0.3	25	0.4	24	0.4	24	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	284	4.4	279	4.5	281	4.8	285	5.4
公務（他に分類されるものを除く）	-	-	-	-	-	-	-	-
分類不能の産業	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所総数	6,399	100.0	6,250	100.0	5,837	100.0	5,319	100.0

資料：令和5年度 統計年報きりゅう

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

### 3. 第一次産業

#### (1) 農業

平成 17 年の合併に伴い、平成 22 年の値が増加していますが、平成 22 年以降農家総数は減少傾向を示しています。

本市の農家数の推移は表 2-5 のとおりです。

表 2-5 農家数の推移

(単位：戸)

年\区分	農家総数	専業農家数	兼業農家数		
			計	農業が主	農業が従
平成 12 年	606	48	192	48	144
平成 17 年	479	55	108	31	77
平成 22 年	1,435	206	512	133	379
平成 27 年	1,272	230	373	71	302
令和 2 年	1,043	-	-	-	-

資料：令和 5 年度 統計年報きりゅう

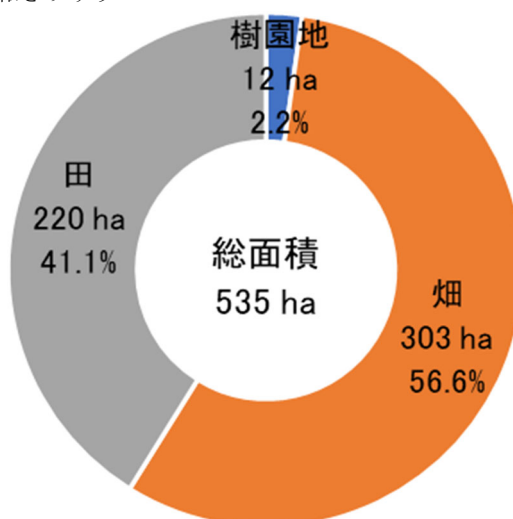
令和 2 年の総耕地面積は 535ha であり、田 220ha (41.1%)、畑 303ha (56.6%)、樹園地 12ha (2.2%) となっており、畑が大半を占めています (図 2-4 参照)。平成 17 年の合併に伴い、平成 22 年の値が増加していますが、田、畑、樹園地すべてにおいて、面積は減少傾向を示しています。

本市の経営耕地面積の推移は表 2-6 のとおりです。

表 2-6 経営耕地面積の推移

年\区分	田		畑		樹園地		計 (ha)
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	
平成 12 年	61	40.1	70	46.1	21	13.8	152
平成 17 年	41	38.7	52	49.1	13	12.3	106
平成 22 年	288	37.7	448	59.8	29	3.8	764
平成 27 年	236	37.6	371	59.1	21	3.3	628
令和 2 年	220	41.1	303	56.6	12	2.2	535

資料：令和 5 年度 統計年報きりゅう



資料：令和 5 年度 統計年報きりゅう

図 2-4 経営耕地面積 (令和 2 年)

## (2) 林業

令和2年の林野面積の合計は19,658haでした。平成22年から令和2年までの推移では、林野面積の合計とその構成割合に大きな変化はありません。

本市の林野面積の推移は表2-7のとおりです。

表2-7 林野面積の推移

各年2月1日

年\区分	総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)					林野率 (%)
		計 (ha)	国有林		民有林		
			面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	
平成22年	27,457	19,653	5,999	30.5	13,654	69.5	71.6
平成27年	27,445	19,635	6,012	30.6	13,623	69.4	71.5
令和2年	27,445	19,658	6,000	30.5	13,658	69.5	71.6

資料：令和5年度 統計年報きりゅう

## 4. 第二次産業

事業所数は、平成24年から平成30年まで減少傾向にありましたが、令和元年から令和4年まで、約330事業所を推移しており、従事者数は、平成26年から減少を続けていましたが、令和3年にわずかながら増加に転じています。

本市の工業の推移は表2-8のとおりです。

表2-8 工業（製造卸業）の推移

各年12月31日

年	事業所数 (事業所)	従事者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成24年	464	9,848	22,146,688
平成25年	434	9,532	21,334,665
平成26年	417	9,744	22,347,273
平成27年	457	9,538	22,711,920
平成28年	371	9,093	23,936,258
平成29年	358	9,084	23,463,761
平成30年	351	8,740	22,044,613
令和元年	326	8,361	20,368,944
令和2年	332	8,165	17,523,293
令和3年	325	8,452	26,009,918
令和4年	332	8,515	25,733,823

資料：平成25～令和5年度 統計年報きりゅう

## 5. 第三次産業

### (1) 商業

商店数、従業者数、年間販売額ともに減少傾向にあり、平成 26 年の年間商品販売額は約 1,400 億円、従業者 1 人当たりの年間商品販売額は、2,273 万円となっています。

本市の商業（卸売業、小売業）の推移は表 2-9 のとおりです。

表 2-9 商業（卸売業、小売業）の推移

年\区分	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	1人当たりの 販売額 (万円)
平成 11 年	2,126	10,299	22,146,785	2,150
平成 14 年	1,919	9,929	17,263,996	1,739
平成 16 年	1,852	9,536	15,892,256	1,667
平成 19 年	1,712	8,925	15,466,762	1,733
平成 26 年	1,088	6,124	13,919,385	2,273

資料：令和 5 年度 統計年報きりゅう

#### 第4節 土地利用の状況

本市は、山々が屏風状に連なり、宅地として適した土地が少ないことから、総面積の約1割しか宅地として利用されていません。

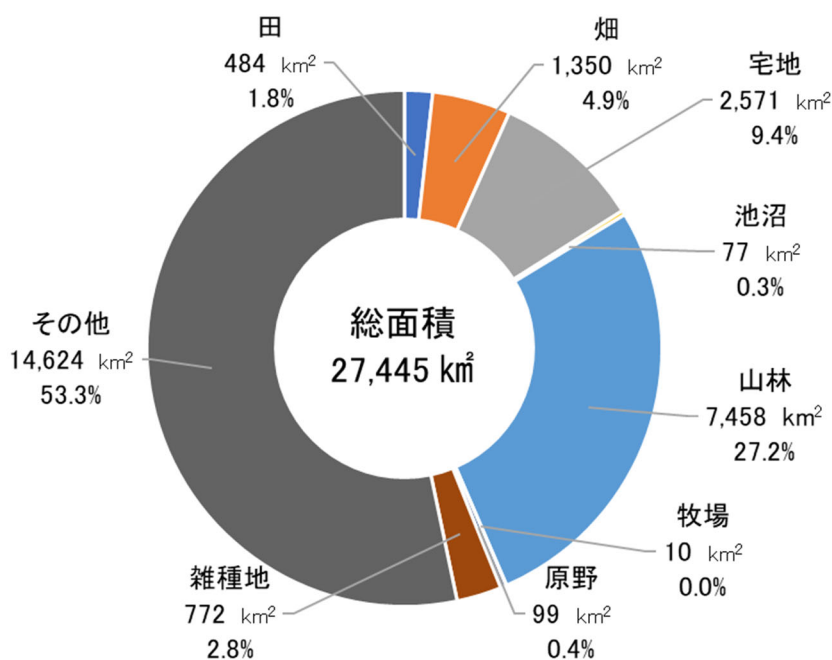
本市の地目別面積とその構成割合の推移は表 2-10、令和5年度の構成割合は図 2-5のとおりです。

表 2-10 土地の地目別面積と構成割合

各年1月1日

項目		総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
令和元年	(km <sup>2</sup> )	27,445	504	1,390	2,548	76	7,492	10	100	722	14,603
	(%)	100.0	1.8	5.1	9.3	0.3	27.3	0.0	0.4	2.6	53.2
令和2年	(km <sup>2</sup> )	27,445	497	1,386	2,550	77	7,493	10	100	731	14,601
	(%)	100.0	1.8	5.1	9.3	0.3	27.3	0.0	0.4	2.7	53.2
令和3年	(km <sup>2</sup> )	27,445	490	1,372	2,558	77	7,484	10	99	754	14,601
	(%)	100.0	1.8	5.0	9.3	0.3	27.3	0.0	0.4	2.7	53.2
令和4年	(km <sup>2</sup> )	27,445	487	1,361	2,562	77	7,484	10	99	764	14,601
	(%)	100.0	1.8	5.0	9.3	0.3	27.3	0.0	0.4	2.8	53.2
令和5年	(km <sup>2</sup> )	27,445	484	1,350	2,571	77	7,458	10	99	772	14,624
	(%)	100.0	1.8	4.9	9.4	0.3	27.2	0.0	0.4	2.8	53.3

資料：令和元年～令和5年度 統計年報きりゅう



資料：令和5年度 統計年報きりゅう

図 2-5 地目別面積の構成割合 (令和5年)

## 第二編 ごみ処理基本計画編

- 第 3 章 ごみ処理の現状と課題
- 第 4 章 ごみ発生量及び処理量の予測
- 第 5 章 ごみ処理基本計画
- 第 6 章 ごみ処理フロー
- 第 7 章 収集・運搬計画
- 第 8 章 中間処理計画
- 第 9 章 最終処分計画
- 第 10 章 その他廃棄物対策

## 第3章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 ごみの種類と分別区分

#### 1. 分別区分と排出方法

##### (1) 生活系ごみ

本市のごみの分別は、燃えるごみ、燃えないごみ、再生資源（15品目）、危険物及び粗大ごみの5種類に分別し、19品目に細分化しています。

ごみステーションに排出された燃えるごみ、燃えないごみ、再生資源は、清掃センターや民間事業者の施設に直接搬入しています。粗大ごみについては、ごみステーションや拠点回収のほか、電話予約による戸別収集も行っています。

生活系ごみの分別区分は表3-1のとおりです。

表3-1 生活系ごみの分別区分

分別	ごみの種類	排出方法
燃えるごみ	生ごみ・木くずなど	指定袋に入れる。 生ごみは十分に水切りをする。 木くず、枝などは長さ70cm、直径15cm以内に切り、束ねる場合は直径30cm以内にする。 紙おむつは中の汚物は取り除く。
燃えないごみ	食器、調理器具など	指定袋に入れる。 刃物や割れたガラスは厚紙などで包み、赤字で「きけん」と書き指定袋に入れる。
再生資源	ペットボトル	ふたとラベルを取り水で洗い指定袋に入れる。
	ペットボトルのふた	水で洗い指定袋に入れる。
	白トレイ	洗って乾かし指定袋に入れる。
	紙パック(500mL以上)	洗って切り開き乾かしたものをひもで十字に結ぶ。(内部にアルミが使われていないもの)
	新聞紙	十字に結ぶ。(広告などは、間にはさむ)
	段ボール	開いてから、ひもで十字に結ぶ。
	雑誌類	ひもで十字に結ぶ。
	雑がみ	カタログ、ノートなど紙袋に入れ、ひもで十字に結ぶ。
	蛍光管	割らずに蛍光管が入っていたケースに入れる。
	スプレー類	使い切った後、指定袋に入れる。
	缶	洗って指定袋に入れる。
	びん	ふたを取り水洗いして指定袋に入れる。
	生きびん	ふたを取り水洗いする。(袋に入れない)
	小型家電	対象物を市役所、公民館、支所で回収。
電池類	春、秋の市民一斉清掃日に収集。 市役所総合案内所、公民館、支所で回収。	
危険物	ライター	春、秋の市民一斉清掃日に収集。 市役所総合案内所、公民館、支所で回収。
粗大ごみ	家具類、家電製品など	指定袋に入らないものは、有料での戸別収集等。

## (2) 収集対象外のごみの概要

清掃センターで処理することができない収集対象外のごみは、排出者が適正にごみを処理することができる民間の事業者等に処理を依頼しています。

収集対象外のごみの区分は表 3-2 のとおりです。

表 3-2 収集対象外のごみの区分

収集対象外の廃棄物		排出方法	
大量のごみ	大掃除や引越しなどで出た大量のごみ	清掃センターに自己搬入 又は桐生市許可の一般廃棄物 収集運搬業者に依頼	
事業系 一般廃棄物	会社、事業所、商店、飲食店などが出た ごみ、紋紙、反物捲芯等（個人事業主も 含む）		
産業廃棄物	事業活動で生じた廃棄物のうち 法律で定められたもの	産業廃棄物処理業者に依頼	
大型ごみ	バイク、自動車、工作機械等	専門業者に依頼	
その他	オイルヒーター、自動車ホイール、タイ ヤ、バッテリー、消火器等		
	パソコン、ディスプレイ		製造業者に依頼
	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・衣類乾燥機		販売店に依頼 指定取引業者に依頼
	注射器、医療器具等	医療機関に依頼	

## (3) 指定ごみ袋の概要

燃えるごみ、燃えないごみ、再生資源は、指定ごみ袋に入れてごみステーションへ排出しています。

指定ごみ袋の規格は表 3-3 のとおりです。

表 3-3 指定ごみ袋の規格

色	透明又は白の半透明	
大きさ	大(45L)	縦 800mm×横 650mm
	中(30L)	縦 700mm×横 500mm
	小(20L 以下)	縦 600mm×横 400mm 以下のもの
材質・形	ポリエチレン・平袋又はU型袋	

## (4) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者の自己処理責任の原則に基づき、事業者自らの責任と負担において処理することになっています。そのため、事業者自ら又は廃棄物収集運搬許可業者により収集・運搬が行われ、市または民間業者の施設に搬入されています。

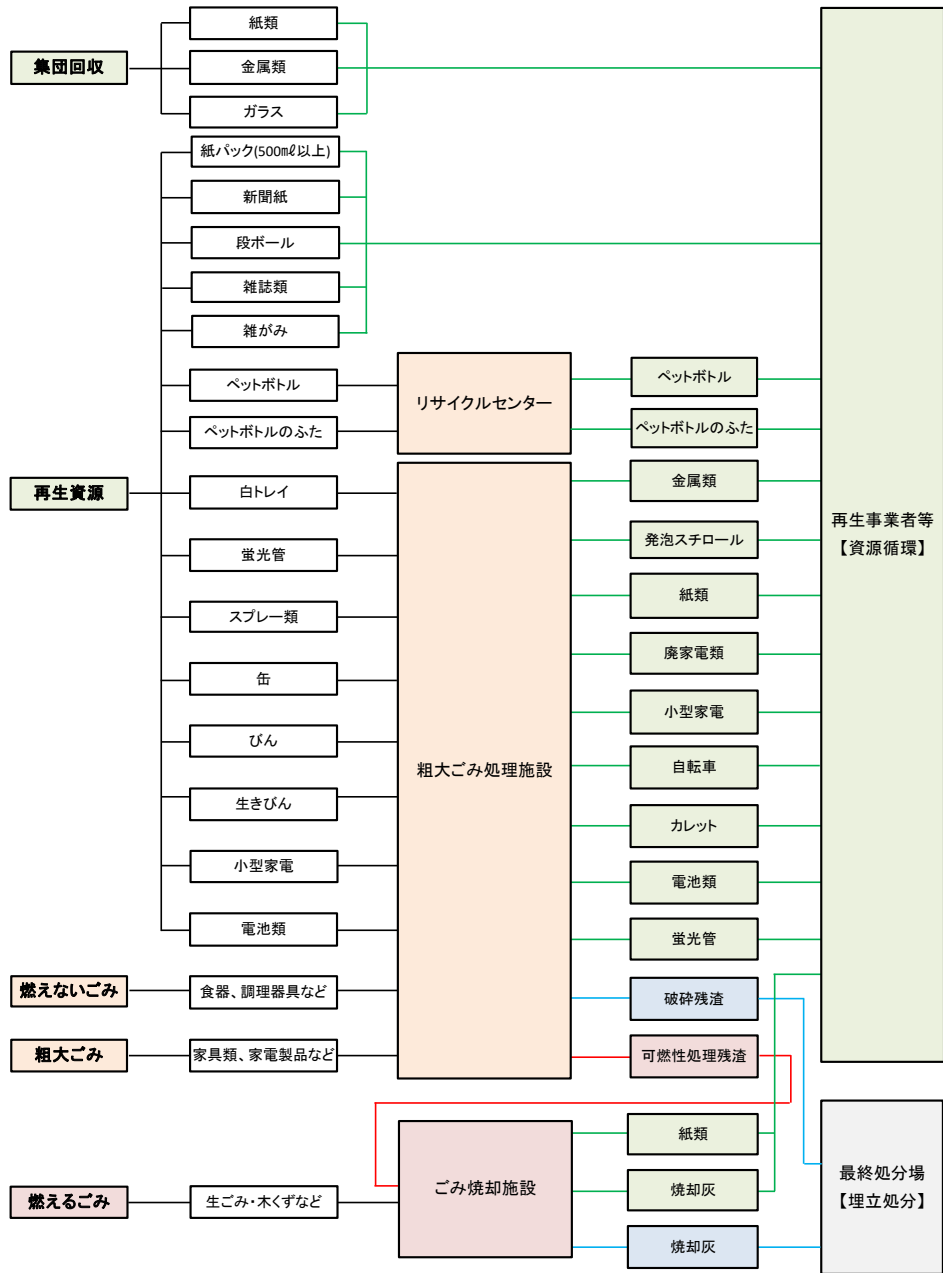
## 第2節 処理フロー

本市で発生した燃えるごみは、清掃センターのごみ焼却施設へ搬入され、焼却による中間処理を実施した後、発生した焼却灰は清掃センター内の最終処分場で埋立処分をしているほか、焼却灰の一部については、リサイクル処理委託を行っています。

ごみステーションから収集した紙類については、直接再生事業者等に引き渡しており、そのほか、燃えないごみ、再生資源（ペットボトルを除く）、粗大ごみは、清掃センターの粗大ごみ処理施設において選別及び破碎処理等の中間処理をした後、鉄やアルミなどの再生資源は、再生資源を取り扱う業者へ引き渡しており、処理残渣は焼却灰と同様に最終処分場で埋立処分をしています。

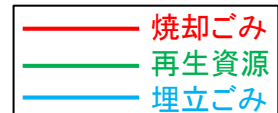
また、再生資源のペットボトルについては、清掃センター内のリサイクルセンターで手選別後、圧縮成型をして再生資源を取扱う業者へ引き渡しています。

本市におけるごみの処理・処分の流れは、図 3-1 のとおりです。



(令和7年10月1日現在)

図 3-1 ごみ処理フロー



### 第3節 ごみ処理体制

ごみの処理体制は、収集運搬、中間処理、最終処分に区分され、それぞれ本市が処理主体となって実施しています。収集運搬においては、その大部分を市内業者に委託しており、中間処理、最終処分は清掃センターで行っています。また、蛍光管、電池類については、清掃センターで一時保管し、専門業者に処理を委託しています。

この他、集団回収によって集められた資源物は、直接民間の再生資源化業者等に搬入されて資源化されています。

清掃センターに持ち込まれたごみは、表 3-4 に示すように処理しています。

表 3-4 ごみ処理体制

区分		処理方法
燃えるごみ		桐生市清掃センターのごみ焼却施設で焼却を行い、発生する焼却灰は桐生市清掃センター最終処分場で埋立処分しているほか、焼却灰の一部については、リサイクル処理委託をしています。
燃えないごみ・粗大ごみ		粗大ごみ処理施設で破碎処理等を行い、選別施設で金属類、ガラス類などの資源物を回収後、桐生市清掃センター最終処分場で埋立処分しています。
再生資源	ペットボトル類	リサイクルセンターで手選別作業によって、ボトルとキャップに分別後、ボトルは圧縮成型して、資源化業者等へ引き渡しリサイクルを図っています。(有償)
	白色トレイ	粗大ごみ処理施設で減容し、資源化業者等へ引き渡しリサイクルを図っています。(有償)
	紙類	一時保管し、資源化業者等へ引き渡しリサイクルを図っています。(有償)
	蛍光管	一時保管し、資源化業者等へ引き渡しリサイクルを図っています。(逆有償)
	スプレー類	一時保管し、資源化業者等へ引き渡しリサイクルを図っています。(有償)
	缶類	粗大ごみ処理施設で手選別作業及び機械選別によって分別処理した後、資源化業者等へ引き渡しリサイクルを図っています。(有償)
	びん類	粗大ごみ処理施設で手選別作業によって分別処理した後、資源化業者等へ引き渡しリサイクルを図っています。(逆有償)
	小型家電	一時保管し、資源化業者等へ引き渡しリサイクルを図っています。(有償)
	電池類 <sup>*1</sup>	一時保管し、資源化業者等へ引き渡しリサイクルを図っています。(逆有償)

※1：電池類とは、乾電池、小型充電式電池、ボタン電池、コイン電池をいう。

#### 第4節 ごみ収集運搬の方法

ごみの収集運搬については、市内の全域を委託で実施し、一部業務を直営で実施しています。また、ひとり暮らしの高齢者のうち、近くのごみ集積所までごみを持ち出すことが困難で身近に協力を得られない市民を対象に、戸別収集を実施しています。

令和7年度のごみ収集の概要は表 3-5 及び表 3-6 のとおりです。

表 3-5 ごみ収集の概要

分別	収集回数	収集方式	集積所数	収集料金	
燃えるごみ	週 2 回	ステーション方式	3,189 か所	無料	
燃えないごみ	月 1 回				
再生資源	ペットボトル類				月 1 回 <sup>※1</sup>
	白トレイ				月 1 回 <sup>※1</sup>
	紙類 <sup>※2</sup>				月 2 回
	蛍光管				月 1 回
	スプレー類				月 1 回
	缶 <sup>※2</sup>				月 1 回
	びん類				月 1 回
小型家電	随 時				拠点方式 <sup>※3</sup>
電池類	年 2 回	拠点方式 <sup>※3</sup>			
危険物	ライター	年 2 回	ステーション方式 <sup>※4</sup>		
粗大ごみ		戸別方式 <sup>※5</sup>	—	有料	

※1：旧桐生市は、5～9月に月2回となります。

※2：新聞紙、アルミ缶は、各公民館でも回収を行っています。

※3：市役所、各支所及び各公民館で回収を行っています。

※4：春秋の市民一斉清掃で行っています。

※5：新里町では、年2回の拠点回収、黒保根町では、年4回のステーション収集も行っています。

表 3-6 高齢者支援家庭ごみ戸別収集について

区分	内容
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方</li> <li>要支援または要介護認定を受けている、ひとり暮らしの高齢者</li> <li>75歳以上の者で構成されたごみ出し困難な世帯</li> <li>その他市長が特に必要と認める者</li> </ul>
収集内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集するごみは、「桐生市 ごみと再生資源の収集カレンダー」に記載している「燃えるごみ・燃えないごみ・再生資源」のみです。</li> <li>ごみステーションへの出し方と同じように、分別して指定ごみ袋に入れてください。</li> <li>一度に出せるごみ袋の数は、3～4袋までです。</li> <li>収集するごみは、対象となる世帯から出るごみに限ります。なお、一度に大量のごみは収集しません。</li> <li>粗大ごみは収集できません。別途、粗大ごみ収集の申込み（※有料）をしてください。</li> </ul>
収集日	<ul style="list-style-type: none"> <li>週1回、各々に決められた曜日に伺います。</li> <li>午前8時30分までに所定の場所に出してください。</li> <li>収集日が祝日及び振替休日となる場合は、収集しません。また、大型連休と年末年始は収集しません。</li> </ul>
収集方法	市職員が直接玄関まで収集に伺います。その際には安否確認のため声掛けをさせていただきます。

## 第5節 ごみ処理施設の概要

### 1. 桐生市清掃センターの概要

平成8年度の竣工当時、桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合のごみ処理施設として建設され「桐生広域清掃センター」として運営を行っていました。

市町村合併後に組合は解散し、「桐生市清掃センター」として本市が管理運営を引き継いでいます。ごみ処理区域は、本市に加え、建設当初から対象区域となっていたみどり市、伊勢崎市赤堀地区となっています。

同一敷地内に、ごみ焼却、破砕処理、選別及びリサイクル処理、最終処分といった、ごみ処理に必要な不可欠な設備を完備し、更には次期ごみ焼却施設、次期最終処分場の敷地が確保され、将来を見据えた長期的な設計がなされています。

桐生市清掃センター概要は表 3-7、桐生市清掃センター配置図は図 3-2 のとおりです。

表 3-7 桐生市清掃センター概要

ごみ処理区域	桐生市、みどり市、伊勢崎市赤堀地区
所在地	桐生市新里町野 461
処理施設	ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、最終処分場



図 3-2 桐生市清掃センター配置図

## (1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設では、焼却炉を3基備えており、計画的な整備を行うことで安定したごみ処理を行っています。

平成8年から供用を開始し、平成26年度から3か年で基幹的設備改良工事を行い、約15年の延命化が図られたことから、令和13年度までの安定稼働を目指しています。ごみ焼却施設概要は表3-8、ごみ焼却処理の流れは図3-3のとおりです。

表 3-8 ごみ焼却施設概要

処理能力	450t/日 (150t/日×3炉)
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
受入供給方式	ピットアンドクレーン方式
排ガス処理方式	乾式 (高反応消石灰・活性炭吹込+バグフィルター)
余熱利用	蒸気タービン発電4,500kW+160kW 場内外熱供給
電気設備	特別高圧 66kV×2回線
供用開始	平成8年7月

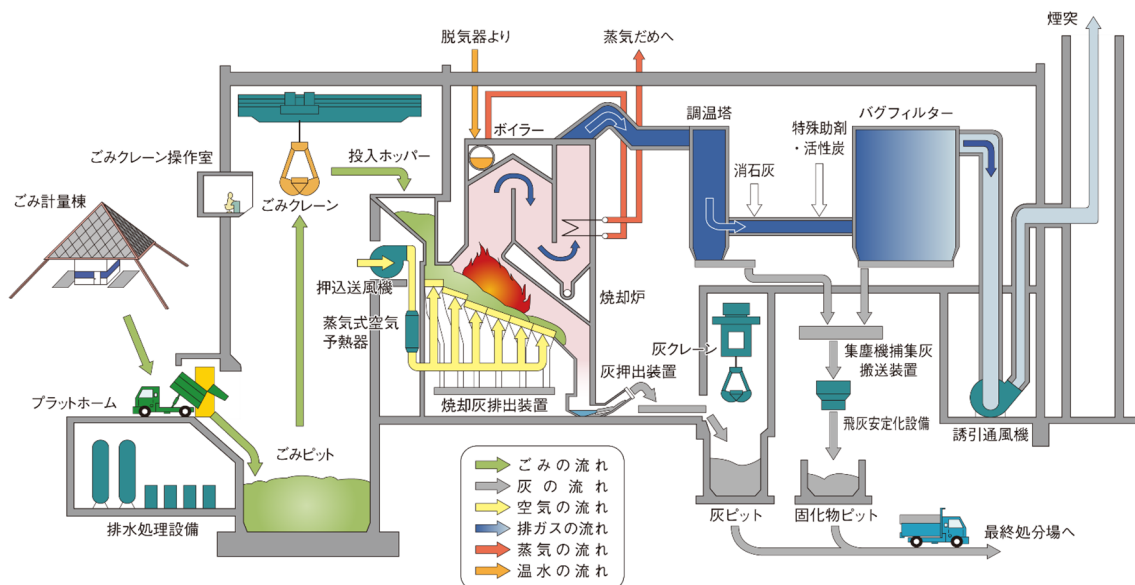


図 3-3 ごみ焼却処理の流れ

## (2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は、不燃ごみラインと可燃性粗大ごみラインの2つのラインから成ります。不燃ごみラインでは、手選別作業によって鉄、アルミ、カレット、不適物等に分別しています。可燃性粗大ごみラインでは、切断機または回転式破砕機により破砕処理を行い、磁選機や風力選別機、不燃物可燃物分別機によって可燃物、不燃物、資源物等に分別しています。

今後、定期的な精密機能検査及び定期的な点検整備と必要に応じた修繕を実施し、ごみ焼却施設と同様に令和13年度までの安定稼働を目指します。

粗大ごみ処理施設概要は表3-9、粗大ごみ処理の流れは図3-4のとおりです。

表3-9 粗大ごみ処理施設概要

処理能力	80t/日（1日の稼働を5時間とする）
選別処理種別	燃えないごみ、粗大ごみ、缶類、びん類、発泡スチロール等
破砕機形式	衝撃・せん断併用回転式、せん断式
受入供給方式	ピットアンドクレーン方式
供用開始	平成8年3月

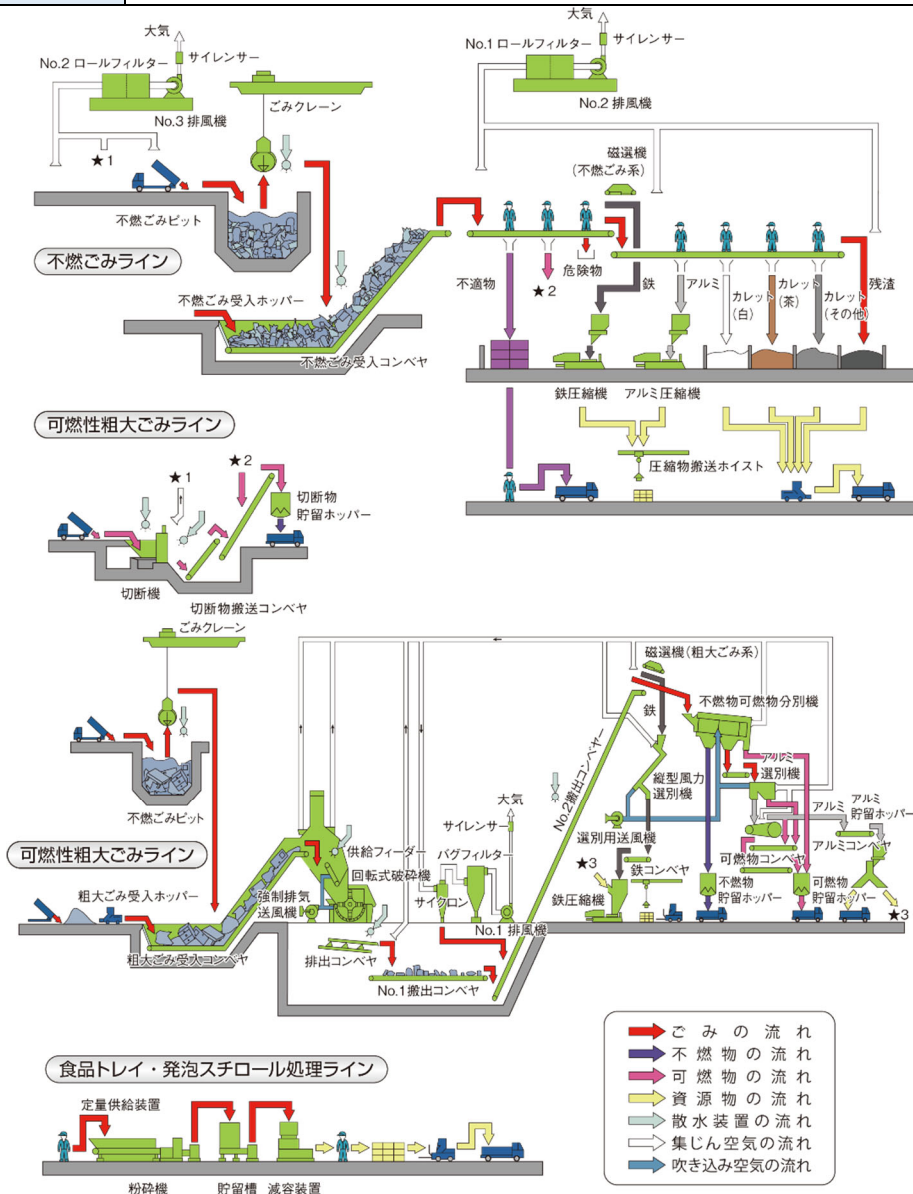


図3-4 粗大ごみ処理の流れ

### (3) リサイクルセンター

リサイクルセンターでは、再生資源として収集されたペットボトルの選別処理等を行っています。

ペットボトルは、手作業による選別を行い、ボトルとキャップに分別後、ボトルについては圧縮成型し、それぞれ民間リサイクル業者で資源化を行っています。

平成12年からの供用開始以来、約25年が経過していますが、定期的な点検整備と必要に応じた修繕を実施し、ごみ焼却施設と同様に、令和13年度までの安定稼働を目指します。

リサイクルセンター概要は表3-10、ペットボトル処理の流れは図3-5のとおりです。

表3-10 リサイクルセンター概要

処理能力	1.6t/日（1日の稼働時間を5時間とする）
形式	油圧駆動縦型一方締式
供用開始	平成12年4月

#### ペットボトル処理ライン

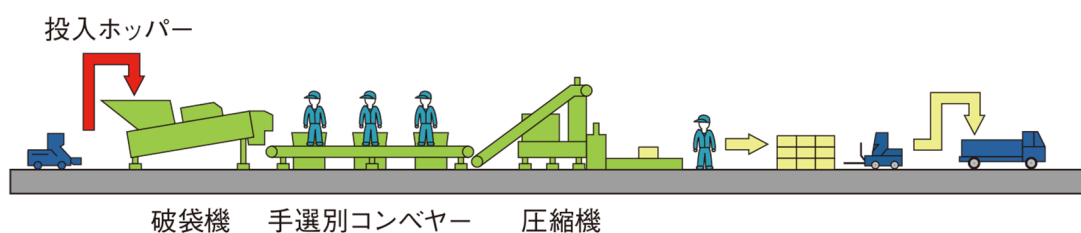


図3-5 ペットボトル処理の流れ

#### (4) 最終処分場

桐生市清掃センター最終処分場は、現在の処理施設で発生する焼却灰及び不燃残渣の埋立処理を行っています。最終処分場全域にわたって、防水シートが敷かれており、雨水が周辺へ浸透することを防止しており、貯まった水は、調整池を介して、浸出水処理施設で適正に処理し、放流しています。

最終処分場は、建設当初は平成27年12月までの埋立を計画していましたが、平成30年度にかさ上げによる計画変更を行い、令和21年2月まで埋立期間を延長しており、今後も適正な維持管理に努めます。

桐生市清掃センター最終処分場概要は表 3-11、桐生市清掃センター最終処分場浸出水処理の流れは図 3-6 のとおりです。

表 3-11 桐生市清掃センター最終処分場概要

埋立の種類	焼却灰、ばいじん、不燃性残渣、汚泥
埋立地面積	46,050m <sup>2</sup>
埋立容量	400,320m <sup>3</sup> (最終覆土含まず)
埋立期間	平成10年1月から令和21年2月 (予定)
浸出水処理能力	150m <sup>3</sup> /日
浸出水処理方式	凝集沈殿法+接触曝気法+活性炭吸着法+キレート樹脂吸着法

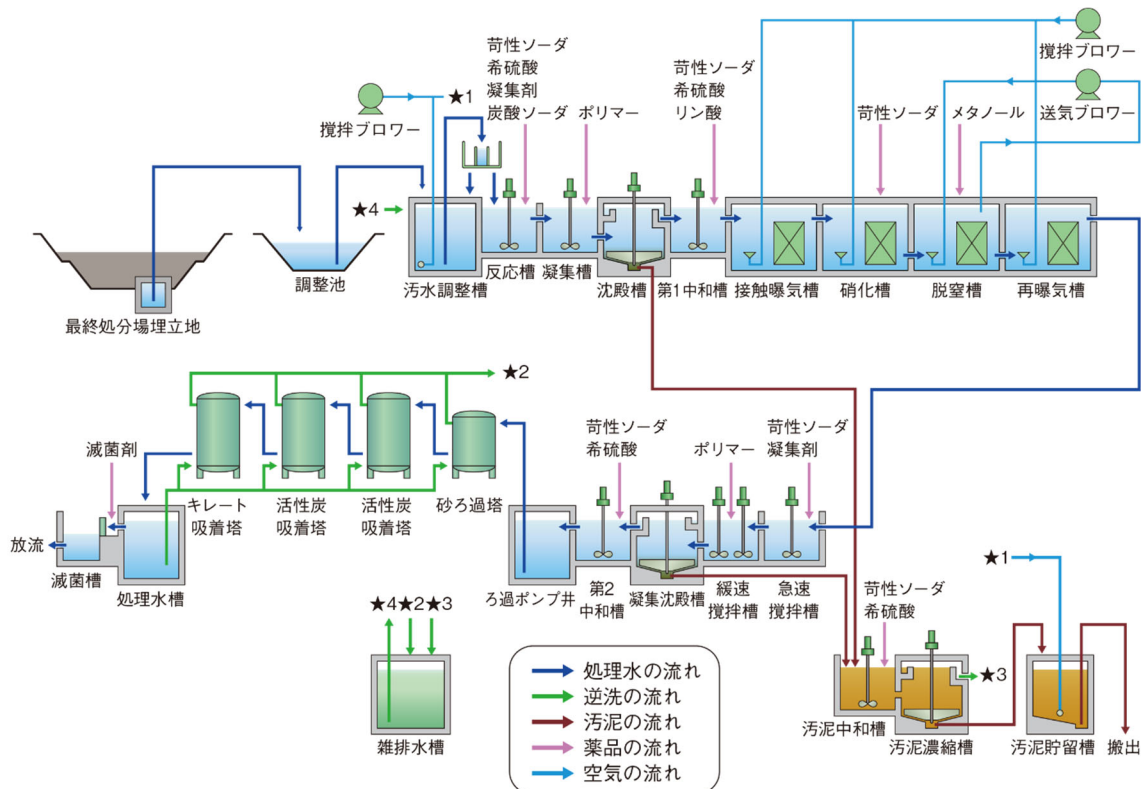


図 3-6 桐生市清掃センター最終処分場浸出水処理の流れ

## 第6節 不法投棄の状況

本市では、平成13年4月1日から「桐生市不法投棄防止条例」を施行しています。

この条例の目的は、市、市民、事業者、土地所有者等が協力して不法投棄を防止することで、清潔で美しいまちづくりを推進して、良好な生活環境を確保することです。また、市民等には不法投棄を発見したときの情報提供を義務付けており、不法投棄者が判明した場合の情報提供者には、一件1万円の報償金を支給しています。このように本市では官民一体となって不法投棄の防止に努めています。

しかしながら、一部のルールを守らない人によるごみの不法投棄は後を絶たず、人の目の届きにくい山間部だけでなく、街中のごみステーションに捨てられてしまうケースも見られます。

このような中、本市では継続的に不法投棄防止パトロールを実施しており、令和2年度と令和6年度を比較すると不法投棄の件数は、70件から54件と16件減少しています。

今後とも、緑豊かな郷土を守るため、市民、事業者、市が一体となって不法投棄を「しない」・「させない」・「許さない」ための継続した取組が必要です。

不法投棄の状況は表3-12及び表3-13のとおりです。

表3-12 不法投棄の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄件数	70	64	69	51	54
投棄者判別件数	1	0	1	1	1
不法投棄通報件数	22	20	11	15	22
報奨金支払件数	0	0	0	0	0

表3-13 不法投棄の主な品目

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家電4品目	16	12	4	3	11
タイヤ	30	8	17	12	8
自転車	1	2	0	3	2
パソコン	0	0	0	0	0

※主な品目であるため不法投棄件数とは一致しません。

## 第7節 ごみ量の推移

### 1. 総排出量

本市の集団回収を含めたごみ総排出量は、過去5年間において減少傾向となっています。

種類別では、いずれも過去5年間において減少傾向となっていますが、粗大ごみは、令和3年度及び令和6年度に一時的に微増し、集団回収量は、令和4年度に一時的に微増しています。

ごみ総排出量の推移は表 3-14 及び図 3-7 のとおりです。

表 3-14 ごみ排出量の推移

区分\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口 (人)	108,730	106,808	105,034	103,302	101,516
年間日数 (日)	365	365	365	366	365
排出量 (t/年)	40,881	39,547	38,987	37,250	37,056
燃えるごみ (t/年)	35,529	34,376	34,062	32,684	32,622
燃えないごみ (t/年)	1,133	986	876	801	761
粗大ごみ (t/年)	845	876	837	762	791
再生資源 (t/年)	3,374	3,309	3,212	3,003	2,882
集団回収 (t/年)	596	504	518	464	397
ごみ総排出量 (t/年)	41,477	40,051	39,505	37,714	37,453
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,045	1,027	1,030	997	1,011

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

(行政区域内人口は、各年度の10月1日時点の住民基本台帳人口。(外国人住民を含む。))

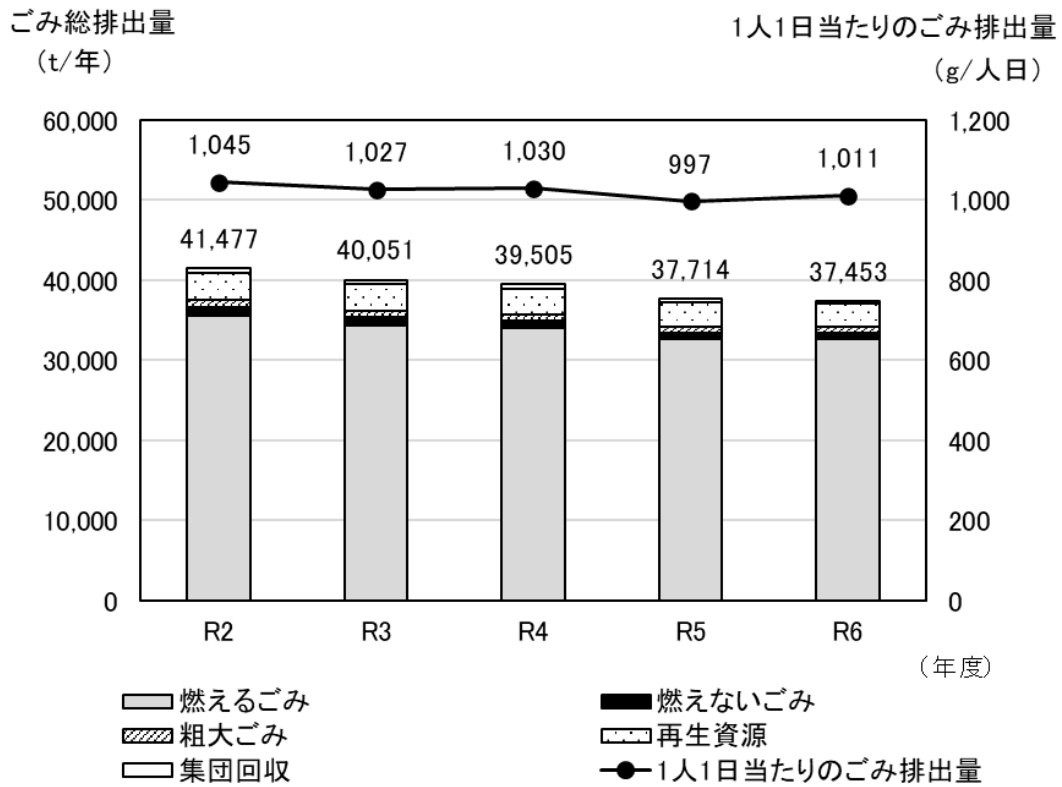


図 3-7 ごみ総排出量の推移

令和 6 年度の排出割合は、燃えるごみが 87.1%を占めており、次いで再生資源が 7.7%、粗大ごみが 2.1%となっています。

令和 6 年度の区分別の排出割合は図 3-8 のとおりです。

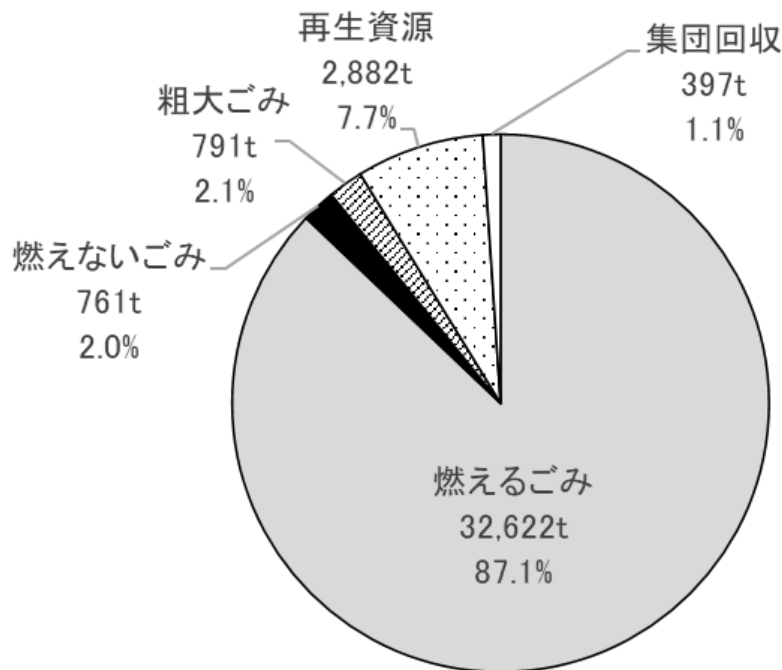


図 3-8 令和 6 年度の区分別の排出割合

## 2. 1人1日当たりのごみ排出量

ごみ総排出量は、過去5年間において減少傾向となっておりますが、1人1日当たりのごみ排出量は、微増・微減を繰り返しており、令和5年度は、997g/人日と、全国平均・群馬県平均を上回っている状態になっています。

1人1日当たりのごみ排出量の実績は表3-15及び図3-9のとおりです。

表3-15 1人1日当たりのごみ排出量の実績

区分\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,045	1,027	1,030	997	1,011
全国平均 (g/人日)	901	890	880	851	-
群馬県平均 (g/人日)	990	968	966	933	-

※全国平均、群馬県平均は令和5年度データが最新となります。

### 1人1日当たりのごみ排出量

(g/人日)

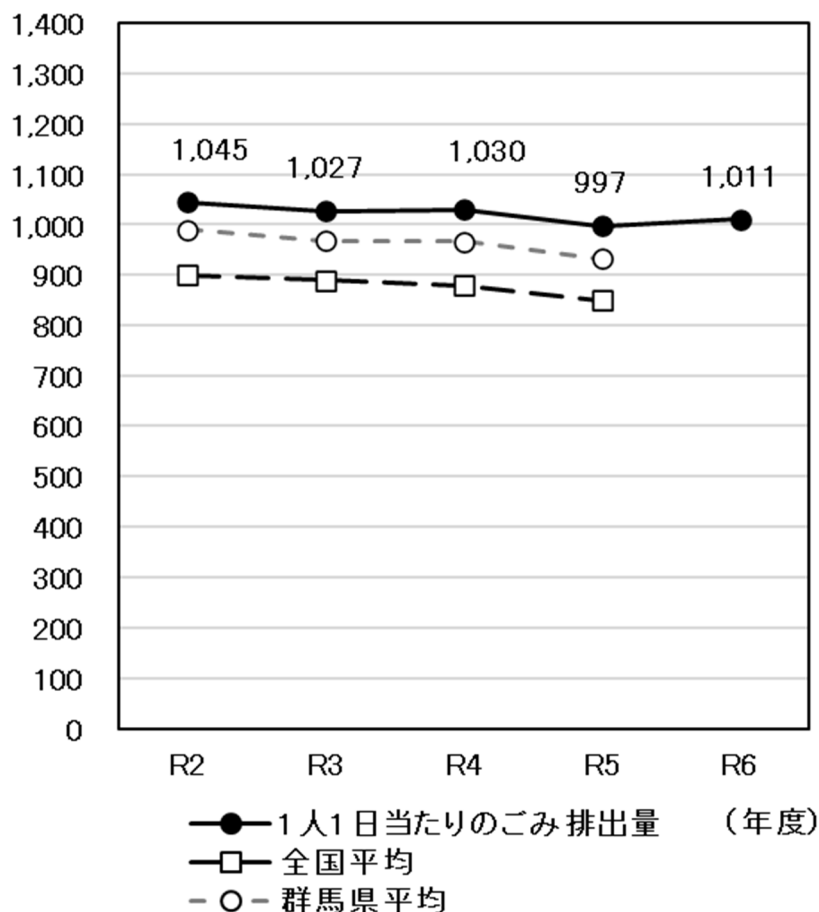


図3-9 1人1日当たりのごみ排出量の実績

### 3. 生活系ごみと事業系ごみ

生活系ごみの排出量は、過去5年間に於いて減少傾向となっておりますが、事業系ごみの排出量は、やや増加傾向となっております。

本市の生活系ごみと事業系ごみの排出量の実績は図 3-10 及び図 3-11 のとおりです。

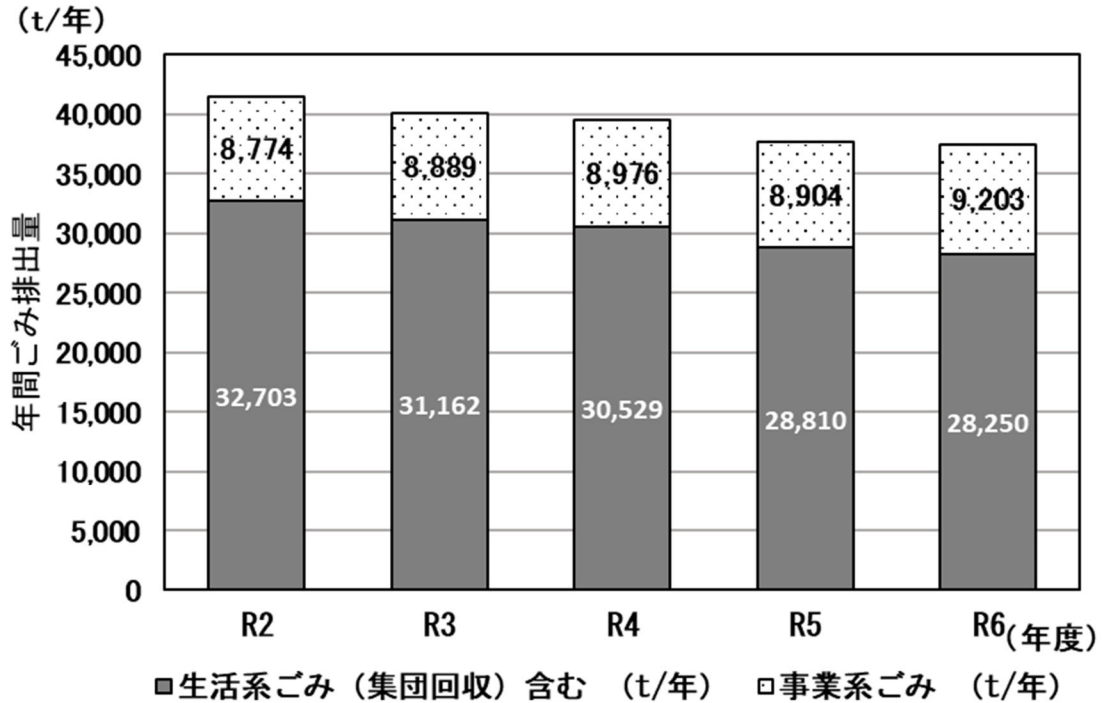


図 3-10 生活系・事業系ごみ排出量の実績

#### 1人1日当たりのごみ排出量

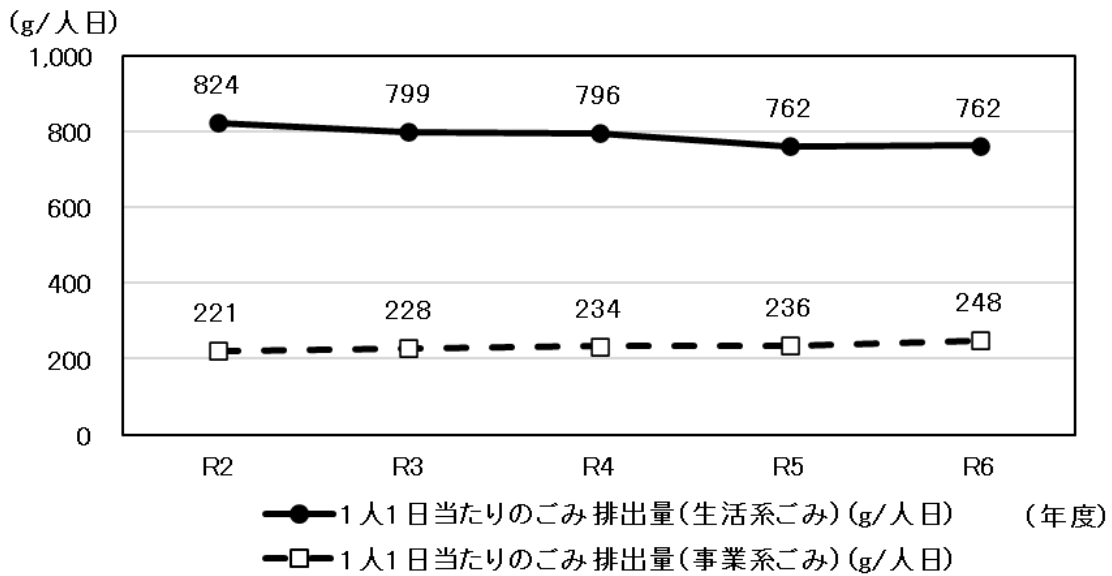


図 3-11 1人1日当たりのごみ排出量の実績 (生活系・事業系ごみ)

## 第8節 中間処理・最終処分の実績

### 1. 中間処理施設への搬入量・搬出量（可燃・不燃・粗大ごみ・資源ごみ処理）

収集・運搬された燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、再生資源等は、桐生市清掃センターに搬入しています。

#### (1) ごみ焼却施設への搬入量・搬出量

搬入量は、過去5年間において減少傾向となっており、搬出量は令和5年度に焼却灰の埋立処分量が増え、一時的に増加しましたが、搬入量と同様に長期的には減少傾向になっています。

ごみ焼却施設への搬入量・搬出量の実績は表 3-16 のとおりです。

表 3-16 ごみ焼却施設への搬入量・搬出量の実績

区分\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ焼却施設搬入量（焼却量）	(t/年) 36,921	35,774	35,085	33,750	33,718
燃えるごみ <sup>※1</sup>	(t/年) 35,529	34,376	34,062	32,684	32,622
粗大ごみ処理施設可燃残渣	(t/年) 1,360	1,375	1,006	1,030	1,070
リサイクルセンター可燃残渣	(t/年) 32	23	17	36	26
ごみ焼却施設搬出量	(t/年) 4,681	4,504	3,963	4,079	3,963
焼却灰（埋立処分量） <sup>※2</sup>	(t/年) 4,185	4,242	3,759	3,934	3,814
紙類（資源化量）	(t/年) 72	62	32	22	23
焼却灰（資源化量）	(t/年) 424	200	172	123	126

※1：実態調査の値（臨時ごみは含まない）。

※2：実態調査の値。

## (2) 粗大ごみ処理施設への搬入量・搬出量

搬入量及び搬出量は、過去5年間において減少傾向となっています。  
粗大ごみ処理施設への搬入量・搬出量の実績は表 3-17 のとおりです。

表 3-17 粗大ごみ処理施設への搬入量・搬出量の実績

区分\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量 (t/年)	3,165	2,945	2,759	2,550	2,468
燃えないごみ (t/年)	1,133	986	876	801	761
収集ごみ (t/年)	948	805	716	648	621
直接搬入ごみ (t/年)	185	181	160	153	140
再生資源 (t/年)	1,187	1,083	1,046	987	916
収集ごみ (t/年)	1,187	1,083	1,046	987	916
直接搬入ごみ (t/年)	0	0	0	0	0
粗大ごみ (t/年)	845	876	837	762	791
収集ごみ (t/年)	332	287	247	235	234
直接搬入ごみ (t/年)	513	589	590	527	557
搬出量 (t/年)	3,165	2,945	2,759	2,550	2,468
中間処理後再生利用量 (t/年)	1,303	1,407	1,644	1,452	1,321
金属類 (t/年)	952	839	847	730	718
ガラス類 (t/年)	228	197	211	215	182
白色トレイ (t/年)	12	4	8	4	4
その他 (ガラス残渣、自転車等) (t/年)	111	367	578	503	417
残渣焼却量 (t/年)	1,360	1,375	1,006	1,030	1,070
残渣埋立量 (t/年)	502	163	109	68	77

## (3) リサイクルセンターへの搬入量・搬出量

搬入物としては、ペットボトルのみとなっており、搬入量及び搬出量は過去5年間において約300tで推移しています。

リサイクルセンターへの搬入量・搬出量の実績は表 3-18 のとおりです。

表 3-18 リサイクルセンターへの搬入量・搬出量の実績

区分\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量 (t/年)	291	295	298	296	286
搬出量 (t/年)	291	295	298	296	286
ペットボトル (t/年)	259	272	281	260	260
処理残渣 (t/年)	32	23	17	36	26

## 2. ごみの組成

一般家庭や事業所から排出される、家庭ごみや事業系一般廃棄物は、紙・木・プラスチックなどの燃えやすいもの、厨芥を主とする燃えにくいもの、金属・ガラス・土砂などの不燃物と多岐にわたっており、その形状もさまざま、構成割合については、収集区域（農業地域・住宅地域・商業地域など）によって、あるいは季節によっても変化します。

これらのごみの性状を知るために、ごみピットから採取した可燃ごみとごみ収集車から採取した可燃ごみのごみ質分析を行います。

ごみピットから採取したごみ質分析は、焼却炉に投入される段階での物質組成に加え、水分、可燃分、灰分の三成分比率や発熱量から焼却炉内部へ与える影響などを判断でき、焼却炉の管理をする上で重要なものです。なお、三成分は乾燥させる、分別する、燃やすなどの工程を経て、水分、可燃分、灰分の3つの成分を求めるもので、三成分から発熱量を計算することにより焼却炉に与える影響や蒸気の発生量等を判断することが可能となります。

一方で、ごみ収集車から採取したごみ質分析は、桐生市のごみステーションに出されたごみの性状を知るためのもので、家庭ごみを減量するために、どのような施策が有効であるかを判断する基準とすることができます。

分析結果によると、「紙・布類」、「ゴム・プラスチック類」、「草・木・わら類」の順に多くなっています。雑がみなどの再生資源が混入していることが推測されるため、再生資源の分別強化と、リサイクル等の適切な対応の検討が必要と考えられます。

桐生市清掃センターのごみピットから採取した可燃ごみのごみ質分析結果は表 3-19 及び図 3-12、桐生市のごみステーションに出されたごみを収集したごみ収集車から採取した可燃ごみのごみ質分析結果は表 3-20 及び図 3-13 のとおりです。

表 3-19 ごみ質分析結果（ごみピットから採取）

区分\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均	
物質組成	紙・布類	47.7	48.0	47.7	51.0	50.5	49.0	
	ゴム・プラスチック類	21.8	30.4	27.0	28.8	26.7	26.9	
	草・木・わら類	11.8	12.0	14.0	7.6	11.8	11.4	
	厨芥類	9.9	5.1	6.0	5.9	5.1	6.4	
	不燃物	4.0	1.8	1.4	2.1	1.3	2.1	
	その他	5.0	2.7	4.0	4.7	4.7	4.2	
三成分	水分	39.4	38.9	40.6	41.3	39.1	39.9	
	可燃分	52.6	53.8	54.8	52.7	55.8	53.9	
	灰分	8.1	7.3	4.6	6.0	5.2	6.2	
低位発熱量（計算値）		(J/g)	8,918	9,158	9,288	8,890	9,510	9,153

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

※ごみ質分析は、桐生市清掃センターのごみピットから採取した可燃ごみを試料とし、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（環整95号、昭和52年11月4日）で定められた方法により実施。

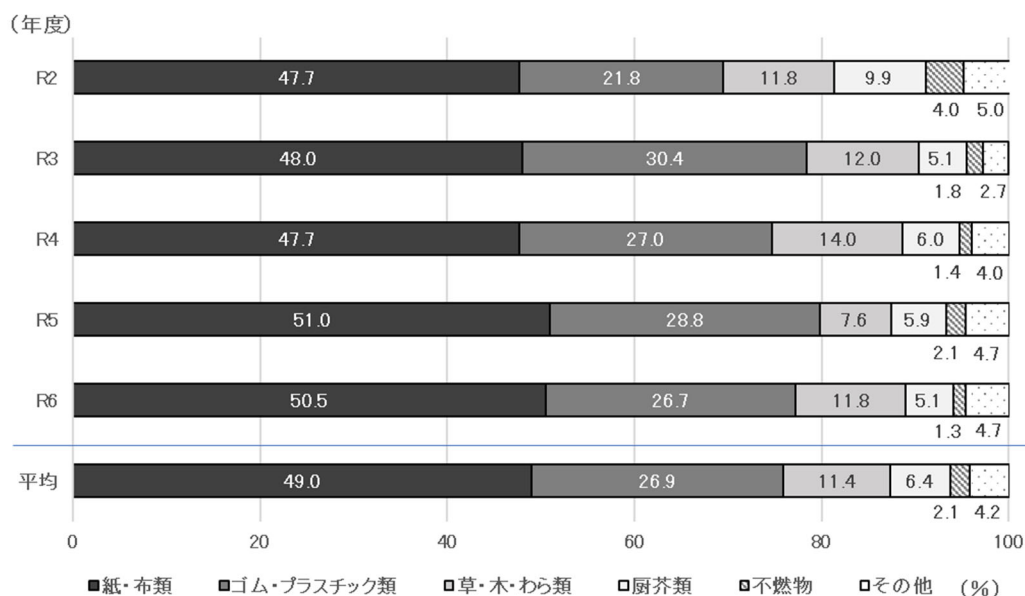


図 3-12 ごみ質分析結果（ごみピットから採取）

表 3-20 ごみ質分析結果（ごみ収集車から採取）

区分\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
物質組成	紙・布類	48.9	44.0	45.6	44.0	42.3	45.0
	ビニール・合成樹脂・ ゴム・皮革類	22.1	23.0	26.9	20.8	21.8	22.9
	木・竹・ワラ類	18.1	17.5	11.6	18.7	17.7	16.7
	厨芥類	8.3	12.2	12.6	12.1	13.9	11.8
	不燃物類	1.9	2.6	2.0	1.4	2.1	2.0
	その他	0.8	0.9	1.3	3.2	2.4	1.7

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。  
 ※ごみ質分析は、ごみ収集車から採取した可燃ごみを試料とし、「一般廃棄物処理事業に対する  
 指導に伴う留意事項について」（環整95号、昭和52年11月4日）で定められた方法により実施。

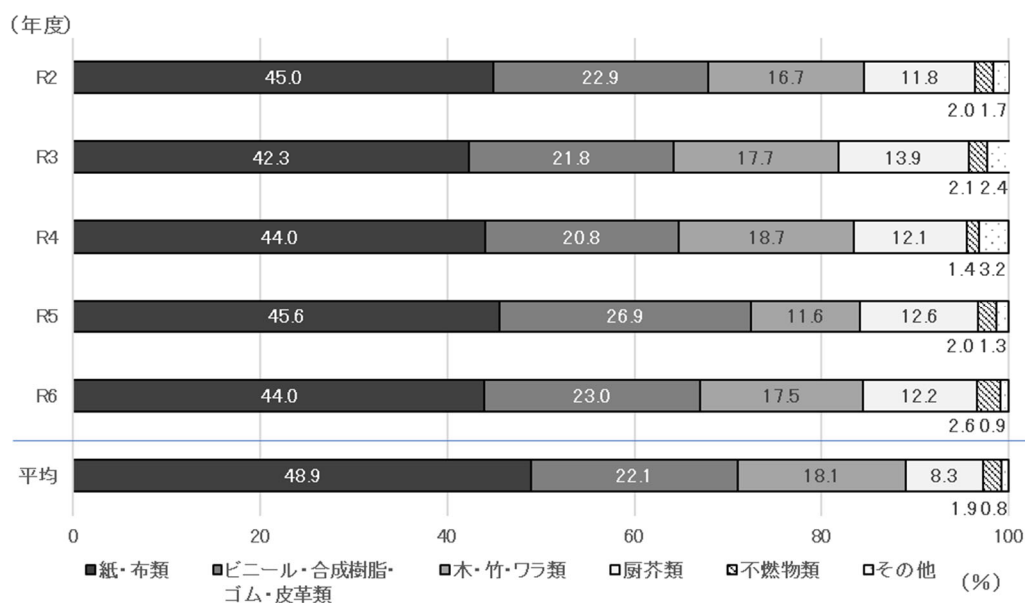


図 3-13 ごみ質分析結果（ごみ収集車から採取）

### 3. 資源化量とリサイクル率

資源化量は、過去5年間において減少傾向となっておりますが、令和4年度については一時的に増加しています。

リサイクル率についても、過去5年間においてやや減少傾向となっておりますが、令和4年度については一時的に増加しています。また、全国平均及び群馬県平均を下回る結果となっております。

資源化量とリサイクル率の実績は表 3-21 及び図 3-14 のとおりです。

$$\text{リサイクル率} = \text{資源化量} / \text{ごみ総排出量 (集団回収量 + ごみ排出量)}$$

表 3-21 資源化量とリサイクル率の実績

区分\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源化量 (t/年)	4,550	4,376	4,515	4,041	3,807
直接資源化量 (t/年)	1,896	1,931	1,868	1,720	1,680
紙類 (t/年)	1,830	1,871	1,808	1,666	1,632
紙パック (t/年)	11	11	12	11	9
びん類 (t/年)	27	25	21	20	18
その他 (t/年)	28	24	27	23	21
中間処理後再生利用量 (t/年)	2,058	1,941	2,129	1,857	1,730
紙類 (t/年)	72	62	32	22	23
金属類 (t/年)	952	839	847	730	718
びん類 (t/年)	228	197	211	215	182
ペットボトル (t/年)	259	272	281	260	260
白色トレイ (t/年)	12	4	8	4	4
その他 (焼却灰、ガラス残渣等) (t/年)	535	567	750	626	543
集団回収量 (t/年)	596	504	518	464	397
紙類 (t/年)	544	463	477	428	364
金属類 (t/年)	48	38	38	34	31
びん類 (t/年)	4	3	3	2	2
布類 (t/年)	0	0	0	0	0
リサイクル率 (本市) (%)	11.0	10.9	11.4	10.7	10.2
リサイクル率 (群馬県平均) (%)	14.3	14.5	13.9	13.8	-
リサイクル率 (全国平均) (%)	20.0	19.9	19.6	19.5	-

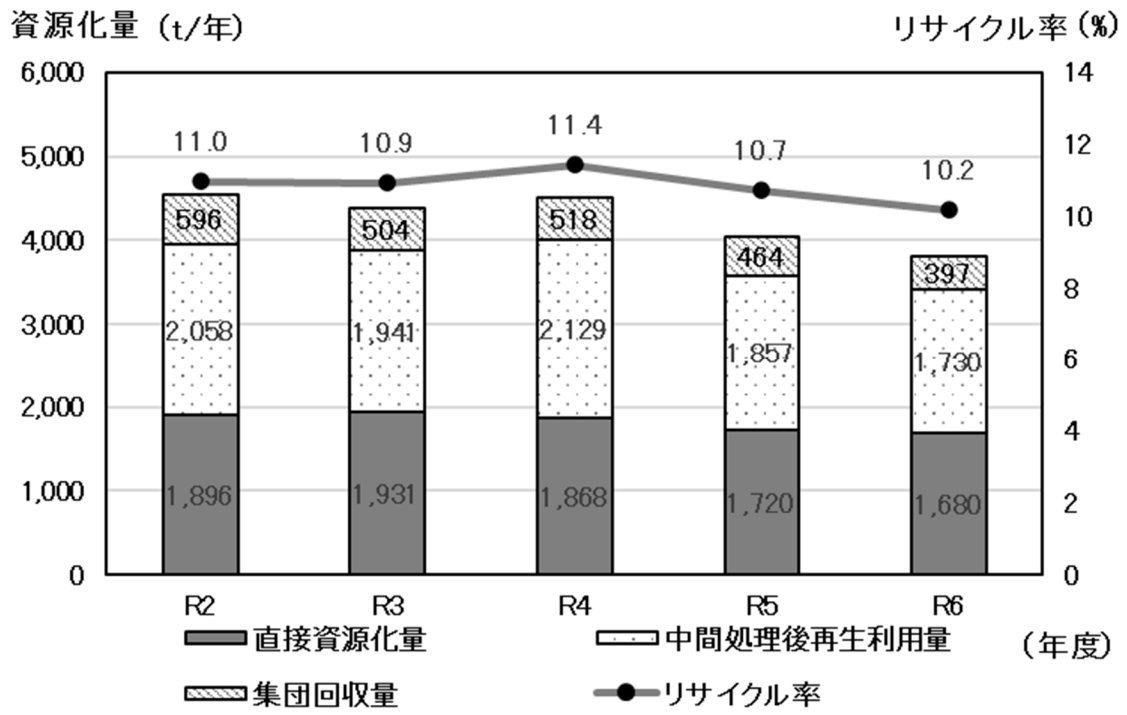


図 3-14 資源化量とリサイクル率の推移

#### 4. ごみ発電量

清掃センターでは、ごみ焼却から得られた熱エネルギーによって発電を行っています。令和6年度の年間ごみ発電量は24,538MWhとなっています。過去5年間の推移を見ると、令和2年度には発電設備の整備に伴い発電量が減少しましたが、令和4年度にはごみ処理区域外からの臨時ごみ受入れの影響で、例年より発電量が増加しました。発電量は、ごみ処理量と関連しており、今後はごみ減量に伴い減少する見込みです。発電効率は設備の運転状況によって変動し、16%から19%の範囲で推移しています。

発電した電力はごみ処理施設の運転に使用され、余剰電力は小売電気事業者に売却しています。

なお、熱エネルギーは、温水としても利用され、場内のほか隣接する温水プールや福祉センターへ供給することで地域に貢献しています。

ごみ発電量の推移は表 3-22 及び図 3-15 のとおりです。

表 3-22 ごみ発電量の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発電電力量（実績値）（kWh）	26,546,355	28,743,956	32,241,562	27,650,526	24,538,092
ごみ処理量（t）	65,361	62,334	72,638	60,647	56,781
ごみ1tあたりの発電量（kWh）	406	461	444	456	432
低位発熱量（計算値）（J/g）	8,918	9,158	9,288	8,890	9,510
ごみ発電量（理論値）（kWh）	161,904,024	158,562,265	187,396,416	149,764,373	149,997,215
発電効率（%）	16.4	18.1	17.2	18.5	16.4

※みどり市、伊勢崎市旧赤堀地区及びごみ処理区域外からのごみ搬入量を含めた発電量

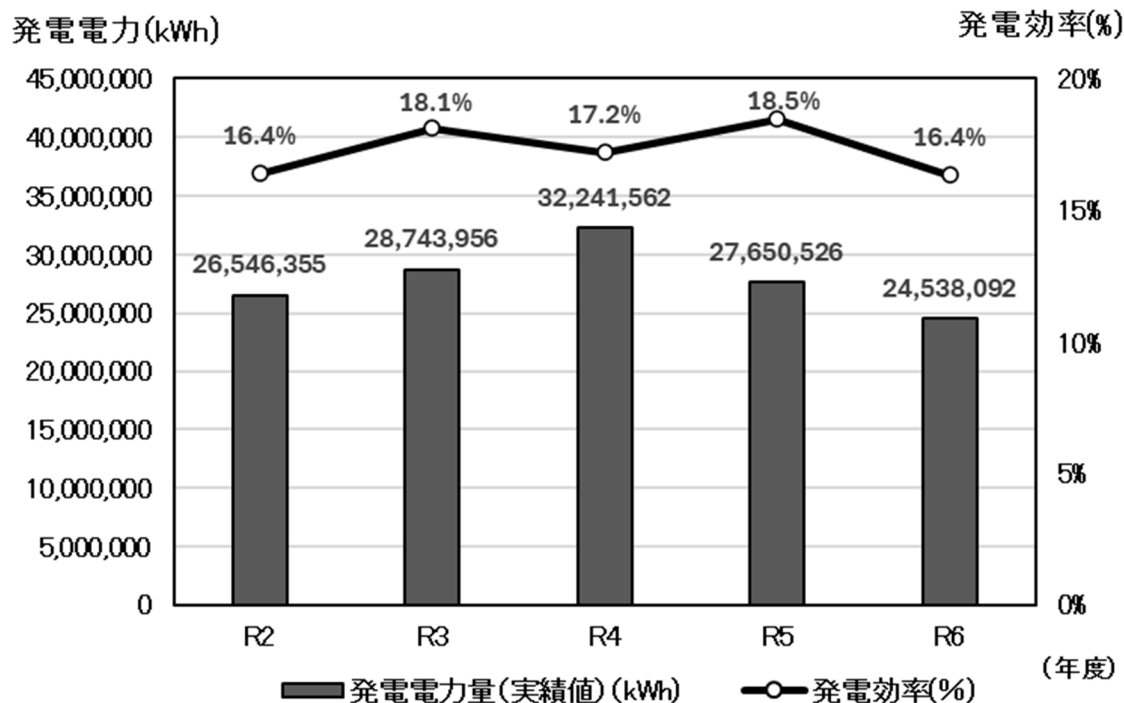


図 3-15 発電電力量と発電効率

## 5. 最終処分

埋立量（最終処分量）は、過去5年間に於いて減少傾向となっています。

最終処分率は、令和2年度と令和6年度を比較すると0.9ポイント減少しており、過去5年間に於いてわずかながら減少傾向となっています。

最終処分量の実績は表 3-23 及び図 3-16 のとおりです。

表 3-23 最終処分量の実績

区分\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
埋立量	(t/年)	4,687	4,405	3,868	4,002	3,891
焼却灰	(t/年)	4,185	4,242	3,759	3,934	3,814
処理残渣	(t/年)	502	163	109	68	77
最終処分率 <sup>※1</sup>	(%)	11.3	11.0	9.8	10.6	10.4

※1：最終処分率は、埋立量／総排出量×100 で計算。

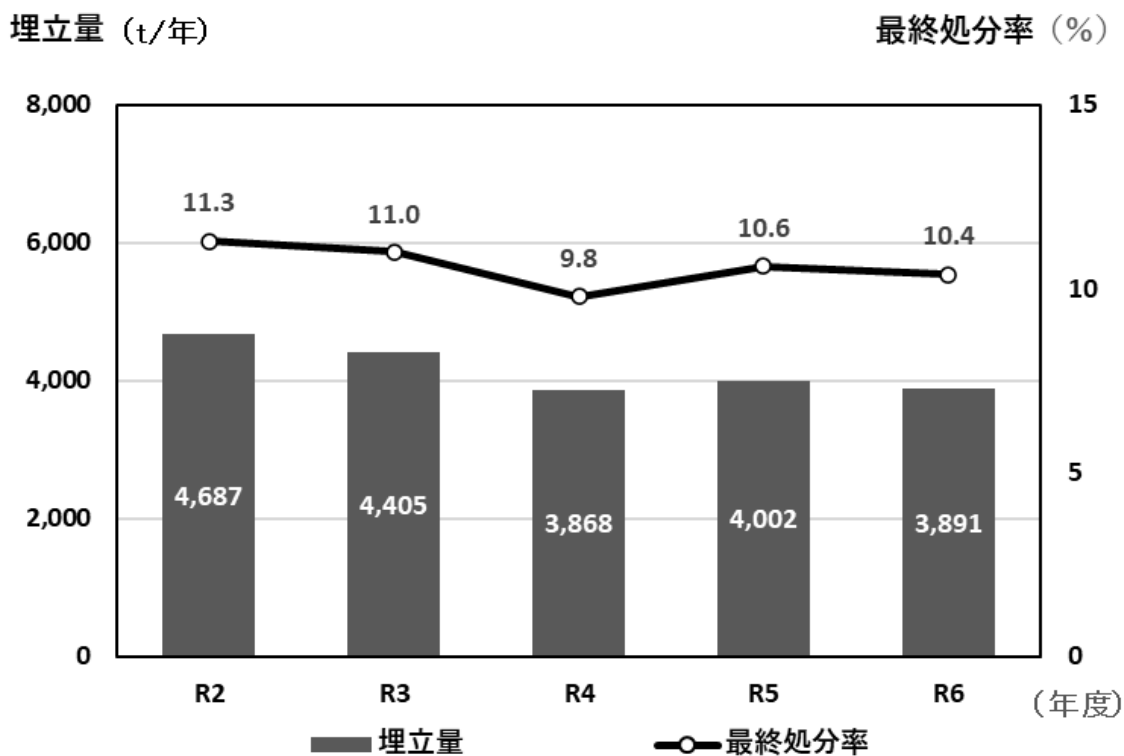


図 3-16 埋立量と最終処分率の推移

## 6. 温室効果ガス排出量

清掃センターから発生する温室効果ガス排出量は、ごみの焼却及び施設の稼働により発生する排出量から、売電及び熱供給による間接削減量を差し引くことで算出します。

このなかでは、ごみの焼却により発生する温室効果ガスが大半を占めますが、これは焼却ごみ中のプラスチックの量に大きく左右されることから、年度ごとの温室効果ガス排出量に差異が生じます。

令和4年度はごみ処理区域外からの臨時ごみ受入れの影響で、温室効果ガス排出量が一時的に増加しています。

桐生市清掃センターにおける温室効果ガス排出量の推移は表 3-24 及び図 3-17 のとおりです。

表 3-24 桐生市清掃センターにおける温室効果ガス排出量<sup>※1</sup>の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
燃料使用に伴う温室効果ガス排出量 (t-CO2/年)	94.9	103.4	77.6	71.2	120.9
桐生市清掃センター電気使用 (t-CO2/年)	366.8	191.5	168.5	165.7	239.4
自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量 (t-CO2/年)	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
HFC封入カーエアコン使用に伴う温室効果ガス排出量 (t-CO2/年)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガス排出量 (t-CO2/年)	1,105.9	1,054.7	1,229.1	1,026.2	960.8
プラスチック焼却に伴う温室効果ガス排出量 (t-CO2/年)	14,996.7	28,145.9	33,687.4	27,757.6	25,379.0
浄化槽由来の温室効果ガス排出量 (t-CO2/年)	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
合計 (t-CO2/年)	16,567	29,498	35,165	29,023	26,702

※1：みどり市、伊勢崎市旧赤堀地区及びごみ処理区域外からのごみ搬入量を含めた温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量(t-CO2/年)

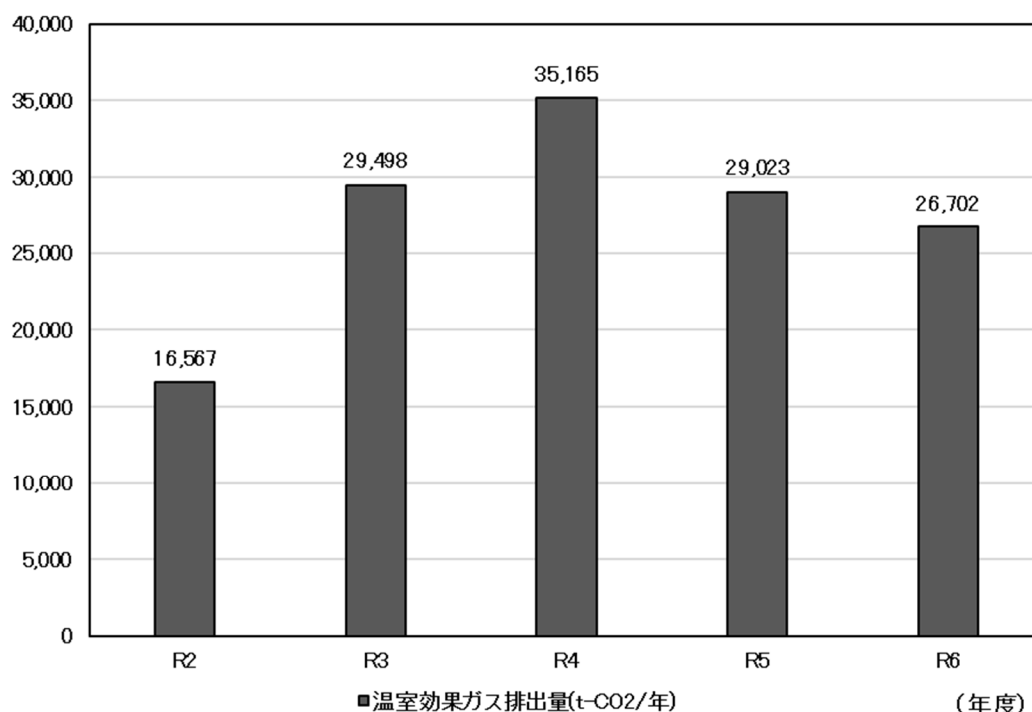


図 3-17 桐生市清掃センターにおける温室効果ガス排出量の推移

## 第9節 ごみ処理経費

ごみ処理経費は、収集運搬から埋立処分までのごみ処理全般に要する経費で、ごみ処理過程での収集運搬、中間処理及び最終処分等の各経費とごみ 1t 当たりあるいは市民 1 人当たりのごみ処理経費を算出しています。

清掃センターでは、本市のほか、みどり市、伊勢崎市赤堀地区の 3 市のごみを処理しているため、中間処理経費及び最終処分経費については、各市の搬入量の割合で按分し、本市の分を算出しています。

ごみ処理経費の合計は、過去 5 年間に於いて、約 960,000 千円から約 1,120,000 千円とばらつきがあり、令和 6 年度のごみ処理経費の合計は、1,123,733 千円で、1t 当たり 30,004 円、1 人当たり 11,070 円となり、令和 2 年度と比較すると増加傾向となっています。

ごみ処理経費については、ごみ排出量に比例するものではなく、処理施設の管理運営には多額の費用がかかっています。今後においても、施設の安定的かつ継続的な管理運営と経費削減の両立に努めることが課題となっています。

ごみ処理経費の推移は表 3-25 及び図 3-18 のとおりです。

表 3-25 ごみ処理経費の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経費	収集運搬 (千円)	420,374	412,874	412,859	413,649	413,578
	中間処理 (千円)	453,216	493,287	390,116	473,317	536,019
	最終処分 (千円)	24,596	13,843	14,967	14,840	18,821
	人件費 (千円)	162,203	142,713	141,948	146,874	155,315
	合計 (千円)	1,060,389	1,062,717	959,890	1,048,680	1,123,733
1t 当たり (円/t)	25,566	26,534	24,298	27,806	30,004	
1 人当たり (円/人)	9,752	9,950	9,139	10,152	11,070	
ごみ総排出量 (t)	41,477	40,051	39,505	37,714	37,453	
桐生市人口 <sup>※1</sup> (人)	108,730	106,808	105,034	103,302	101,516	

※1：桐生市人口については、各年度の 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口。(外国人住民を含む。)

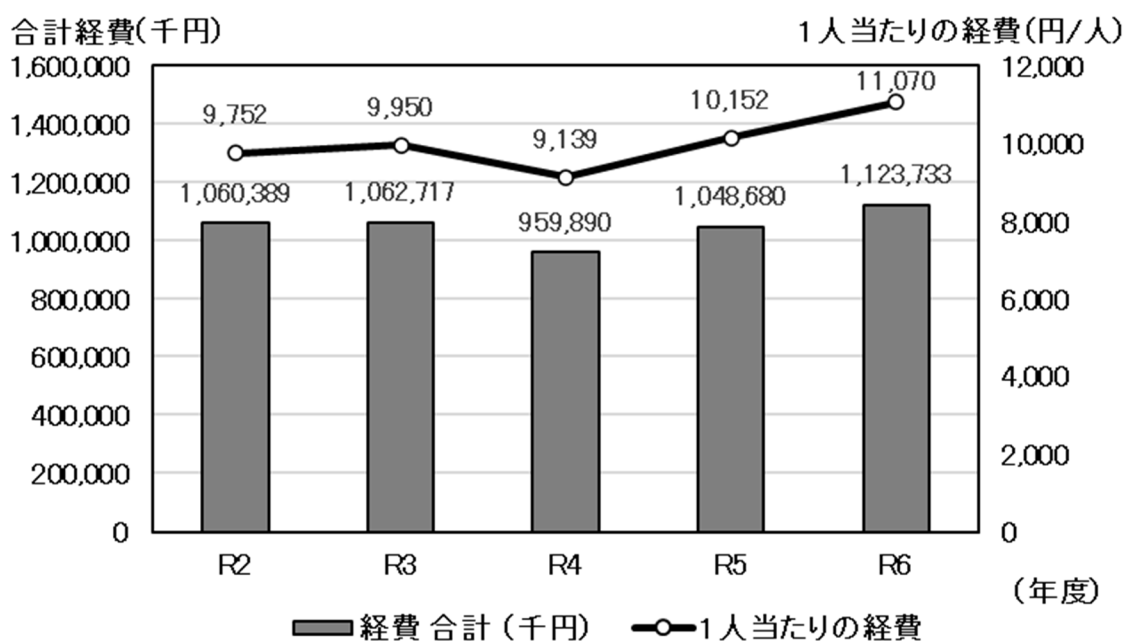


図 3-18 ごみ処理経費の推移

## 第10節 ごみ処理の評価

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、環境負荷面、経済面等を類似市町村と比較しました。

類似市町村の平均値と比較すると、本市では、「最終処分減量に要する費用」は抑えられており、また、「1人当たり年間処理経費」は平均の値となっています。

一方、「1人1日当たりごみ排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」は多く、「廃棄物からの資源回収率」は低くなっています。

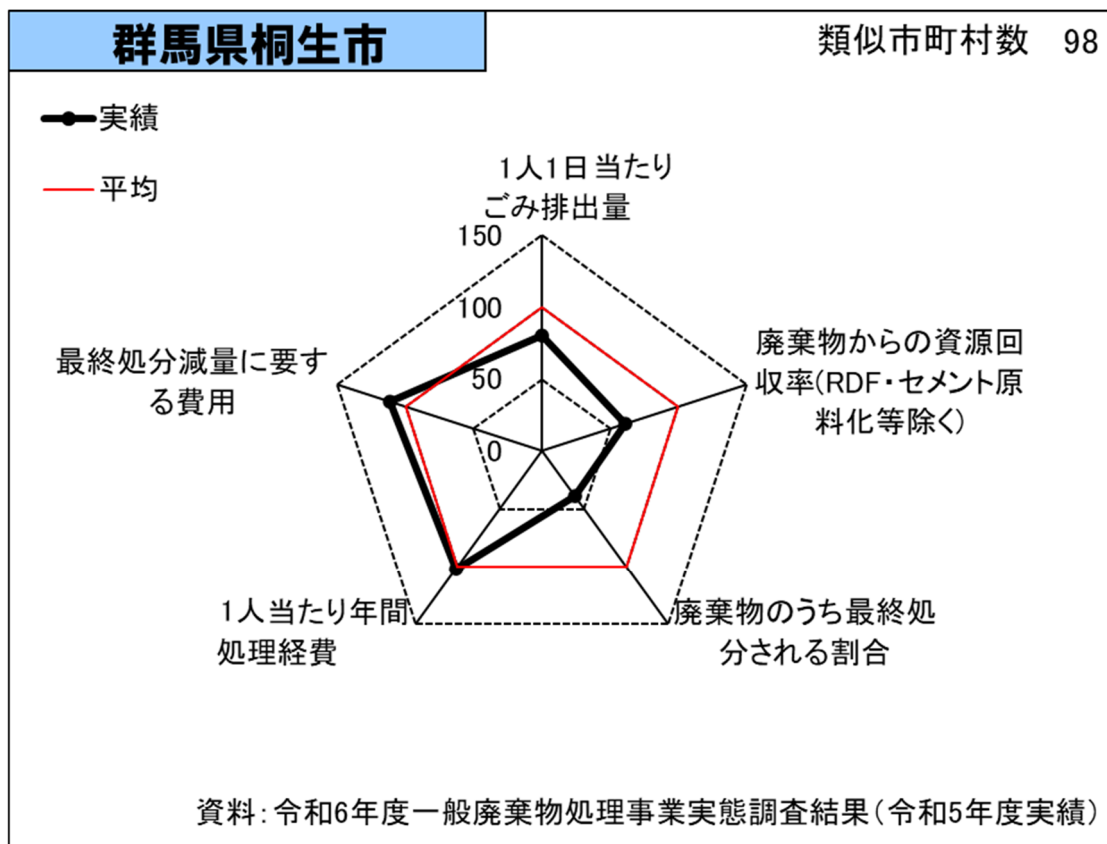
類似市町村との比較（令和5年度）は表 3-26 及び図 3-19 のとおりです。

表 3-26 類似市町村との比較（令和5年度）

	桐生市	類似市町村平均値
1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	997	836
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (%)	10.7	17.5
廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	10.6	6.6
1人当たり年間処理経費 (円)	13,735	14,033
最終処分減量に要する費用 (円)	41,261	46,681

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和5年度実態調査結果）

※類似市町村は、都市形態、人口、産業構造が市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型による。



※：チャート図は、指標が大きいかほど良い結果を示します。

図 3-19 類似市町村との比較（令和5年度）

## 第11節 広報・啓発活動の現状

本市は、市民によるごみ減量とリサイクル活動への支援を行っており、市民団体による資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度や、宅配便を活用した使用済み小型家電の回収を行っています。

ごみに対する市民の意識高揚や分別の徹底を図るため、「ごみステーションへの出し方」に加えて資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を作成しており、市民の分別に寄与しています。また本市では、「桐生市ごみ減量化推進協議会」を軸に市民総参加によるごみ減量化運動の推進を行っています。

本市におけるごみの減量化・資源化に関する広報・啓発活動は表 3-27 のとおりです。同協議会の具体的な活動は表 3-28 のとおりです。

表 3-27 ごみの減量化・資源化のPR

項目	事業・活動
ごみの減量・リサイクル活動の支援	再生資源集団回収事業
	宅配便を活用した使用済み小型家電の回収
	フードバンク事業
市民意識の啓発	ごみステーションへの出し方
	ごみのリサイクルについての桐生市 HP での広報
	市民一斉清掃
	きれいにしようよ桐生事業
	プラごみゼロ推進協力店
	資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
	「おいくら」を利用したリユースの推進
	「ジモティー」を利用した不要品リユースの推進
	桐生市環境ポスター展

表 3-28 桐生市ごみ減量化推進協議会の具体的な活動

No.	具体的な活動
1	桐生市清掃センター見学とごみ減量教室の開催
2	環境にやさしい買い物スタイル普及促進
3	環境保全の啓発
4	環境美化活動
5	再生資源回収の推進
6	簡易包装の推進
7	ポイ捨て防止に関する支援
8	ごみ減量等先進地視察研修
9	ごみ減量の研究
10	環境美化功労者感謝状の選定

## 第12節 目標値の達成状況

令和7年度の目標値と令和6年度の実績値を比較したところ、すべての項目において、目標未達成となっています。

目標値と実績値との比較は表 3-29 のとおりです。

表 3-29 目標値と実績値（令和6年度）との比較

	実績	目標値
	令和6年度	令和7年度
人口	101,516人	102,335人 (推計値)
1人1日当たりのごみ排出量	1,011g/人日	950g (ごみの総排出量 35,485t)
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	762g/人日	720g
1人1日当たりの事業系ごみ排出量	248g/人日	230g
リサイクル率	10.2%	15.5%以上
最終処分量	3,891t	3,200t

## 第13節 課題

### 1. 排出抑制

本市のごみ総排出量は、人口減少とともに長期的には減少傾向にあり、令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は997g/人日で、内訳としては生活系ごみ762g/人日、事業系ごみ236g/人日となっていますが（四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない）、群馬県平均933g/人日、全国平均851g/人日と大きく乖離しているのが現状となっています。

生活系ごみの排出量及び1人1日当たりの生活系ごみの排出量は、令和2年度以降減少しています。事業系ごみの排出量及び1人1日当たりの事業系ごみの排出量は令和2年度から令和6年度にかけて増加しています。

今後は、生活系ごみについては引き続き市民の意識醸成及びごみ量削減の呼びかけを行い、事業系ごみについては大量排出事業者に対する減量化指導の制度導入検討を行いつつ、一層のごみ量削減の取組を行っていく必要があります。

### 2. 収集・運搬

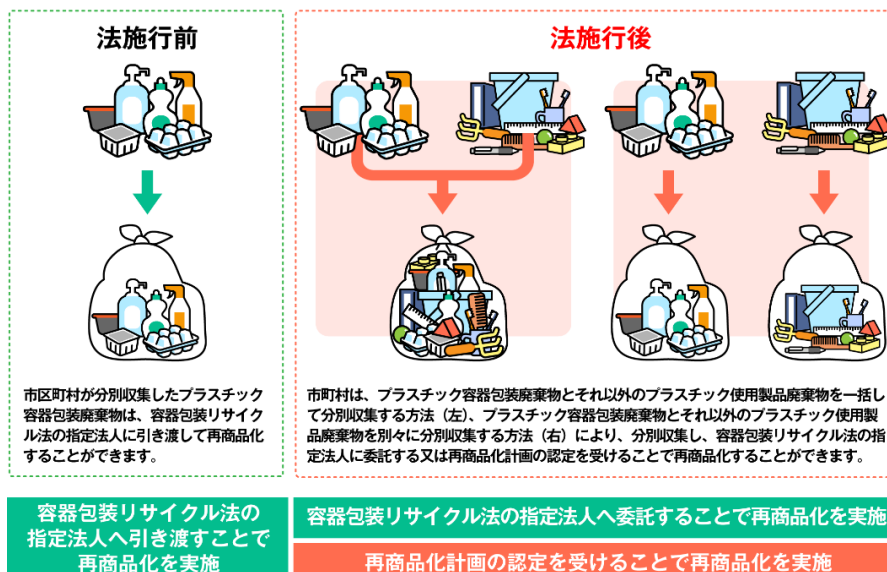
今後も引き続き人口減少が進むことが想定されるため、効率的な収集・運搬の確立及び中間処理施設での資源化及び中間処理を見据えた収集方法を検討する必要があります。

### 3. 資源化

「プラスチック資源循環促進法」が令和4（2022）年4月1日に施行され、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出するように市民に周知するよう努めなければならないことになりました。

この制度により、プラスチックの分別収集は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して収集するか、あるいはプラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に収集するかを決定しなければなりません。

そして、市町村の状況に応じて「容器包装リサイクル法」に規定する指定法人に委託して再商品化するのか、再商品化実施者と連携して再商品化を行うのか、清掃センターの運用を含めて検討することが必要となっています。



資料：プラスチック資源循環法施行後のプラスチックごみ分別のイメージ（環境省）

世界においては、国連環境計画（UNEP）が主導する国際プラスチック条約（Global Plastic Treaty）の協議が行われており、プラスチックのライフサイクル全体にわたる包括的な規制と対策を盛り込んだ、法的拘束力のある国際条約の策定が協議されています。また、国においては「廃棄物処理基本方針」（令和7年2月18日環境省告示第6号）において掲げられている目標で、厨芥類やプラスチック類などの大幅な削減を見込んだ目標が設定されており、今後のプラスチックごみの削減が求められています。

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（令和7年3月一部改訂、環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）には、表3-30に示すように標準的な分別収集区分が示されています。また、「市町村は、本指針に示す一般廃棄物の標準的な分別収集区分、回収方法及び分散型資源回収拠点の解説、適正な循環的利用並びに適正処分の考え方を参考として、当該市町村における一般廃棄物の分別収集区分及び区分に応じた適正な循環的利用並びに適正処分の方法について、その現状を踏まえて見直し、発生抑制を推進し、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。」とされています。

本市においては、プラスチックごみの回収を進め、資源回収する生ごみや廃食用油等のバイオマス活用の検討を含めた段階的な取組が求められています。

表 3-30 ごみの標準的な分別収集区分

標準的な分別収集区分		
循環利用を 目指し単一 素材又は品 目で分別回 収	プラスチック	ペットボトル プラスチック製容器包装 製品プラスチック
	バイオマス	廃食用油
		生ごみ
		剪定枝
	古紙、紙製容器 包装	古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ（容器包装以外の紙と一括して分別収集され、資源化される紙製容器包装を含む） 紙製容器包装
		繊維製品（衣類）
	ガラス類（ガラスびん）	
	金属類（アルミ缶・スチール缶、小物金属）	
	小型家電	
	リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）	
その他専用の処理のために分別するごみ		
粗大ごみ		
燃やさないごみ		
燃やすごみ		

資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和7年3月一部改訂、環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

#### 4. 最終処分

最終処分量は、令和2年度以降減少傾向を示していますが、貴重な最終処分場をより長期にわたって使用し続けていくためには、引き続き、最終処分量の削減を図ることが必要です。

#### 5. 処理経費

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いた比較結果では、本市の「人口1人当たり年間処理経費」は、類似市町村の平均値となっています。処理コスト低減のため、引き続き、更なる処理効率化を目指すことが必要です。

## 6. 社会経済情勢の変化への対応

### (1) プラスチックごみ削減

世界においては、国連環境計画（UNEP）が主導する国際プラスチック条約（Global Plastic Treaty）の協議が行われており、プラスチックごみのライフサイクル全体にわたる包括的な規制と対策を盛り込んだ、法的拘束力のある国際条約の策定が検討されています。また、国においては「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月18日）（以下「廃棄物処理基本方針」と記す。）」において、厨芥類、プラスチック類等の削減を引き続き重点的に行う目標設定がされていることから、今後のプラスチックごみの削減が求められている状態です。

現在、本市から排出されるプラスチック類（白トレイを除く）は、可燃ごみとして焼却されている状況であり、ごみ焼却量の削減に向けてはプラスチック類の分別回収が必要となっています。プラスチック資源循環に係る国内外の動向を踏まえ、プラスチックごみの削減に向けて取組をより一層強化していく必要があります。

### (2) 使用済紙おむつごみへの対応

本市は県内でも高齢化が高い水準となっており、増加傾向にあります。病院、老人ホーム等からまとめて排出される紙おむつは、今後も増加していくことが予想されることから、使用済紙おむつのリサイクルについて研究していく必要があります。

### (3) 食品ロス削減

我が国における令和5年度の食品ロス発生量は約464万tと推計されています。平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs）のターゲットの1つとして、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれています。また、第五次循環基本計画において、食品ロスを令和12年度までに平成12年度比で半減するとの目標が設定されました。さらに、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定（令和7年3月25日変更）」において、食品ロスの削減の基本的施策が複数掲げられています。

このように食品ロスの削減は、国際的にも重要な課題となっています。本市においても、世界が目指す社会の実現に向けて食品ロスの削減に向けて戦略的に取組んでいく必要があります。

### (4) リチウムイオン電池等の分別排出・適正処理

リチウムイオン電池その他製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時にリチウム電池に衝撃が加わった際に発火する火災事故が全国で多発しています。このような状況から、国は各都道府県に「リチウムイオン電池の適正処理について（令和元年8月1日）」及び「一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について（令和3年4月7日）」の通知を行いました。さらに、「リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集（令和6年度版）」の作成や「リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（令和7年4月15日）」の通知が行われております。

本市において、小型充電式電池及び電池が簡単に取り外しできない製品の拠点回収を令和7年6月末より開始しました。火災事故を未然に防ぐために市民や事業者に対し分別排出の周知を引き続き行っていく必要があります。

#### (5) 家庭系ごみ処理の有料化

本市における1人1日当たりのごみ排出量は、全国の平均を上回っている状況です。家庭系ごみの有料化は、ごみの減量化や資源化率の向上などを目的として、既に全国では67%以上の自治体が、また県内では35自治体中16の自治体が導入済みであり（令和5年度実績）、実際にその効果が認められています。本市においても減量化・資源化の一層の推進、負担の公平性の確保及びごみ処理経費の削減・将来世代への負担軽減を目的として導入の検討を行っていく必要があります。

### 7. カーボンニュートラルに向けた脱炭素化への対応

日本の廃棄物分野の温室効果ガス（GHG）排出量は、2022年度で約40,000kt-CO<sub>2</sub>となり、総排出量の3.2%を占めています。そのうち約8割は廃棄物の焼却によるものです。

一方で、日本は国土が狭いため、最終処分場（埋立地）の残余容量を確保するために廃棄物の減量化が必要です。また、有機性廃棄物を直接埋立てることによるメタン発生を防ぐためにも、焼却処理は重要となっていますが、本市では、引き続きごみの排出量を減らし、温室効果ガスの削減に向けた取組を進めていく必要があります。

## 第4章 ごみ発生量及び処理量の予測

### 第1節 将来推計の方法

ごみ排出量等の推計は、過去の実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線に当てはめる数学的手法（トレンド法）を用いて行いました。

推計式の概要を表 4-1 に示します。この予測方法は、過去数年間の実績に基づき、その線形から将来の傾向を複数の回帰式で示すものであり、5 年先、10 年先といった中長期の予測に適した方法です。推計式は、各推計式の決定係数（各予測式の実績への当てはまりの度合い）や実績との整合性、ごみの減少量や資源物の増加量はごみ排出量が減っていくと、過年度の傾向どおりには推移しづらくなる特徴などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用しました。

なお、事業系ごみについては、経済活動による影響が大きく反映されるため、コロナ禍（令和 2 年度から令和 5 年度）を除く過去 5 年間の実績を用いました。

推計結果については資料編に示します。

表 4-1 本計画で使用する推計式の概要

推計式の種類		特徴
①一次傾向線	$y=a+b \cdot x$	最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増減することから、長期の予測では不自然な傾向になることもあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
②一次指数曲線	$y=a \cdot b^x$ ( $a>0$ 、 $0<b<1$ )	実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式である。式の特性上、数値が急激に変化する場合があることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$ ( $a>0$ 、 $b<0$ )	実績の変動に対して将来的に徐々に緩やかな傾向へと変化するため、長期的な推計において、比較的あてはまりが良い。
④ルート式	$y=a+b \cdot \sqrt{x}$	変数増加に伴い増加率が徐々に低下する非線形式で、急成長が落ち着いていく移行を表現し、過大予測を防ぐ特徴がある。
⑤対数曲線	$y=a+b \cdot \log x$ ( $x>0$ )	徐々に増減率が収束していくような推移となる予測式である。長期の予測でも実績値との乖離が比較的少ない。

※「ごみ処理施設構造指針解説（厚生省水道環境部監修）（1987 年 8 月）」に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線べき乗曲線、ロジスティック曲線が紹介されており、そのうち比較的当てはまりがよいのは一次傾向線、一次指数曲線、べき乗曲線の 3 つとされています。一方、3 つの式のみから将来の動きを判断することは難しいため、ルート式、対数曲線を加えて検討しました。なお、べき乗曲線は計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いました。

## 第2節 人口の将来予測

過去5年間の人口（実績）は、減少傾向となっています。

桐生市人口ビジョンにおける人口の将来展望の値と実際の人口の実態に乖離が生じることから、令和6年度の人口（実績）の101,516人を初期値とし、人口減少の傾向は「桐生市人口ビジョン（令和2年度改訂版）」における人口減少数を採用して予測を行いました。

人口の将来予測結果は表4-2のとおりです。

表4-2 将来人口の予測結果

区分	年度	人口（人）	備考
実績	令和2年度	108,730	
	令和3年度	106,808	
	令和4年度	105,034	
	令和5年度	103,302	
	令和6年度	101,516	
予測	令和7年度	100,162	※1
	令和8年度	98,808	※1
	令和9年度	97,453	※1
	令和10年度	96,099	※1
	令和11年度	94,745	※1
	令和12年度	93,391	※1
	令和13年度	92,086	※2
	令和14年度	90,782	※2
	令和15年度	89,478	※2
	令和16年度	88,173	※2
	令和17年度	86,869	※2

※1：桐生市人口ビジョン（令和2年度改訂版）における令和7年度から令和12年度までの人口減少数の年平均を人口減少数として採用

※2：桐生市人口ビジョン（令和2年度改訂版）における令和12年度から令和17年度までの人口減少数の年平均を人口減少数として採用

### 第3節 ごみ排出量の予測

#### 1. 施策を強化しない場合（現状の施策を継続した場合）のごみ排出量、処理処分量等の見通し

現状の施策を継続した場合のごみ排出量、中間処理量、最終処分量、リサイクル率の見通しは図 4-1～図 4-4、表 4-3～表 4-9 のとおりです。

表 4-3 施策を強化しない場合のごみ排出量の推移

	令和6年度	令和12年度	令和17年度
生活系ごみの排出量 <sup>※1</sup> (t/年)	28,250	24,938	22,727
事業系ごみの排出量 (t/年)	9,203	8,559	8,179
合計（ごみ総排出量） (t/年)	37,453	33,497	30,906
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,011	983	975

※1：生活系ごみの排出量に集団回収を含む

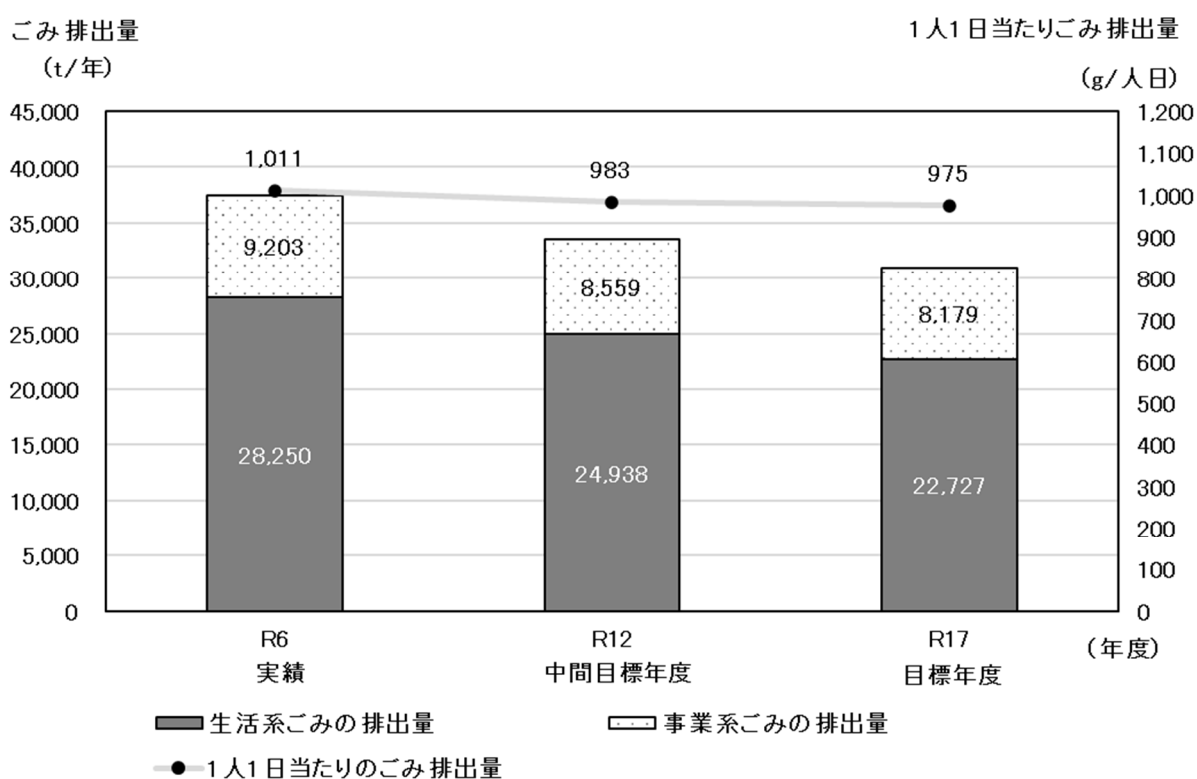


図 4-1 施策を強化しない場合のごみ排出量の推移

表 4-4 施策を強化しない場合の焼却施設への搬入量と焼却量の推移

		令和6年度	令和12年度	令和17年度
焼却施設への搬入量	(t/年)	33,718	30,274	28,035
焼却量	(t/年)	32,622	29,404	27,278

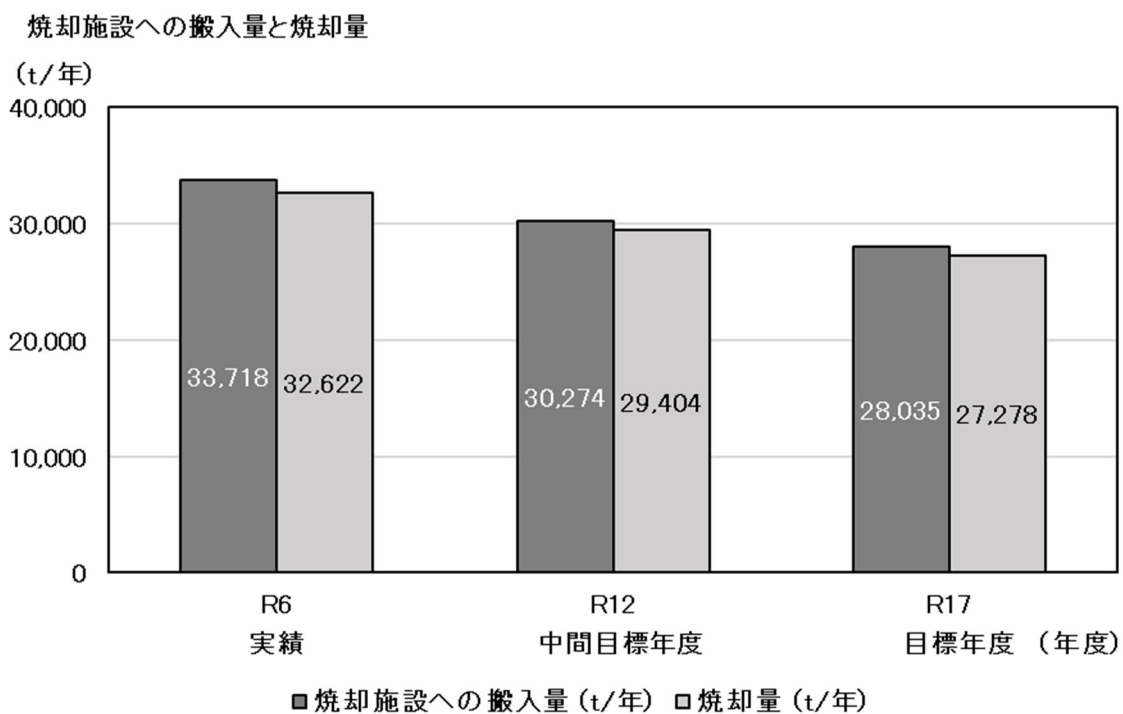


図 4-2 施策を強化しない場合の焼却施設への搬入量と焼却量の推移



表 4-6 施策を強化しない場合の最終処分量と最終処分率の推移

	令和6年度	令和12年度	令和17年度
最終処分量 (埋立量) (t/年)	3,891	3,590	3,323
最終処分率 (%)	10.4	10.7	10.8

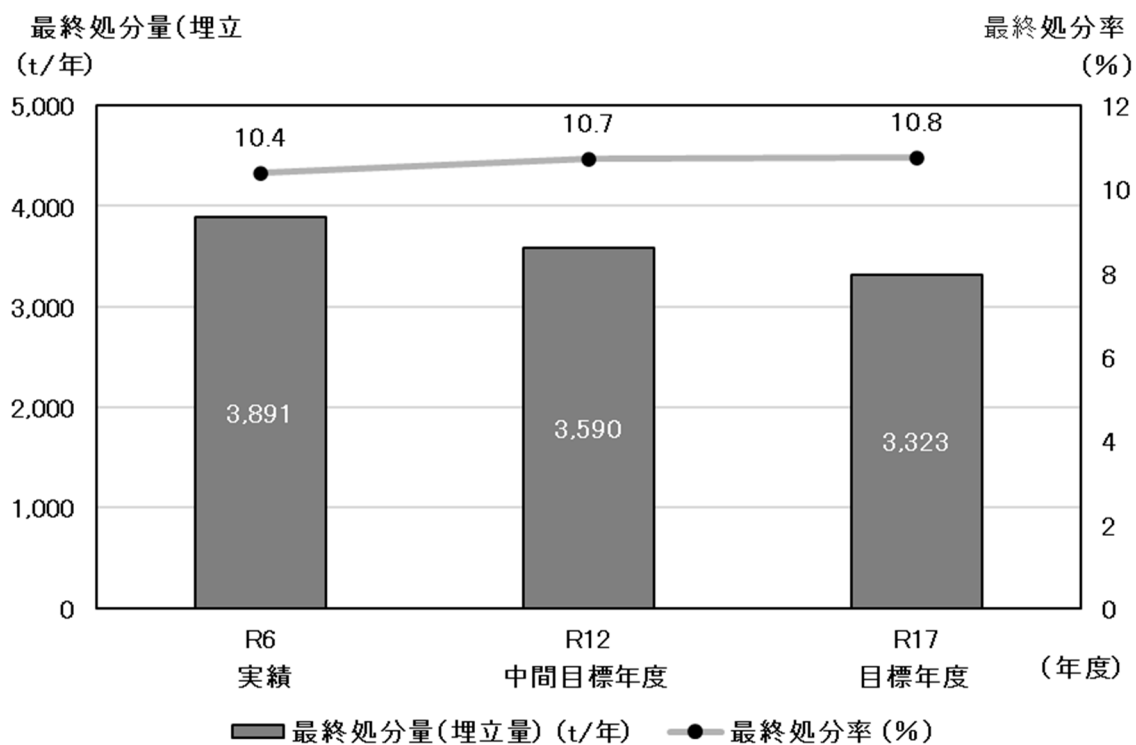


図 4-4 施策を強化しない場合の最終処分量と最終処分率の推移

表 4-7 施策を強化しない場合のごみ排出量

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
行政区域内人口 (人)	108,730	106,808	105,034	103,302	101,516	100,162	98,808	97,453	96,099	94,745	93,391	92,086	90,782	89,478	88,173	86,869	(1)	R6人口を起点に人口ビジョンの傾きを採用
年間日数 (日)	365	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	(2)	
排出量(計画収集量+直接搬入量-生活系ごみ+事業系ごみ) (t/年)	40,881	39,547	38,987	37,250	37,056	36,434	35,685	34,996	34,350	33,740	33,156	32,616	32,089	31,582	31,090	30,611	(3)	(4) + (14)
生活系ごみ (t/年)	32,107	30,658	30,011	28,346	27,853	27,223	26,644	26,101	25,581	25,082	24,597	24,147	23,702	23,270	22,847	22,432	(4)	(5) + (6) + (7) + (8)
燃えるごみ (t/年)	27,006	25,745	25,355	24,016	23,670	23,124	22,659	22,221	21,800	21,392	20,998	20,627	20,262	19,906	19,555	19,208	(5)	(28) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
燃えないごみ (t/年)	1,017	882	774	700	669	611	577	544	512	484	453	434	411	389	373	358	(6)	(29) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
粗大ごみ (t/年)	710	722	670	627	632	618	602	590	579	567	559	548	537	529	518	510	(7)	(30) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
再生資源 (t/年)	3,374	3,309	3,212	3,003	2,882	2,870	2,806	2,746	2,690	2,639	2,587	2,538	2,492	2,446	2,401	2,356	(8)	(31) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
集団回収 (t/年)	596	504	518	464	397	406	389	373	361	349	341	329	321	314	303	295	(9)	(25) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
紙類 (t/年)	544	463	477	428	364	372	357	342	331	320	313	302	294	288	278	270	(10)	(9) × R6の割合 91.69%
金属類 (t/年)	48	38	38	34	31	32	30	29	28	27	27	26	25	25	24	23	(11)	(9) × R6の割合 7.81%
ガラス類 (t/年)	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	(12)	(9) × R6の割合 0.50%
布類 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(13)	(9) × R6の割合 0.00%
事業系ごみ (t/年)	8,774	8,889	8,976	8,904	9,203	9,211	9,041	8,895	8,769	8,658	8,559	8,469	8,387	8,312	8,243	8,179	(14)	対数曲線
燃えるごみ (t/年)	8,523	8,631	8,707	8,668	8,952	8,980	8,830	8,703	8,592	8,494	8,406	8,327	8,255	8,188	8,127	8,070	(15)	対数曲線
燃えないごみ (t/年)	116	104	102	101	92	94	84	75	67	60	53	47	42	37	32	28	(16)	事業系ごみ-(燃えるごみ+粗大ごみ)
粗大ごみ (t/年)	135	154	167	135	159	138	127	118	111	105	99	95	91	87	84	81	(17)	対数曲線
生活系ごみ(集団回収)含む (t/年)	32,703	31,162	30,529	28,810	28,250	27,629	27,033	26,474	25,942	25,431	24,938	24,476	24,023	23,584	23,150	22,727	(18)	(4) + (9)
総排出量(生活系+事業系+集団回収) (t/年)	41,477	40,051	39,505	37,714	37,453	36,840	36,074	35,369	34,711	34,089	33,497	32,945	32,410	31,896	31,393	30,906	(19)	(3) + (9)
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,045	1,027	1,030	997	1,011	1,007.7	1,000.2	994.3	989.6	985.7	982.7	980.2	978.1	976.6	975.4	974.7	(20)	(19) / (1) / (2) *10 <sup>6</sup>
燃えるごみ (g/人日)	895	882	889	865	880	878.1	873.1	869.4	866.4	864.2	862.6	861.4	860.6	860.2	860.1	860.3	(21)	(28) + (33)
燃えないごみ (g/人日)	29	25	23	21	21	19.3	18.3	17.4	16.5	15.7	14.9	14.3	13.7	13.0	12.6	12.2	(22)	(29) + (34)
粗大ごみ (g/人日)	21	23	22	20	21	20.7	20.2	19.9	19.7	19.4	19.3	19.1	18.9	18.9	18.7	18.7	(23)	(30) + (35)
再生資源 (g/人日)	85	85	84	79	78	78.5	77.8	77.2	76.7	76.3	75.9	75.5	75.2	74.9	74.6	74.3	(24)	(31)
集団回収 (g/人日)	15	13	14	12	11	11.1	10.8	10.5	10.3	10.1	10.0	9.8	9.7	9.6	9.4	9.3	(25)	べき乗曲線
減免ごみ+災害ごみ (g/人日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(26)	
(生活系ごみ) (g/人日)	824.0	799.3	796.3	762.0	762.4	755.7	749.6	744.3	739.6	735.4	731.6	728.2	725.0	722.1	719.3	716.8	(27)	対数曲線
燃えるごみ (g/人日)	680.5	660.4	661.4	635.2	638.8	632.5	628.3	624.7	621.5	618.6	616.0	613.7	611.5	609.5	607.6	605.8	(28)	対数曲線
燃えないごみ (g/人日)	25.6	22.6	20.2	18.5	18.1	16.7	16.0	15.3	14.6	14.0	13.3	12.9	12.4	11.9	11.6	11.3	(29)	生活系ごみ-(燃えるごみ+粗大ごみ+再生資源+集団回収)
粗大ごみ (g/人日)	17.9	18.5	17.5	16.6	17.1	16.9	16.7	16.6	16.5	16.4	16.4	16.3	16.2	16.2	16.1	16.1	(30)	対数曲線
再生資源 (g/人日)	85.0	84.9	83.8	79.4	77.8	78.5	77.8	77.2	76.7	76.3	75.9	75.5	75.2	74.9	74.6	74.3	(31)	べき乗曲線
(事業系ごみ) (g/人日)	221.1	228.0	234.1	235.5	248.4	251.9	250.7	250.1	250.0	250.4	251.1	252.0	253.1	254.5	256.1	257.9	(32)	(14) / (1) / (2) *10 <sup>6</sup>
燃えるごみ (g/人日)	214.8	221.4	227.1	229.3	241.6	245.6	244.8	244.7	244.9	245.6	246.6	247.7	249.1	250.7	252.5	254.5	(33)	(15) / (1) / (2) *10 <sup>6</sup>
燃えないごみ (g/人日)	2.9	2.7	2.7	2.7	2.5	2.6	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.3	1.1	1.0	0.9	(34)	(16) / (1) / (2) *10 <sup>6</sup>
粗大ごみ (g/人日)	3.4	4.0	4.4	3.6	4.3	3.8	3.5	3.3	3.2	3.0	2.9	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	(35)	(17) / (1) / (2) *10 <sup>6</sup>

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

※年間日数に関して、年度比較のためうるう年にかかわらず、365日で統一しています。

表 4-8 施策を強化しない場合の処理処分量(1/2)

区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	No.	予測の算出式等
ごみ焼却施設搬入量(焼却量) (t/年)	36,921	35,774	35,085	33,750	33,718	33,139	32,485	31,885	31,320	30,784	30,274	29,799	29,337	28,891	28,458	28,035	(36)	(37) ~ (39) の合計
燃えるごみ (t/年)	35,529	34,376	34,062	32,684	32,622	32,104	31,489	30,924	30,392	29,886	29,404	28,954	28,517	28,094	27,682	27,278	(37)	(5) + (15)
粗大ごみ処理施設可燃残渣 (t/年)	1,360	1,375	1,006	1,030	1,070	1,011	972	937	905	876	847	824	799	776	755	737	(38)	(60)
リサイクルセンター可燃残渣 (t/年)	32	23	17	36	26	24	24	23	23	23	22	22	21	21	20	20	(39)	(65)
ごみ焼却施設搬出量 (t/年)	4,681	4,504	3,963	4,079	3,963	4,017	3,940	3,869	3,803	3,740	3,679	3,623	3,568	3,515	3,464	3,413	(40)	(41) ~ (43) の合計
焼却灰(埋処分量) (t/年)	4,185	4,242	3,759	3,934	3,814	3,782	3,709	3,643	3,580	3,521	3,464	3,411	3,359	3,310	3,261	3,213	(41)	(37) × R2~R6の平均割合 11.78%
紙類(資源化量) (t/年)	72	62	32	22	23	39	39	38	37	37	36	36	35	35	34	34	(42)	(37) × R2~R6の平均割合 0.12%
焼却灰(資源化量) (t/年)	424	200	172	123	126	196	192	189	185	182	179	177	174	171	169	166	(43)	(37) × R2~R6の平均割合 0.61%
区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	No.	予測の算出式等
粗大ごみ処理施設搬入量 (t/年)	3,165	2,945	2,759	2,550	2,468	2,408	2,316	2,234	2,157	2,087	2,019	1,962	1,904	1,850	1,800	1,755	(44)	(45) + (48) + (51)
燃えないごみ (t/年)	1,133	986	876	801	761	705	661	619	579	544	506	481	453	426	405	386	(45)	(6) + (16)
収集ごみ (t/年)	948	805	716	648	621	575	539	505	472	444	413	393	369	347	330	315	(46)	(45) × R2~R6の平均割合 81.60%
直接搬入ごみ (t/年)	185	181	160	153	140	130	122	114	106	100	93	89	83	78	74	71	(47)	(45) × R2~R6の平均割合 18.40%
再生資源 (t/年)	1,187	1,083	1,046	987	916	948	927	907	889	872	854	838	823	808	793	778	(48)	(8) × R2~R6の平均割合 33.03%
収集ごみ (t/年)	1,187	1,083	1,046	987	916	948	927	907	889	872	854	838	823	808	793	778	(49)	(48)
直接搬入ごみ (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(50)	
粗大ごみ (t/年)	845	876	837	762	791	756	729	708	690	672	658	643	628	616	602	591	(51)	(7) + (17)
収集ごみ (t/年)	332	287	247	235	234	224	216	209	204	199	195	190	186	182	178	175	(52)	(51) × R2からR6の平均割合 29.58%
直接搬入ごみ (t/年)	513	589	590	527	557	532	513	499	486	473	464	453	442	434	424	416	(53)	(51) × R2からR6の平均割合 70.42%
粗大ごみ処理施設搬出量 (t/年)	3,165	2,945	2,759	2,550	2,468	2,408	2,316	2,234	2,157	2,087	2,019	1,962	1,904	1,850	1,800	1,755	(54)	(55) + (60) + (61)
中間処理後再生利用量 (t/年)	1,303	1,407	1,644	1,452	1,321	1,247	1,200	1,157	1,117	1,081	1,046	1,016	986	958	932	909	(55)	(44) × R2~R6の平均割合 51.80%
金属類 (t/年)	952	839	847	730	718	678	652	629	607	588	568	552	536	521	507	494	(56)	(55) × R2~R6の平均割合 54.35%
ガラス類 (t/年)	228	197	211	215	182	172	165	159	154	149	144	140	136	132	128	125	(57)	(55) × R2~R6の平均割合 13.78%
白色トレイ (t/年)	12	4	8	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	(58)	(55) × R2~R6の平均割合 0.30%
その他(ガラス残渣、自転車等) (t/年)	111	367	578	503	417	394	379	365	353	341	330	321	311	302	294	287	(59)	(55) × R2~R6の平均割合 31.57%
残渣焼却量 (t/年)	1,360	1,375	1,006	1,030	1,070	1,011	972	937	905	876	847	824	799	776	755	737	(60)	(44) × R2~R6の平均割合 41.97%
残渣埋立量 (t/年)	502	163	109	68	77	150	144	139	134	130	126	122	119	115	112	109	(61)	(44) × R2~R6の平均割合 6.23%
区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	No.	予測の算出式等
搬入量 (t/年)	291	295	298	296	286	267	262	256	251	246	241	237	232	228	224	220	(62)	(8) × R2~R6の平均割合 9.32%
搬出量 (t/年)	291	295	298	296	286	267	262	256	251	246	241	237	232	228	224	220	(63)	(64) + (65)
ペットボトル (t/年)	259	272	281	260	260	243	238	233	228	223	219	215	211	207	203	199	(64)	(62) × 平均割合(R2~R6) 90.85%
処理残渣 (t/年)	32	23	17	36	26	24	24	23	23	23	22	22	21	21	20	20	(65)	(62) × R2~R6の平均割合 9.15%

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-9 施策を強化しない場合の処理処分量(2/2)

区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	No.	予測の算出式等
資源化量 (t/年)	4,550	4,376	4,515	4,041	3,807	3,787	3,675	3,572	3,480	3,394	3,314	3,237	3,164	3,097	3,027	2,961	(66)	(67) + (72) + (79)
直接資源化量 (t/年)	1,896	1,931	1,868	1,720	1,680	1,655	1,618	1,583	1,551	1,522	1,492	1,463	1,437	1,410	1,384	1,358	(67)	(8) × R2~R6の平均割合 57.66%
紙類 (t/年)	1,830	1,871	1,808	1,666	1,632	1,603	1,567	1,533	1,502	1,474	1,445	1,417	1,391	1,366	1,341	1,316	(68)	(67) × R2~R6の平均割合 96.84%
紙バック (t/年)	11	11	12	11	9	10	10	9	9	9	9	9	8	8	8	8	(69)	(67) × R2~R6の平均割合 0.59%
びん類 (t/年)	27	25	21	20	18	20	20	19	19	19	18	18	18	17	17	17	(70)	(67) × R2~R6の平均割合 1.22%
その他 (t/年)	28	24	27	23	21	22	22	21	21	21	20	20	19	19	19	18	(71)	(67) × R2~R6の平均割合 1.35%
中間処理後再生利用量 (t/年)	2,058	1,941	2,129	1,857	1,730	1,726	1,668	1,616	1,568	1,523	1,480	1,444	1,406	1,371	1,339	1,308	(72)	(73) ~ (78) の合計
紙類 (t/年)	72	62	32	22	23	39	39	38	37	37	36	36	35	35	34	34	(73)	(42)
金属類 (t/年)	952	839	847	730	718	678	652	629	607	588	568	552	536	521	507	494	(74)	(56)
びん類 (t/年)	228	197	211	215	182	172	165	159	154	149	144	140	136	132	128	125	(75)	(57)
ペットボトル (t/年)	259	272	281	260	260	243	238	233	228	223	219	215	211	207	203	199	(76)	(64)
白色トレイ (t/年)	12	4	8	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	(77)	(58)
その他(焼却灰、ガラス残渣等) (t/年)	535	567	750	626	543	590	571	554	538	524	510	498	485	474	463	453	(78)	(43) + (59)
集団回収量 (t/年)	596	504	518	464	397	406	389	373	361	349	342	330	321	315	304	294	(79)	(80) ~ (83) の合計
紙類 (t/年)	544	463	477	428	364	372	357	342	331	320	313	302	294	288	278	270	(80)	(10)
金属類 (t/年)	48	38	38	34	31	32	30	29	28	27	27	26	25	25	24	23	(81)	(11)
びん類 (t/年)	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	(82)	(12)
布類 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(83)	(13)
リサイクル率(本市) (%)	11.0	10.9	11.4	10.7	10.2	10.3	10.2	10.1	10.0	10.0	9.9	9.8	9.8	9.7	9.6	9.6	(84)	(66) / (19) × 100
区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	No.	予測の算出式等
埋立量 (t/年)	4,687	4,405	3,868	4,002	3,891	3,932	3,854	3,782	3,715	3,651	3,590	3,533	3,478	3,425	3,373	3,323	(85)	(86) ~ (88) の合計
焼却灰 (t/年)	4,185	4,242	3,759	3,934	3,814	3,782	3,709	3,643	3,580	3,521	3,464	3,411	3,359	3,310	3,261	3,213	(86)	(41)
処理残渣 (t/年)	502	163	109	68	77	150	144	139	134	130	126	122	119	115	112	109	(87)	(61)
災害ごみ (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(88)	
最終処分率 (%)	11.3	11.0	9.8	10.6	10.4	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.8	(89)	(85) / (19) × 100

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

#### 第4節 施策を強化した場合のごみ排出量の見通し

現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量の見通しは表 4-10、図 4-5、表 4-11、表 4-12 のとおりです。

表 4-10 施策を強化した場合のごみ排出量

		令和6年度	令和12年度	令和17年度
生活系ごみの排出量 <sup>※1</sup>	t/年	28,250	23,907	20,292
事業系ごみの排出量	t/年	9,203	7,775	6,627
合計（ごみ総排出量）	t/年	37,453	31,682	26,919
1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	1,011	929	849

※1：生活系ごみの排出量に集団回収を含む

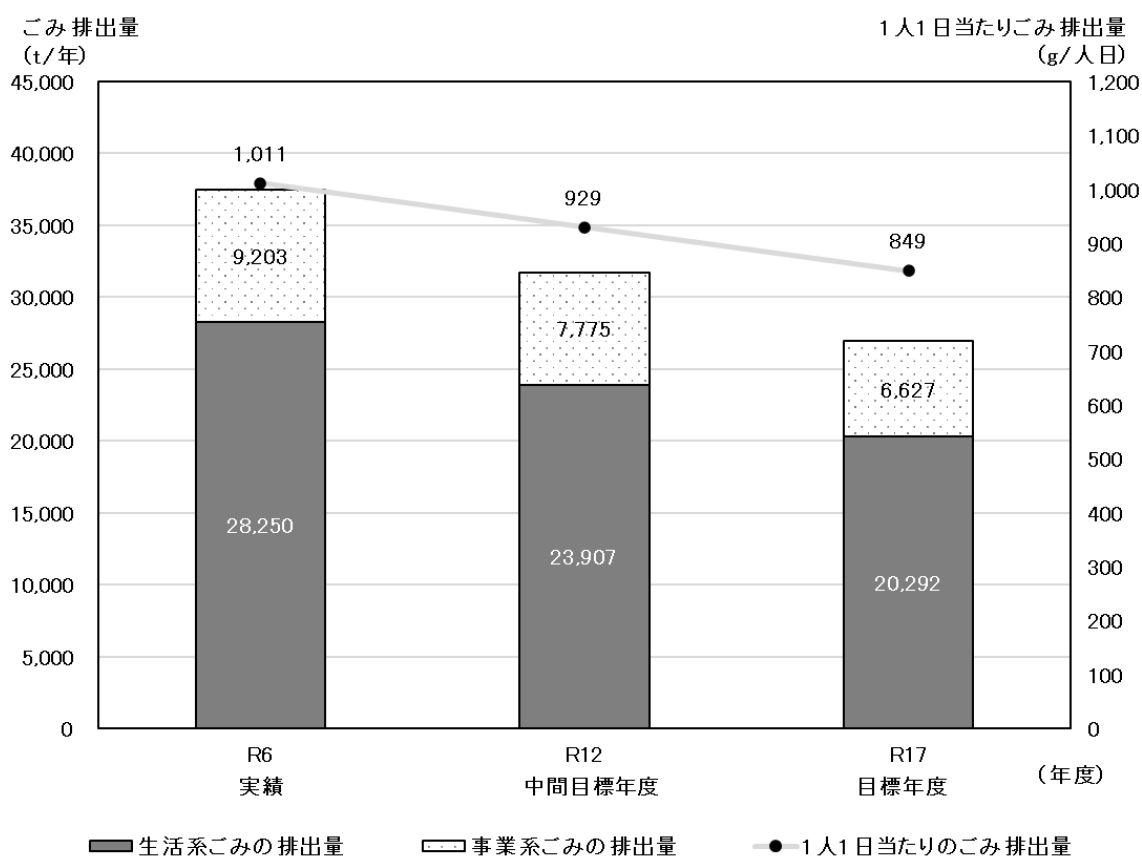


図 4-5 施策を強化した場合のごみ排出量の推移

表 4-11 施策を強化した場合のごみ排出量（年度ごとの予測）（1/2）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
行政区域内人口 (人)	108,730	106,808	105,034	103,302	101,516	100,162	98,808	97,453	96,099	94,745	93,391	92,086	90,782	89,478	88,173	86,869	(1)	R6人口を起点に人口ビジョンの傾きを採用
年間日数 (日)	365	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	(2)	
排出量(計画収集量+直接搬入量+生活系ごみ+事業系ごみ) (t/年)	40,881	39,547	38,987	37,250	37,056	36,434	35,685	34,996	34,350	33,740	33,156	32,616	32,089	31,582	31,090	30,611	(3)	(5) + (19)
排出量(施策効果) (t/年)	-	-	-	-	-	35,996	34,995	34,038	33,112	32,215	31,341	30,635	29,595	28,580	27,591	26,624	(4)	(6) + (20)
生活系ごみ(現行まま) (t/年)	32,107	30,658	30,011	28,346	27,853	27,223	26,644	26,101	25,581	25,082	24,597	24,147	23,702	23,270	22,847	22,432	(5)	(8) + (10) + (11) + (12)
生活系ごみ(施策効果) (t/年)	-	-	-	-	-	27,038	26,281	25,563	24,874	24,210	23,566	23,097	22,290	21,505	20,742	19,997	(6)	(7) + (9) + (10) + (11) + (13)
市民の意識醸成効果 (t/年)	-	-	-	-	-	-63	-125	-185	-243	-300	-355	-270	-533	-788	-1,035	-1,275	(7)	(39) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
燃えるごみ(現行まま) (t/年)	27,006	25,745	25,355	24,016	23,670	23,124	22,659	22,221	21,800	21,392	20,998	20,627	20,262	19,906	19,555	19,208	(8)	(40) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
燃えるごみ(施策効果) (t/年)	-	-	-	-	-	22,871	22,161	21,484	20,831	20,198	19,210	18,579	17,962	17,361	16,774	15,944	(9)	(41) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
燃えないごみ (t/年)	1,017	882	774	700	669	611	577	544	512	484	453	434	411	389	373	358	(10)	(46) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
粗大ごみ (t/年)	710	722	670	627	632	618	602	590	579	567	559	548	537	529	518	510	(11)	(47) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
再生資源(現行まま) (t/年)	3,374	3,309	3,212	3,003	2,882	2,870	2,806	2,746	2,690	2,639	2,587	2,538	2,492	2,446	2,401	2,356	(12)	(48) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
再生資源(施策効果) (t/年)	-	-	-	-	-	3,001	3,066	3,130	3,195	3,261	3,699	3,806	3,913	4,014	4,112	4,460	(13)	(49) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
集団回収 (t/年)	596	504	518	464	397	406	389	373	361	349	341	329	321	314	303	295	(14)	(35) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
紙類 (t/年)	544	463	477	428	364	372	357	342	331	320	313	302	294	288	278	270	(15)	(14) × R6の割合 91.69%
金属類 (t/年)	48	38	38	34	31	32	30	29	28	27	27	26	25	25	24	23	(16)	(14) × R6の割合 7.81%
ガラス類 (t/年)	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	(17)	(14) × R6の割合 0.50%
布類 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(18)	(14) × R6の割合 0.00%
事業系ごみ (t/年)	8,774	8,889	8,976	8,904	9,203	9,211	9,041	8,895	8,769	8,658	8,559	8,469	8,387	8,312	8,243	8,179	(19)	対数曲線
事業系ごみ(施策効果) (t/年)	-	-	-	-	-	8,958	8,714	8,475	8,238	8,005	7,775	7,538	7,305	7,075	6,849	6,627	(20)	(55) × (1) × (2) /10 <sup>6</sup>
燃えるごみ (t/年)	8,523	8,631	8,707	8,668	8,952	8,980	8,830	8,703	8,592	8,494	8,406	8,327	8,255	8,188	8,127	8,070	(21)	対数曲線
燃えないごみ (t/年)	116	104	102	101	92	94	84	75	67	60	53	47	42	37	32	28	(22)	事業系ごみ-(燃えるごみ+粗大ごみ)
粗大ごみ (t/年)	135	154	167	135	159	138	127	118	111	105	99	95	91	87	84	81	(23)	対数曲線
生活系ごみ(集団回収)含む(現行まま) (t/年)	32,703	31,162	30,529	28,810	28,250	27,629	27,033	26,474	25,942	25,431	24,938	24,476	24,023	23,584	23,150	22,727	(24)	(5) + (14)
生活系ごみ(集団回収)含む(施策効果) (t/年)	-	-	-	-	-	27,444	26,670	25,936	25,235	24,559	23,907	23,426	22,611	21,819	21,045	20,292	(25)	(6) + (14)
総排出量(生活系+事業系+集団回収)(現行まま) (t/年)	41,477	40,051	39,505	37,714	37,453	36,840	36,074	35,369	34,711	34,089	33,497	32,945	32,410	31,896	31,393	30,906	(26)	(3) + (14)
総排出量(生活系+事業系+集団回収)(施策効果) (t/年)	-	-	-	-	-	36,402	35,384	34,411	33,473	32,564	31,682	30,964	29,916	28,894	27,894	26,919	(27)	(4) + (14)

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

※年間日数に関して、年度比較のためうるう年にかかわらず、365日で統一しています。

表 4-11 施策を強化した場合のごみ排出量（年度ごとの予測）(2/2)

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
1人1日当たりのごみ排出量(現行まま) (g/人日)	1,045	1,027	1,030	997	1,011	1007.7	1000.2	994.3	989.6	985.7	982.7	980.2	978.1	976.6	975.4	974.7	(28)	(26) / (1) / (2) *10 <sup>6</sup>
1人1日当たりのごみ排出量(施策効果) (g/人日)	-	-	-	-	-	995.7	981.2	967.4	954.3	941.7	929.5	921.2	902.8	884.7	866.7	849.0	(29)	(38) + (55)
燃えるごみ(現行まま) (g/人日)	895	882	889	865	880	878.1	873.1	869.4	866.4	864.2	862.6	861.4	860.6	860.2	860.1	860.3	(30)	(40) + (56)
燃えるごみ(施策効果) (g/人日)	-	-	-	-	-	859.0	837.6	816.2	794.8	773.4	752.0	725.6	699.2	672.8	646.4	620.0	(31)	施策強化による削減
燃えないごみ (g/人日)	29	25	23	21	21	19.3	18.3	17.4	16.5	15.7	14.9	14.3	13.7	13.0	12.6	12.2	(32)	(46) + (57)
粗大ごみ (g/人日)	21	23	22	20	21	20.7	20.2	19.9	19.7	19.4	19.3	19.1	18.9	18.9	18.7	18.7	(33)	(47) + (58)
再生資源 (g/人日)	85	85	84	79	78	78.5	77.8	77.2	76.7	76.3	75.9	75.5	75.2	74.9	74.6	74.3	(34)	(48)
集団回収 (g/人日)	15	13	14	12	11	11.1	10.8	10.5	10.3	10.1	10.0	9.8	9.7	9.6	9.4	9.3	(35)	べき乗曲線
減免ごみ+災害ごみ (g/人日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(36)	
(生活系ごみ)(現行まま) (g/人日)	824.0	799.3	796.3	762.0	762.4	755.7	749.6	744.3	739.6	735.4	731.6	728.2	725.0	722.1	719.3	716.8	(37)	対数曲線
(生活系ごみ)(施策効果) (g/人日)	-	-	-	-	-	750.7	739.5	729.2	719.4	710.2	701.36	697.0	682.4	668.1	653.9	640.0	(38)	(39) + (41) + (46) + (47) + (49) + (53)
市民の意識醸成効果 (g/人日)	-	-	-	-	-	-1.7	-3.5	-5.2	-6.9	-8.7	-10.4	-8.0	-16.1	-24.1	-32.2	-40.2	(39)	施策強化による削減
燃えるごみ(現行まま) (g/人日)	680.5	660.4	661.4	635.2	638.8	632.5	628.3	624.7	621.5	618.6	616.0	613.7	611.5	609.5	607.6	605.8	(40)	対数曲線
燃えるごみ(施策効果) (g/人日)	-	-	-	-	-	625.6	614.5	604.0	593.9	584.1	563.6	552.8	542.1	531.6	521.2	502.8	(41)	(40) - (42) - (43) - (44) - (45)
紙類の分別 (g/人日)	-	-	-	-	-	3.6	7.2	10.8	14.4	18.0	21.6	23.0	24.3	25.7	27.0	28.4	(42)	施策強化による削減
容器包装プラスチックの分別回収 (g/人日)	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0	14.8	18.6	22.3	26.1	29.9	(43)	施策強化による削減
プラスチック類の分別回収 (g/人日)	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1	(44)	施策強化による削減
食品ロスの削減対策 (g/人日)	-	-	-	-	-	3.3	6.6	9.9	13.2	16.5	19.8	23.2	26.5	29.9	33.2	36.6	(45)	施策強化による削減
燃えないごみ (g/人日)	25.6	22.6	20.2	18.5	18.1	16.7	16.0	15.3	14.6	14.0	13.3	12.9	12.4	11.9	11.6	11.3	(46)	生活系ごみ-(燃えるごみ+粗大ごみ+再生資源+集団回収)
粗大ごみ (g/人日)	17.9	18.5	17.5	16.6	17.1	16.9	16.7	16.6	16.5	16.4	16.4	16.3	16.2	16.2	16.1	16.1	(47)	対数曲線
再生資源(現行まま) (g/人日)	85.0	84.9	83.8	79.4	77.8	78.5	77.8	77.2	76.7	76.3	75.9	75.5	75.2	74.9	74.6	74.3	(48)	べき乗曲線
再生資源(施策効果) (g/人日)	-	-	-	-	-	82.1	85.0	88.0	91.1	94.3	108.5	113.2	118.1	122.9	127.8	140.7	(49)	(48) + (50) + (51) + (52)
紙類の分別 (g/人日)	-	-	-	-	-	3.6	7.2	10.8	14.4	18.0	21.6	23.0	24.3	25.7	27.0	28.4	(50)	施策強化による増加
容器包装プラスチックの分別回収 (g/人日)	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0	14.8	18.6	22.3	26.1	29.9	(51)	施策強化による増加
プラスチック類の分別回収 (g/人日)	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1	(52)	施策強化による増加
集団回収 (g/人日)	15.0	12.9	13.5	12.3	10.7	11.1	10.8	10.5	10.3	10.1	10.0	9.8	9.7	9.6	9.4	9.3	(53)	べき乗曲線
(事業系ごみ)(現行まま) (g/人日)	221.1	228.0	234.1	235.5	248.4	251.9	250.7	250.1	250.0	250.4	251.1	252.0	253.1	254.5	256.1	257.9	(54)	(19) / (1) / (2) *10 <sup>6</sup>
(事業系ごみ)(施策効果) (g/人日)	-	-	-	-	-	245.0	241.6	238.3	234.9	231.5	228.1	224.3	220.5	216.6	212.8	209.0	(55)	施策強化による削減
燃えるごみ (g/人日)	214.8	221.4	227.1	229.3	241.6	245.6	244.8	244.7	244.9	245.6	246.6	247.7	249.1	250.7	252.5	254.5	(56)	(21) / (1) / (2) *10 <sup>6</sup>
燃えないごみ (g/人日)	2.9	2.7	2.7	2.7	2.5	2.6	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.3	1.1	1.0	0.9	(57)	(22) / (1) / (2) *10 <sup>6</sup>
粗大ごみ (g/人日)	3.4	4.0	4.4	3.6	4.3	3.8	3.5	3.3	3.2	3.0	2.9	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	(58)	(23) / (1) / (2) *10 <sup>6</sup>
リサイクル率(施策効果) (%)	11.0	10.9	11.4	10.7	10.2	10.6	10.9	11.2	11.5	11.9	13.3	13.8	14.4	15.1	15.8	17.3	(59)	施策強化による削減
最終処分量(施策効果) (t/年)	4,687	4,405	3,868	4,002	3,891	3,135	3,043	2,954	2,869	2,785	3,100	3,005	2,912	2,820	2,731	2,600	(60)	施策強化による削減

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。  
 ※年間日数に関して、年度比較のためうるう年にかかわらず、365日で統一しています。

表 4-12 施策を強化した場合の処理処分量(1/2)

区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	No.	予測の算出式等
ごみ焼却施設搬入量 (焼却量) (t/年)	36,921	35,774	35,085	33,750	33,718	32,883	31,909	30,976	30,072	29,193	28,018	27,149	26,296	25,464	24,651	23,637	(61)	(62) ~ (64) の合計
燃えるごみ (t/年)	35,529	34,376	34,062	32,684	32,622	31,829	30,875	29,959	29,069	28,203	26,985	26,117	25,267	24,436	23,623	22,571	(62)	(9) + (20)
粗大ごみ処理施設可燃残渣 (t/年)	1,360	1,375	1,006	1,030	1,070	1,029	1,008	991	975	962	1,002	999	996	994	993	1,028	(63)	(85)
リサイクルセンター可燃残渣 (t/年)	32	23	17	36	26	26	26	27	27	28	32	32	33	34	35	38	(64)	(90)
ごみ焼却施設搬出量 (t/年)	4,681	4,504	3,963	4,079	3,963	3,176	3,081	2,990	2,901	2,815	3,138	3,037	2,938	2,842	2,747	2,602	(65)	(66) ~ (68) の合計
焼却灰 (埋立処分量) (t/年)	4,185	4,242	3,759	3,934	3,814	2,982	2,893	2,807	2,724	2,643	2,952	2,857	2,764	2,673	2,584	2,447	(66)	(62) × R2~R6の平均割合 10.84%
紙類 (資源化量) (t/年)	72	62	32	22	23	39	38	37	36	35	33	32	31	30	29	28	(67)	(62) × R2~R6の平均割合 0.12%
焼却灰 (資源化量) (t/年)	424	200	172	123	126	155	150	146	141	137	153	148	143	139	134	127	(68)	(62) × R2~R6の平均割合 0.56%
区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	No.	予測の算出式等
粗大ごみ処理施設搬入量 (t/年)	3,165	2,945	2,759	2,550	2,468	2,451	2,402	2,360	2,324	2,292	2,386	2,381	2,373	2,368	2,365	2,450	(69)	(70) + (73) + (76)
燃えないごみ (t/年)	1,133	986	876	801	761	705	661	619	579	544	506	481	453	426	405	386	(70)	(10) + (22)
収集ごみ (t/年)	948	805	716	648	621	575	539	505	472	444	413	393	369	347	330	315	(71)	(70) × R2~R6の平均割合 81.60%
直接搬入ごみ (t/年)	185	181	160	153	140	130	122	114	106	100	93	89	83	78	74	71	(72)	(70) × R2~R6の平均割合 18.40%
再生资源 (t/年)	1,187	1,083	1,046	987	916	991	1,013	1,034	1,055	1,077	1,222	1,257	1,292	1,326	1,358	1,473	(73)	(13) × R2~R6の平均割合 33.03%
収集ごみ (t/年)	1,187	1,083	1,046	987	916	991	1,013	1,034	1,055	1,077	1,222	1,257	1,292	1,326	1,358	1,473	(74)	(73)
直接搬入ごみ (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(75)	
粗大ごみ (t/年)	845	876	837	762	791	756	729	708	690	672	658	643	628	616	602	591	(76)	(11) + (23)
収集ごみ (t/年)	332	287	247	235	234	224	216	209	204	199	195	190	186	182	178	175	(77)	(76) × R2~R6の平均割合 29.58%
直接搬入ごみ (t/年)	513	589	590	527	557	532	513	499	486	473	464	453	442	434	424	416	(78)	(76) × R2~R6の平均割合 70.42%
粗大ごみ処理施設搬出量 (t/年)	3,165	2,945	2,759	2,550	2,468	2,451	2,402	2,360	2,324	2,292	2,386	2,381	2,373	2,368	2,365	2,450	(79)	(80) + (85) + (86)
中間処理後再生利用量 (t/年)	1,303	1,407	1,644	1,452	1,321	1,270	1,244	1,223	1,204	1,187	1,236	1,233	1,229	1,226	1,225	1,269	(80)	(69) × R2~R6の平均割合 51.80%
金属類 (t/年)	952	839	847	730	718	690	676	665	654	645	672	670	668	667	666	690	(81)	(80) × R2~R6の平均割合 54.35%
ガラス類 (t/年)	228	197	211	215	182	175	171	168	166	164	170	170	169	169	169	175	(82)	(80) × R2~R6の平均割合 13.78%
白色トレイ (t/年)	12	4	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	(83)	(80) × R2~R6の平均割合 0.30%
その他 (ガラス残渣、自転車等) (t/年)	111	367	578	503	417	401	393	386	380	375	390	389	388	387	387	401	(84)	(80) × R2~R6の平均割合 31.57%
残渣焼却量 (t/年)	1,360	1,375	1,006	1,030	1,070	1,029	1,008	991	975	962	1,002	999	996	994	993	1,028	(85)	(69) × R2~R6の平均割合 41.97%
残渣埋立量 (t/年)	502	163	109	68	77	153	150	147	145	143	149	148	148	148	147	153	(86)	(69) × R2~R6の平均割合 6.23%
区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	No.	予測の算出式等
搬入量 (t/年)	291	295	298	296	286	280	286	292	298	304	345	355	365	374	383	416	(87)	(13) × R2~R6の平均割合 9.32%
搬出量 (t/年)	291	295	298	296	286	280	286	292	298	304	345	355	365	374	383	416	(88)	(89) + (90)
ペットボトル (t/年)	259	272	281	260	260	254	260	265	271	276	313	322	331	340	348	378	(89)	(87) × 平均割合(R2~R6) 90.85%
処理残渣 (t/年)	32	23	17	36	26	26	26	27	27	28	32	32	33	34	35	38	(90)	(87) × R2~R6の平均割合 9.15%

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-12 施策を強化した場合の処理処分量(2/2)

区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	No.	予測の算出式等	
資源化量 (t/年)	4,550	4,376	4,515	4,041	3,807	3,854	3,849	3,848	3,855	3,865	4,211	4,261	4,312	4,365	4,411	4,667	(91)	(92) + (97) + (104)	
直接資源化量 (t/年)	1,896	1,931	1,868	1,720	1,680	1,730	1,768	1,805	1,842	1,880	2,133	2,195	2,256	2,314	2,371	2,572	(92)	(13) × R2~R6の平均割合	57.66%
紙類 (t/年)	1,830	1,871	1,808	1,666	1,632	1,676	1,712	1,748	1,784	1,821	2,065	2,125	2,185	2,241	2,296	2,490	(93)	(92) × R2~R6の平均割合	96.84%
紙パック (t/年)	11	11	12	11	9	10	10	11	11	11	13	13	13	14	14	15	(94)	(92) × R2~R6の平均割合	0.59%
びん類 (t/年)	27	25	21	20	18	21	22	22	22	23	26	27	28	28	29	31	(95)	(92) × R2~R6の平均割合	1.22%
その他 (t/年)	28	24	27	23	21	23	24	24	25	25	29	30	30	31	32	35	(96)	(92) × R2~R6の平均割合	1.35%
中間処理後再生利用量 (t/年)	2,058	1,941	2,129	1,857	1,730	1,718	1,692	1,670	1,651	1,635	1,736	1,736	1,735	1,735	1,736	1,801	(97)	(98) ~ (103) の合計	
紙類 (t/年)	72	62	32	22	23	39	38	37	36	35	33	32	31	30	29	28	(98)	(67)	
金属類 (t/年)	952	839	847	730	718	690	676	665	654	645	672	670	668	667	666	690	(99)	(81)	
びん類 (t/年)	228	197	211	215	182	175	171	168	166	164	170	170	169	169	169	175	(100)	(82)	
ペットボトル (t/年)	259	272	281	260	260	254	260	265	271	276	313	322	331	340	348	378	(101)	(89)	
白色トレイ (t/年)	12	4	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	(102)	(83)	
その他(焼却灰、ガラス残渣等) (t/年)	535	567	750	626	543	556	543	532	521	512	543	538	531	526	521	528	(103)	(68) + (84)	
集団回収 (t/年)	596	504	518	464	397	406	389	373	361	349	342	330	321	315	304	294	(104)	(105) ~ (108) の合計	
紙類 (t/年)	544	463	477	428	364	372	357	342	331	320	313	302	294	288	278	270	(105)	(15)	
金属類 (t/年)	48	38	38	34	31	32	30	29	28	27	27	26	25	25	24	23	(106)	(16)	
びん類 (t/年)	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	(107)	(17)	
布類 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(108)	(18)	
リサイクル率 (%)	11.0	10.9	11.4	10.7	10.2	10.6	10.9	11.2	11.5	11.9	13.3	13.8	14.4	15.1	15.8	17.3	(109)	(91) / (27) × 100	
区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	No.	予測の算出式等	
埋立量 (t/年)	4,687	4,405	3,868	4,002	3,891	3,135	3,043	2,954	2,869	2,785	3,100	3,005	2,912	2,820	2,731	2,600	(110)	(111) ~ (113) の合計	
焼却灰 (t/年)	4,185	4,242	3,759	3,934	3,814	2,982	2,893	2,807	2,724	2,643	2,952	2,857	2,764	2,673	2,584	2,447	(111)	(66)	
処理残渣 (t/年)	502	163	109	68	77	153	150	147	145	143	149	148	148	148	147	153	(112)	(86)	
災害ごみ (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(113)		
最終処分率 %	11.3	11.0	9.8	10.6	10.4	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	9.8	9.7	9.7	9.8	9.8	9.7	(114)	(110) / (27) × 100	

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

## 第5章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本理念

#### 市民・事業者・市の協働による持続可能な循環型社会の形成

上位計画である「桐生市第六次総合計画」では、ごみの発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処理を推進するため、「循環型社会の推進」を掲げています。

本計画の基本理念は、市民・事業者・市の協働による持続可能な循環型社会の形成です。限りある資源を有効に活用し、生産から流通・消費・廃棄に至るまでの物質の効率的な利用を進めるとともに、市民・事業者・市が互いに協働しながら、循環型社会の形成に向けていく必要があります。

### 第2節 基本方針

#### 1. 基本方針1「市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進」

循環型社会を実現していくためには、ごみの発生抑制と再使用の推進や適正なごみ処理に携わる行政施策の充実はもとより、市民と事業者が本市のごみの現状と課題を十分に理解する必要があります。

桐生市ごみ減量化推進協議会を中心として市民・事業者・市の間で良好なコミュニケーションを醸成することにより、各主体がごみに対する責務と役割を再認識するとともに、相互理解を深めて、ごみの減量・資源化への様々な行動につながるよう施策を展開していきます。

#### 2. 基本方針2「ごみの発生抑制と再使用の推進」

ごみの発生抑制と再使用を進めるための取組においては、長持ちする製品を選びごみの発生を抑制すること（リデュース）や繰り返し使えるものを購入し使用すること（リユース）など、日々の生活で一人ひとりの心がけが必要となり、事業者は再資源化可能な商品を取り扱う協力体制と意識改革が不可欠です。

今後、市民や事業者の取組を促すため、環境教育・情報提供・啓発活動等をはじめとした、生活系ごみ対策、事業系ごみ対策、きれいなまちづくりの推進等のさまざまな施策を展開していきます。

#### 3. 基本方針3「適正なごみ処理の推進」

ごみの発生抑制と再使用を行ったうえで生じるごみを資源として再生利用（リサイクル）及び適正に処理することは循環型社会の形成において重要です。

市民や事業者が適切にごみを分別することによるリサイクルの促進及びごみ処理体制の整備を行います。ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分過程において、安全性の向上はもとより、効率的な運営に努め、資源・エネルギーの効率的回収を推進し、自然環境に配慮した環境負荷の少ない循環型の社会システムの構築を図ります。

### 第3節 基本計画の施策体系

「市民・事業者・市の協働による持続可能な循環型社会の形成」を本市における基本理念として掲げ、そのもとで、基本方針 1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進、基本方針 2 ごみの発生抑制と再使用の推進、基本方針 3 適正なごみ処理の推進の 3 つを基本方針として定めます。

本計画における重要な施策は表 5-1 のとおりです。また、基本理念と基本方針は図 5-1 のとおりです。

表 5-1 本計画における重要な施策

項目	施策
強化する施策	減量化・資源化効果の共有
	紙類リサイクルの推進
	食品ロスの発生抑制
	リサイクル（再資源化）の推進
	リユース（再使用）の促進
追加する施策	容器包装プラスチック製品及びプラスチック類の分別回収
	草木の資源化



図 5-1 基本理念及び基本方針

## 第4節 基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進

### 1. 市民・事業者・市の相互理解による仕組みづくり

#### (1) 協働による仕組みづくりの充実

桐生市ごみ減量化推進協議会を中心とした、市民・事業者・市による協働の仕組みづくりを充実させます。

また、地域行事等の機会を通じて、地域市民へごみに対する理解を深めてもらうとともに、ごみの削減量や資源化量等をわかりやすく「見える化」し、情報を提供・共有化することにより、更なるごみの減量化・資源化に向けた意識の動機付けを図ります。

なお、協働による取組を確実に進めるためには、各主体が次のような役割のもと行動する必要があります。

市民・事業者・市の協働のイメージを図 5-2 に示します。

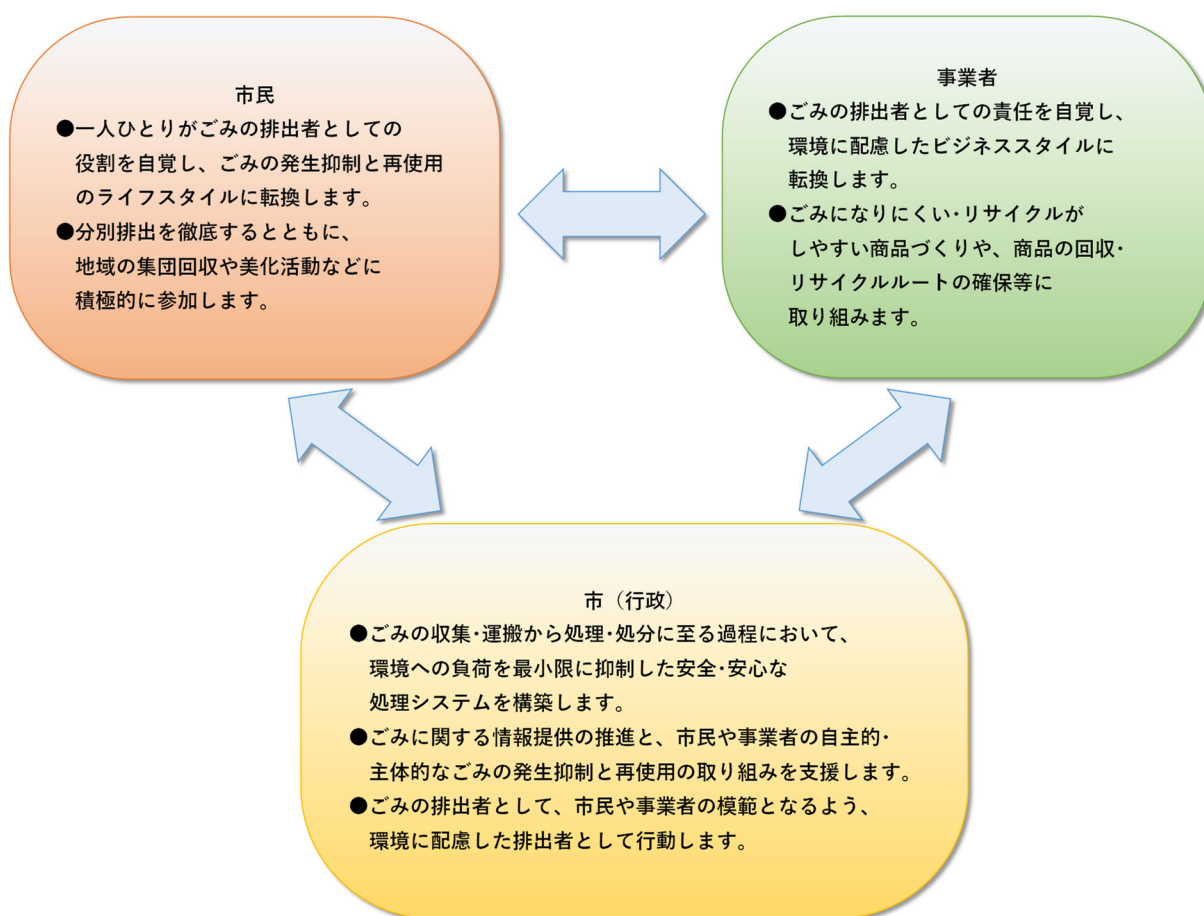


図 5-2 市民・事業者・市の協働のイメージ

## 第5節 基本方針2 ごみの発生抑制と再使用の推進

### 1. 環境教育・情報提供・啓発活動

#### (1) 環境教育・学習の推進

ごみの減量やリサイクル意識などを高めるため、学校教育や地域の生涯学習の場において、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、環境教育・学習を推進します。また、学生、自治会未加入者、集合住宅等の単身居住者、転入者などへも効果的な周知・啓発を行います。具体的には、出前講座の実施、ごみ減量教室での施設見学会の実施、また、小学4年生を対象とした施設見学会を行なって、学校ぐるみでごみの発生抑制と再使用の推進等について、幼少期からの環境教育を行います。

#### (2) 市民・事業者が行動するための情報提供

市民や排出事業者等に対して、分別区分やごみ排出量などの基礎情報に加え、発生抑制や分別の必要性など具体的な行動方法を積極的に情報提供し、自ら情報を選択し、行動できるよう支援します。具体的には、事業者への啓発として、事業系ごみ減量化等パンフレットの配布、インターネット等での情報提供を充実します。

#### (3) 「わかりやすい」を基本とした普及啓発

幅広い世代に向けて「わかりやすい」を基本とした啓発に努めるとともに、学生、自治会未加入者、集合住宅等の単身居住者、転入者などへも効果的な周知・啓発を進めるため、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をはじめ、「ごみと再生資源の収集カレンダー」等の配布、「広報きりゅう」、市ホームページ等を活用し、積極的に周知・啓発を行います。さらに、出前講座など様々な機会を捉えた啓発を進めます。

#### (4) 対象を絞った重点的な周知・啓発

自治会、不動産業者、大学等と連携を図り、学生や自治会未加入者、集合住宅等の単身居住者、転入者や、地域特性に応じた重点的な周知・啓発を図ります。具体的には、桐生市ごみ減量化推進協議会を通じて自治会との協働を更に進めるとともに、集合住宅等を建設・管理する不動産業者や管理組合、大学等との連携の充実を図ります。

また、若年層や学生向けには、新たな情報伝達媒体を活用し、減量化・資源化に対する意識の喚起や、ごみに対する更なる理解に向けた取組を進めます。

#### (5) 市民が気軽に体験・参加できる「場」の提供

ごみ減量教室などを開催し、市民が楽しみながらごみの減量やリサイクルについて学び、実践できる「場」を提供します。

#### (6) 減量化・資源化効果の共有

環境配慮行動の動機付けとなるよう、ごみ、資源の収集量や集団回収の実績、事業系ごみ搬入検査の様子などを、写真やイラスト、映像などにより情報提供を行い、その成果や実施状況を「見える化」して、情報の共有化を進めます。

## (7) 紙類リサイクルの推進

お菓子の紙箱やトイレトペーパーの芯など、可燃ごみの中に含まれるリサイクル可能な紙類を「雑がみ」として分別、資源化することを推進します。市ホームページを活用するほか、ごみ減量教室の実施や、雑がみ保管袋の配布を通じて、周知・啓発に努めます。また、紙類リサイクルの利便性向上のため、現在は月2回となっている紙類収集日の増加を目指し、実証実験を行うなどして体制整備のための研究を進めます。

## (8) 率先した市の取組

市民や事業者のごみの発生抑制と再使用の推進に向けた自主的な取組を促すため、市自らが、ごみの排出者、リサイクル品の消費者として、市民や事業者に率先し、ごみの発生・排出抑制の取組を行います。具体的には、市職員は率先して、マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用に取組めます。

## 2. 生活系ごみ対策

### (1) ごみ排出ルールの徹底

ごみ排出ルールの徹底については、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や「ごみと再生資源の分類と出し方」等を活用した啓発や、出前講座、施設見学会等、様々な機会を捉えて実施するとともに、自治会との連携により、全市民への周知・啓発を図ります。

また、資源ごみを資源集積場所から持ち去る行為に対しては、持ち去り防止パトロール活動を実施するとともに、罰則規定の適用を図ります。

### (2) 群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及啓発活動

消費者に「環境にやさしい買い物スタイル」の存在を認識してもらい、「環境にやさしい買い物スタイル」の一環として日々の消費行動での「食品ロスの削減」や「プラごみ削減」等を意識してもらう活動を進めます。

### (3) 生ごみの発生抑制

環境イベント等を通じて、生ごみの減量化と発生抑制の促進に取り組めます。

### (4) 食品ロスの発生抑制

市民に向けて、使い切り・食べきり・水きりをする「3 キリ運動」や、宴会時などの最初の30分間と最後の10分間は食事を楽しむ時間とし、食べ残しの削減を呼びかける「30・10 運動」、様々な理由で市場に流通できない食品を企業及び個人から無償で提供していただき、食糧支援が必要な市民に対し、無償で配布する「フードバンク事業」等の食品ロスの削減についても、「広報きりゅう」や市ホームページ等を活用し、積極的に周知・啓発に努めます。

### (5) リサイクル（再資源化）の推進

宅配便を利用した小型家電回収などを継続するとともに、令和8年4月に施行される資源の有効な利用の促進に関する法律により、事業者回収が義務付けられるモバイルバッテリー、スマートフォン、加熱式たばこについて、適切なリサイクル方法に関する情報提供に努めます。

### (6) リユース（再使用）の促進

市民がリユースに取り組む機会を増やすため、イベント等で飲食品を提供する際には、リユース食器の利用を呼びかけ、リユース食器利用助成金制度の普及促進に取り組めます。また、「ジモティー」や「おいくら」といったリユースプラットフォームの積極的な活用の呼びかけを行い、資源の再使用の促進に取り組めます。

### (7) 処理困難物の適切な回収・リサイクル

市の処理施設では対応できない処理困難物については、事業者自らの適切な回収・リサイクルの促進に向けて情報提供を行うなど、適正処理に向けた施策の充実を図られるよう検討を進めます。

## (8) 生活系ごみの処理有料化制度の導入検討

生活ごみの有料化については、減量化・資源化対策を一層推進しても、一定期間にわたりごみの排出量が増加するなど、ごみの減量化が図られない場合に、市民に十分な説明を行った上で取組むこととしていました。これまでの本市におけるごみ排出量の実績を踏まえ、生活系ごみの有料化制度の導入を検討します。生活系ごみの有料化制度の導入は、ごみの減量化・資源化に資するとともに、排出量に応じた負担の公平化が図られ市民の意識改革につながる一方で、市民の負担が増加することから、丁寧な説明を行いながら進めます。

### 3. 事業系ごみ対策

#### (1) 事業系ごみの排出対策の充実

事業系ごみについては、不適正排出者への直接指導を行うとともに、業種別の指導や業界団体との協働も検討することにより、更なる減量化・資源化、適正排出を推進します。特に飲食店や食料品小売店などの事業者に対し、県と連携し、食品ロスの削減について周知・啓発を行います。

また、事業系ごみの資源化は、一般廃棄物収集運搬許可業者の取組により大きく影響を受けることから、収集運搬許可業者への直接指導を行います。

さらに、事業系のごみ処理手数料についても、適正なあり方について調査研究を行います。

#### (2) 事業系ごみの搬入検査・制限

清掃センターへの搬入時には、定期的な検査指導を引き続き実施します。あわせて、搬入物検査状況などの情報発信を充実することで、更なる適正排出を進めます。

#### (3) 一般廃棄物収集運搬業者への適切な指導

一般廃棄物収集運搬業者に対しては、毎月提出される実績報告書及び許可更新時に提出される事業計画書に基づき、適正搬入指導を行います。

また、事業系ごみの資源化量の把握による適正搬入に向けた検討を進めます。

#### (4) 事業系ごみの減量化・資源化

事業系食品廃棄物の減量化・資源化を促進するため、具体的な取組事例や資源化ルート等の情報提供を行い、食品廃棄物のリサイクルに向けた事業者の自主的な取組を支援します。

#### 4. きれいなまちづくりの推進

##### (1) まち美化の推進

市民・事業者・市が協働して、ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを進めるため、春・秋の年2回の「市民一斉清掃」を引き続き実施します。

また、まちの環境美化に取り組む活動を支援するとともに、桐生市ごみ減量化推進協議会と連携し、環境美化活動の推進に努めます。

##### (2) 桐生市不法投棄防止条例

本条例により、ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置や不法投棄防止パトロールを実施するとともに、地域と連携して重点的に不法投棄防止活動の取組に対して支援を行うなど、不法投棄防止対策の充実を図ります。

##### (3) 桐生市ポイ捨て等防止に関する条例

本条例により、ごみのポイ捨てや飼い犬等の糞を放置する行為を未然に防止し、環境美化に対する意識の向上と清潔で美しいまちづくりを推進します。

## 第6節 基本方針3 適正なごみ処理の推進

---

### 1. リサイクルの促進

#### (1) 地域におけるリサイクルの推進

市民へのPRや参加意欲の向上につながる情報発信により、地域における実践的な取組である集団回収、燃えるごみに混入していることが推測されている雑がみの分別徹底、今後整備を進めるプラスチック類の分別回収及びリネットジャパンリサイクル株式会社による宅配便を活用した使用済小型家電の回収の活用など、市民の自主的な分別・リサイクルを推進します。

#### (2) 資源化促進策の拡充

ごみの減量化・資源化をより一層進めるため、バイオマス利活用の動向、リサイクル品の需給バランスや効率的な事業運営等を検討した上で、学校給食残渣などの様々なリサイクルシステムの構築を図ります。

#### (3) 廃食用油の活用

廃食用油については、「廃食用油回収・再生利用事業者」に引き渡し、飼料・石鹼の原材料や燃料などの新たな製品として今後も継続して活用します。

#### (4) 国や関係業界等との連携の促進

国や製造事業者等に対して、減量化や再使用、再生利用しやすい製品の開発、廃棄された後の製品等の適正なリサイクル、製造事業者等による自己回収・処分などについて、様々な機会を捉えた働きかけを行います。

#### (5) 容器包装プラスチック及びプラスチック類の分別回収

国においてプラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定され、令和4年4月には「プラスチック資源循環促進法」が施行されています。廃棄物処理基本方針の数値目標設定においても、引き続きプラスチック等の循環利用が設定されています。

本市においても、令和12年度からの容器包装プラスチックの分別収集と、令和17年度からの製品プラスチックの分別収集の実施を目指し、体制整備のための検討に努めます。

#### (6) 草木の資源化

ごみ質分析の結果において「草・木・わら類」が大きな割合を占めていることから、民間事業者を活用した草木のリサイクルを検討します。

## 2. ごみ処理体制の整備

### (1) 効率的な収集運搬体制の整備

ごみの収集運搬体制は、当面現行のままとし、家庭から排出されたごみを資源化・適正処理するため、市が市民に適切なごみの分別情報を積極的に提供します。ごみステーションは、自治会が利用者と協議の上設置することを原則とし、適切な設置を推進します。

### (2) 清掃センターの計画的な整備

清掃センターは竣工から 29 年以上が経過し老朽化が進行しています。これを受けて現行のごみ焼却施設については、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 か年で、基幹的設備改良工事を実施し、令和 13 年度までの安定稼働が可能となりました。

現行の粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターについても、定期的な点検整備と必要に応じた修繕を実施し、ごみ焼却施設と同等の稼働期間を確保することで、適切なごみ処理の継続を図ります。

次期施設については、広域化を視野に検討を行います。

### (3) エネルギーの有効活用

ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電、蒸気供給余剰電力の売電等の有効活用の推進を行います。

### (4) 安全で安定的な施設の管理運営

ごみ処理施設の安全で安定的な運営が行われるよう、引き続き適正な管理運営を行います。

### (5) 埋立処分量の減量化

ごみの減量化・資源化を推進し、焼却処理の対象となるごみをできる限り減らすとともに、焼却灰等の資源化などにより、埋立処分量の減量を図り、最終処分場のより一層の延命化に努めます。

### (6) 最終処分場の整備と維持管理

桐生市清掃センター最終処分場（新里町野）については、平成 30 年度に計画変更し、埋立期間を令和 21 年 2 月までに延長しました。今後も引き続き適正な維持管理に努めます。

### (7) 災害廃棄物処理体制の整備

東日本大震災及び近年全国各地で多発している水害等の教訓を踏まえ、大規模災害発生時のごみ処理等を円滑に行うため、国や県の計画や指針の改訂に合わせて「桐生市災害廃棄物処理計画」の適宜見直しを行うとともに、他自治体や関係団体との連携を強化し、協定締結団体との協議を通じて総合的な災害廃棄物処理体制を整備します。

## 第7節 数値目標

国の第五次循環型社会推進基本計画や廃棄物処理基本計画、県の第三次群馬県循環型社会づくり推進計画、第3次桐生市環境基本計画2021～2030に設定された数値及びこれまでの本市の実態を踏まえ、4つの数値目標を定めました。

表5-2に示すとおり、4つの数値目標は、令和6年度を基準とし、令和12年度を中間目標年、令和17年度を目標年とし、排出量の削減、リサイクル率の向上及び最終処分量減量に努めます。

表5-2 4つの数値目標

指標		基準年度 令和6年度	中間目標年度 令和12年度	計画目標年度 令和17年度
①	1人1日当たりのごみ焼却量	880g/人日	752g/人日 (14.5%削減)	620g/人日 (29.5%削減)
② ※	ごみ排出量 1人1日当たりのごみ排出量	1,011g/人日	930g/人日 (8%削減)	849g/人日 (16%削減)
	1人1日当たりの生活系ごみ排出量	762g/人日	701g/人日 (8%削減)	640g/人日 (16.1%削減)
	1人1日当たりの事業系ごみ排出量	248g/人日	228g/人日 (8%削減)	209g/人日 (15.9%削減)
③	リサイクル率	10.2%	13.3%以上 (1.31倍)	17.3%以上 (1.7倍)
④	最終処分量	3,891t	3,100t (20.3%削減)	2,600t (33.2%削減)

※1人1日当たりのごみ排出量は1人1日当たりの生活系ごみと1人1日当たりの事業系ごみの合計値（ただし、端数処理の都合上、一致しない場合があります。）

# 第6章 ごみ処理フロー

## 第1節 ごみ処理フロー

本市における将来（令和 12 年度以降）におけるごみの処理・処分の流れは、図 6-1 のとおりです。なお、現行からの変更箇所を赤色太字で示します。

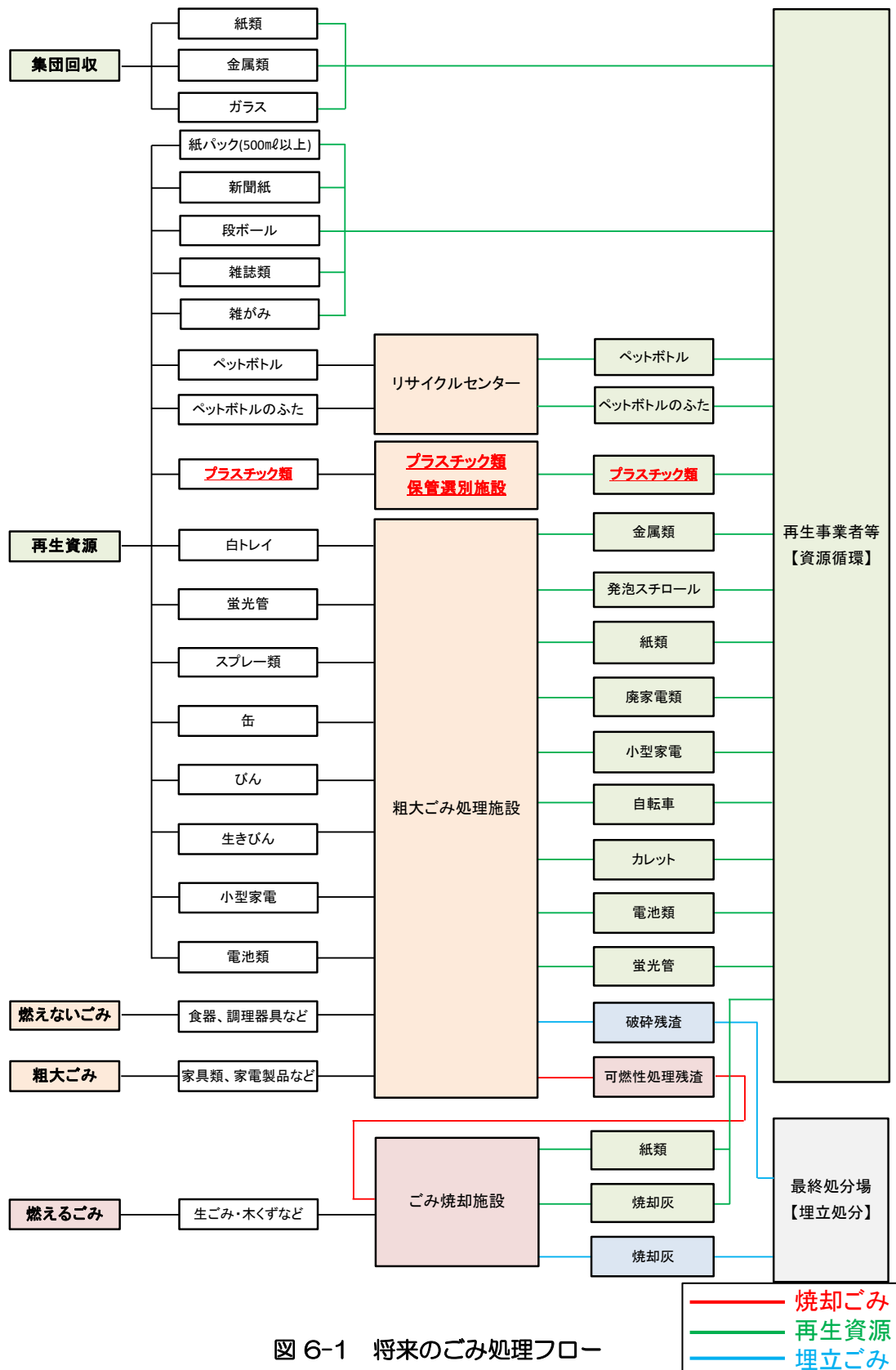


図 6-1 将来のごみ処理フロー

## 第7章 収集・運搬計画

### 第1節 収集対象区域

収集・運搬の範囲は現行どおり、本市の行政区域全域とします。

### 第2節 ごみの分別区分

将来（令和12年度以降）のごみの分別区分を表7-1に示します。なお、現行からの変更箇所を赤色太字で示します。

表7-1 将来のごみの分別区分

分別	ごみの種類	排出方法
燃えるごみ	生ごみ・木くずなど	指定袋に入れる。 生ごみは十分に水切りをする。 木くず、枝などは長さ70cm、直径15cm以内に切り、束ねる場合は直径30cm以内にする。 紙おむつは中の汚物は取り除く。
燃えないごみ	食器、調理器具など	指定袋に入れる。 刃物や割れたガラスは厚紙などで包み、赤字で「きけん」と書き指定袋に入れる。
再生資源	ペットボトル	ふたとラベルを取り水で洗い指定袋に入れる。
	ペットボトルのふた	水で洗い指定袋に入れる。
	白トレイ	洗って乾かし指定袋に入れる。
	紙パック(500mL以上)	洗って切り開き乾かしたものをひもで十字に結ぶ。(内部にアルミが使われていないもの)
	新聞紙	十字に結ぶ。(広告などは、間にはさむ)
	段ボール	開いてから、ひもで十字に結ぶ。
	雑誌類	ひもで十字に結ぶ。
	雑がみ	カタログ、ノートなど紙袋に入れ、ひもで十字に結ぶ。
	蛍光管	割らずに蛍光管が入っていたケースに入れる。
	スプレー類	使い切った後、指定袋に入れる。
	缶	洗って指定袋に入れる。
	びん	ふたを取り水洗いして指定袋に入れる。
	生きびん	ふたを取り水洗いする。(袋に入れない)
	小型家電	対象物を市役所、公民館、支所で回収。
	電池類	春、秋の市民一斉清掃日に収集。 市役所総合案内所、公民館、支所で回収。
	<b>プラスチック類</b>	<b>洗って乾かし指定袋に入れる。</b>
危険物	ライター	春、秋の市民一斉清掃日に収集。 市役所総合案内所、公民館、支所で回収。
粗大ごみ	家具類、家電製品など	指定袋に入らないものは、有料での戸別収集等。

### 第3節 収集・運搬量

家庭系一般廃棄物は、本市が委託した業者が市内の全域を対象に収集・運搬を行います。臨時及び多量に排出される家庭系一般廃棄物は、排出者が直接搬入することを基本とし、事業系一般廃棄物は、排出者が収集運搬許可業者と契約し、処分することを基本とします。また、75歳以上の世帯のうち、近くのごみ集積所までごみを持ち出すことが困難で身近に協力を得られない方を対象に戸別収集を引き続き実施します。

ごみ収集の概要を表 7-2 及び表 7-3 に示します。なお、現行からの変更箇所を赤色太字で示します。

表 7-2 将来のごみ収集の概要

分別		収集回数	収集方式	集積所数	収集料金
燃えるごみ		週 2 回	ステーション方式	3,189 か所	無料
燃えないごみ		月 1 回			
再生資源	ペットボトル類	月 1 回 <sup>※1</sup>			
	白トレイ	月 1 回 <sup>※1</sup>			
	紙類 <sup>※2</sup>	月 2 回			
	蛍光管	月 1 回			
	スプレー類	月 1 回			
	缶 <sup>※2</sup>	月 1 回			
	びん類	月 1 回			
	<b>プラスチック類</b>	<b>週 1 回</b>			
	小型家電	随 時	拠点方式 <sup>※3</sup>	17 か所	
電池類	年 2 回	拠点方式 <sup>※3</sup>	3,189 か所		
危険物	ライター	年 2 回		ステーション方式 <sup>※4</sup>	
粗大ごみ			戸別方式 <sup>※5</sup>	—	有料

※1：旧桐生市は、5～9月に月2回となります。

※2：新聞紙、アルミ缶は、各公民館でも回収を行っています。

※3：市役所、各支所及び各公民館で回収を行っています。

※4：春秋の市民一斉清掃で行っています。

※5：新里町では、年2回の拠点回収、黒保根町では、年4回のステーション収集も行っています。

表 7-3 高齢者支援家庭ごみ戸別収集について

区分	内容
対象となる方	<p>市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援または要介護認定を受けている、ひとり暮らしの高齢者</li> <li>・ 75歳以上の者で構成されたごみ出し困難な世帯</li> <li>・ その他市長が特に必要と認める者</li> </ul>
収集内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集するごみは、「桐生市 ごみと再生資源の収集カレンダー」に記載している「燃えるごみ・燃えないごみ・再生資源」のみです。</li> <li>・ ごみステーションへの出し方と同じように、分別して指定ごみ袋に入れてください。</li> <li>・ 一度に出せるごみ袋の数は、3～4袋までです。</li> <li>・ 収集するごみは、対象となる世帯から出るごみに限ります。なお、一度に大量のごみは収集しません。</li> <li>・ 粗大ごみは収集できません。別途、粗大ごみ収集の申込み（※有料）をしてください。</li> </ul>
収集日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週1回、各々に決められた曜日に伺います。</li> <li>・ 午前8時30分までに所定の場所に出してください。</li> <li>・ 収集日が祝日及び振替休日となる場合は、収集しません。また、大型連休と年末年始は収集しません。</li> </ul>
収集方法	<p>市職員が直接玄関まで収集に伺います。その際には安否確認のため声掛けをさせていただきます。</p>

#### 第4節 資源化ルート

現在、桐生市清掃センターに搬入し、その後選別された資源は、各資源化業者に引き渡し、資源化を実施していますが、今後もこの体制を継続します。集団回収により回収した資源については、資源回収業者から資源化業者に引き渡され、資源化いたします。また、今後プラスチック類も再生資源として回収し、桐生市清掃センターにて選別・減容圧縮した後に資源化業者に引き渡すことを検討します。

## 第8章 中間処理計画

### 第1節 中間処理方法

これまでと同様、桐生市清掃センターにおいて中間処理及び適正な管理を行い、今後  
も現体制を継続することとします。

桐生市清掃センターにおける中間処理対象は、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、  
再生資源です。

### 第2節 広域処理

前橋・桐生・伊勢崎・みどり・玉村一般廃棄物処理広域化協議会において広域処理に  
向けた検討を行っており、広域化等に伴う建設費、運営管理費の削減効果や他市との連  
携など踏まえつつ引き続き検討を行っていきます。

## 第9章 最終処分計画

### 第1節 最終処分方法

これまでと同様、桐生市清掃センターにおいて中間処理を行い、焼却灰、粗大ごみ処  
理残渣等を埋立処分とします。また、適正な最終処分を実施していきます。

## 第10章 その他廃棄物対策

### 第1節 災害廃棄物に関する対策

災害発生時には、県及び近隣市と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととします。  
また、国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）、群馬県災害廃棄物処理計画  
（令和3年3月改訂）及び桐生市災害廃棄物処理計画（令和8年3月改訂）に基づき、  
生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。

### 第2節 不法投棄対策

不法投棄は生活環境や自然環境に影響を及ぼすため、本計画の着実な実施を図るため  
にも、県、近隣市が実施する不法投棄対策に協力することとします。

## 第三編 生活排水処理基本計画編

第 11 章 生活排水処理の現状

第 12 章 生活排水処理基本計画

# 第11章 生活排水処理の現状

## 第1節 処理形態別人口の現状

### 1. 国及び群馬県の生活排水処理形態別人口

生活雑排水のうち台所やお風呂、洗濯等の排水は、合併処理浄化槽により処理され、残りの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

本市の令和5年度における計画処理区域内人口 103,302 人のうち、86.5%の 89,396 人については生活排水の適正処理がなされており、群馬県の平均 79.5%より高くなっていますが、国の平均 90.7%よりも低くなっています。

国全体、群馬県及び本市の生活排水の処理形態別人口の状況は表 11-1 のとおりです。

表 11-1 処理形態別人口（令和5年度）

区分\年度		全国	群馬県	桐生市
行政区域内人口		(人) 125,068,896	1,922,122	103,302
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	(人) 125,068,896	1,922,122	103,302
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 113,474,994	1,528,869	89,396
	(1) コミュニティ・プラント人口 <sup>※1</sup>	(人) 163,098	18,030	221
	(2) 合併処理浄化槽人口	(人) 12,958,253	429,165	8,446
	(3) 公共下水道人口	(人) 97,540,785	987,496	77,300
	(4) 農業集落排水施設人口	(人) 2,385,674	94,178	3,429
	(5) その他浄化槽人口	(人) 427,184	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 6,984,129	321,529	9,815
	4. 非水洗化人口	(人) 4,609,773	71,724	4,091
	(1) 汲み取り人口	(人) 4,569,611	71,702	4,091
(2) 自家処理	(人) 40,162	22	0	
生活排水処理率 <sup>※2</sup>		(%) 90.7%	79.5%	86.5%
水洗化率 <sup>※3</sup>		(%) 96.3%	96.3%	96.0%

資料：一般廃棄物処理実態調査結果

※1：主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設

※2：生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※3：水洗化率＝（水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷計画処理区域内人口×100

※ 桐生市の行政区域内人口については、一般廃棄物処理実態調査に基づき、10月1日時点の住民基本台帳人口とする。（外国人住民を含む。）

## 2. 生活排水処理形態別人口

水洗化・生活雑排水処理人口は、行政区域内人口の減少と同様に令和2年度から令和6年度にかけて減少していますが、生活排水処理率及び水洗化率について横ばいとなっています。

本市の処理形態別人口の状況は表 11-2 及び図 11-1 のとおりです。

表 11-2 処理形態別人口

区分\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口		(人) 108,730	106,808	105,034	103,302	101,516
年間日数		(日) 365	365	365	366	365
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	(人) 108,730	106,808	105,034	103,302	101,516
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 92,063	90,742	90,653	89,396	87,945
	(1) コミュニティ・プラント人口 <sup>※1</sup>	(人) 238	230	228	221	0
	(2) 合併処理浄化槽人口	(人) 8,346	8,378	8,531	8,446	8,210
	(3) 公共下水道人口	(人) 79,642	78,617	78,410	77,300	76,394
	(4) 農業集落排水施設等人口	(人) 3,837	3,517	3,484	3,429	3,341
	(5) その他浄化槽人口	(人) 0	0	0	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 11,743	11,668	10,159	9,815	9,559
	4. 非水洗化人口	(人) 4,924	4,398	4,222	4,091	4,012
	(1) 汲み取り人口	(人) 4,924	4,398	4,222	4,091	4,012
(2) 自家処理	(人) 0	0	0	0	0	
生活排水処理率 <sup>※2</sup>		(%) 84.7%	85.0%	86.3%	86.5%	86.6%
水洗化率 <sup>※3</sup>		(%) 95.5%	95.9%	96.0%	96.0%	96.0%

資料：一般廃棄物処理実態調査結果

※1：主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設

※2：生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※3：水洗化率＝（水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷計画処理区域内人口×100

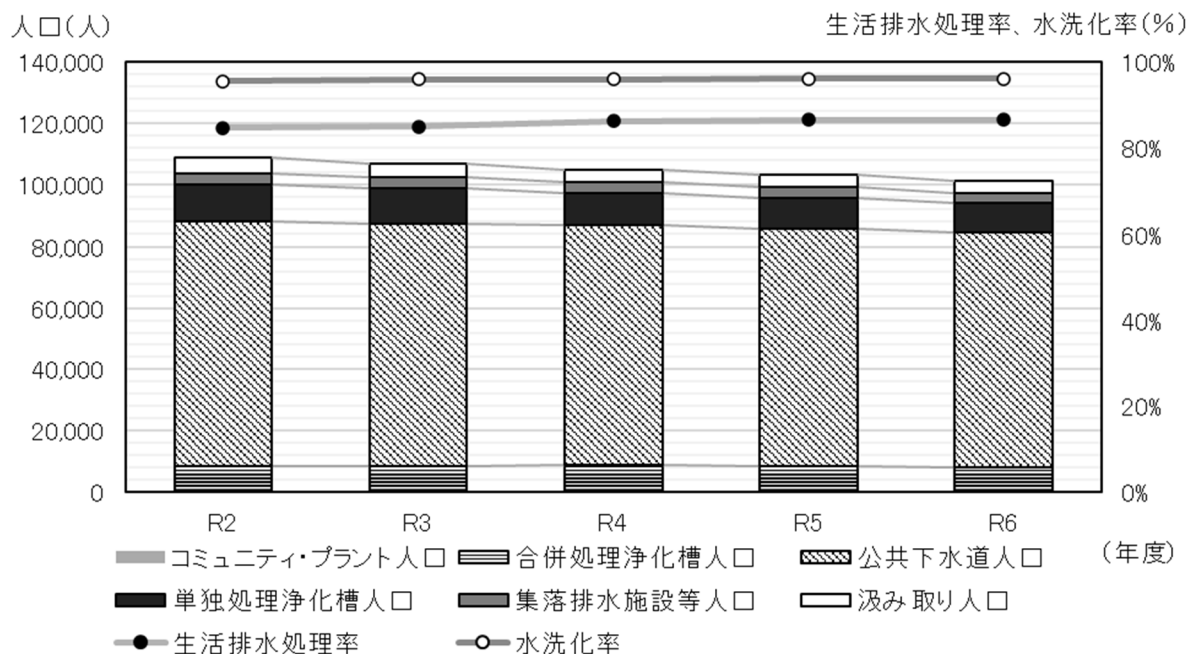


図 11-1 処理形態別人口の推移

## 第2節 し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況

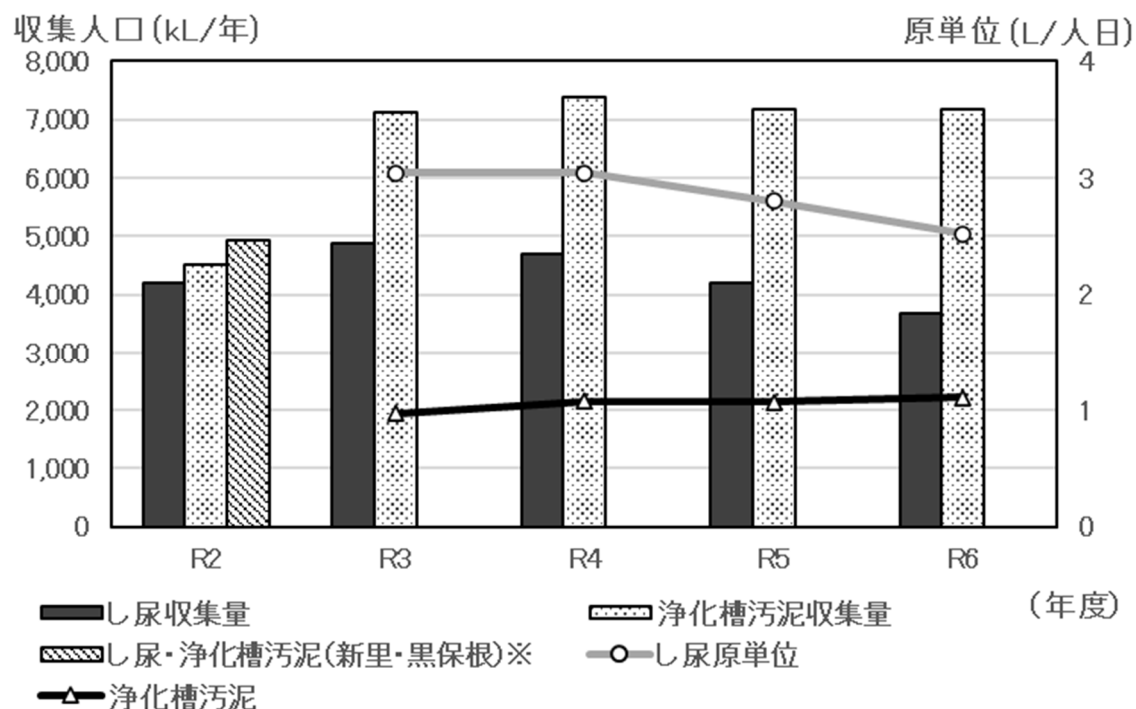
し尿に関して、収集人口の減少に伴い収集量も減少しており、原単位も減少しています。浄化槽汚泥に関しては、収集量は横ばいとなっており、原単位も横ばいの傾向となっています。

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績は表 11-3 及び図 11-2 のとおりです。

表 11-3 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

区分\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集人口 (人)	し尿	25,013	24,444	22,912	22,352	21,781
	浄化槽汚泥	4,924	4,398	4,222	4,091	4,012
	単独処理浄化槽	20,089	20,046	18,690	18,261	17,769
	合併処理浄化槽	11,743	11,668	10,159	9,815	9,559
	合併処理浄化槽	8,346	8,378	8,531	8,446	8,210
収集量 (kL/年)	し尿	4,202	4,880	4,689	4,198	3,688
	浄化槽汚泥	4,515	7,120	7,390	7,181	7,184
	し尿・浄化槽汚泥(新里・黒保根)※	4,920	-	-	-	-
	計	13,637	12,000	12,079	11,379	10,872
原単位 (L/人日)	し尿	-	3.04	3.04	2.80	2.52
	浄化槽汚泥	-	0.97	1.08	1.07	1.11

資料：桐生市



※R2 以前の new village・黒保根分は、中継槽からの搬入量のため、し尿・浄化槽汚泥の内訳は不明

図 11-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

### 第3節 生活排水処理体系

生活排水は、図 11-3 に示すように、し尿と生活雑排水の2つに区分されます。

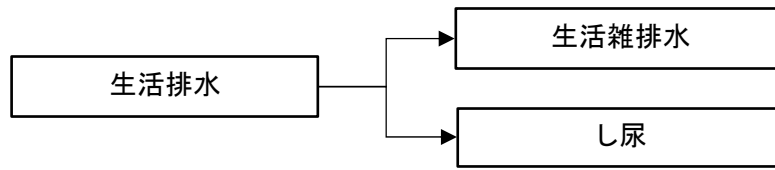


図 11-3 生活排水の区分

し尿は人の排出する大便と小便の総称であり、公共下水道、集落排水処理施設や浄化槽によって処理していますが、汲み取り式便所からはバキュームカー等で収集され、境野水処理センターし尿処理施設で処理されます。し尿処理施設では浄化槽等から引き抜かれる汚泥も処理されています。

生活雑排水は、台所、風呂、掃除等の生活から発生するし尿以外の排水であり、合併処理浄化槽以外では、ほぼ未処理で公共用水域に放流されています。

本市の処理対象の生活排水処理体系は図 11-4 のとおりです。

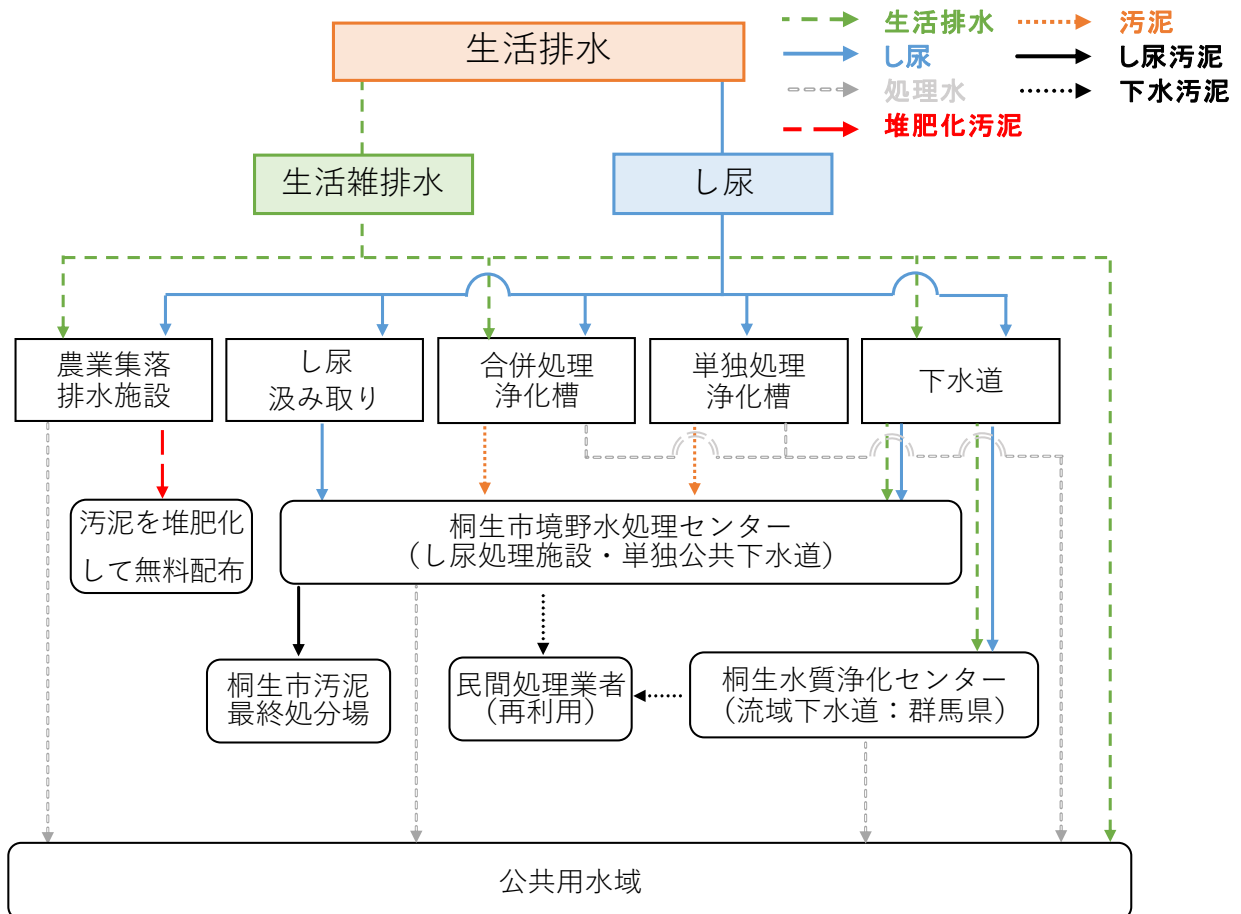


図 11-4 本市の生活排水処理体系

## 第4節 生活排水処理

本市における生活排水処理は表 11-4 のとおりです。

表 11-4 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体	処理施設
流域関連公共下水道	し尿・生活雑排水	群馬県	桐生水質浄化センター
単独公共下水道	し尿・生活雑排水	桐生市	境野水処理センター
農業集落排水	し尿・生活雑排水	桐生市	十三塚排水処理施設 関・大久保排水処理施設 山上排水処理施設 新里南部排水処理施設
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人	個人
単独処理浄化槽	し尿のみ		

※清掃汚泥の処理主体及び処理施設

## 第5節 処理経費

本市のし尿処理及び維持管理費は約 125,000 千円から約 155,000 千円を推移しています。

本市が負担する境野水処理センター処理及び維持管理費（桐生市分）（し尿処理分）は表 11-5 及び図 11-5 のとおりです。

表 11-5 境野水処理センター処理及び維持管理費（桐生市分）（し尿処理分）

区分\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理及び維持管理費（千円）	138,853	125,718	155,355	132,213	149,959

処理及び維持管理費(桐生市分)

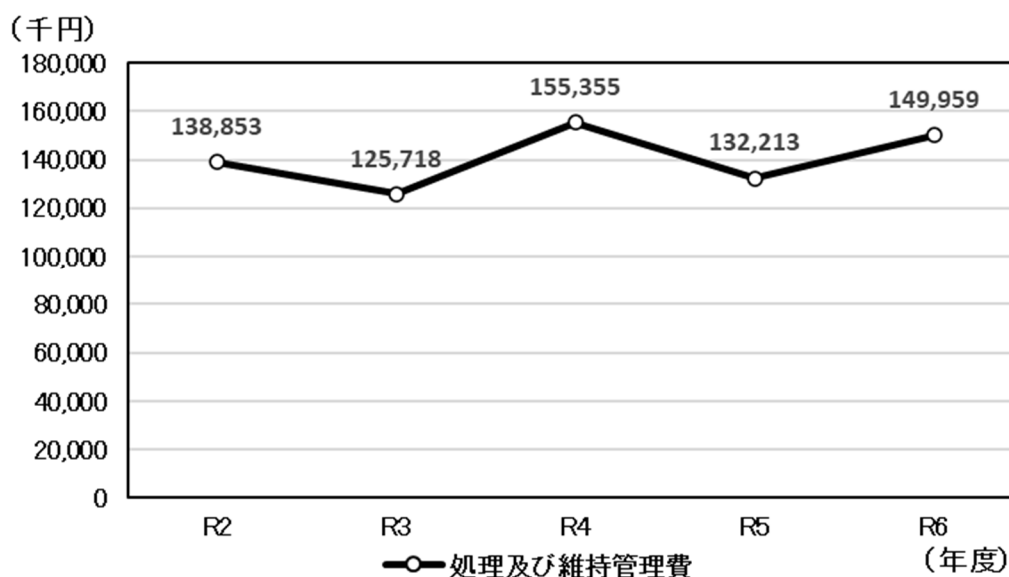


図 11-5 市が負担する境野水処理センター処理及び維持管理費（桐生市分）（し尿処理分）

## 第6節 収集・運搬体制

本市では、し尿、浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿の収集は許可業者が随時実施しており、浄化槽汚泥の収集は許可業者が浄化槽の清掃時に行っています。

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制は表 11-6 のとおりです。

表 11-6 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集回数
し尿	許可業者	随時
浄化槽汚泥	許可業者	浄化槽清掃時

## 第7節 し尿処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、境野水処理センターで処理しています。

し尿処理施設の概要は表 11-7 のとおりです。

表 11-7 し尿処理施設の概要

施設名称	境野水処理センター
所在地	桐生市境野町三丁目 1511-1
稼働年次	平成 14 年 4 月（し尿処理施設供用開始）
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理
処理能力	195kL/日 （し尿 88kL/日＋浄化槽汚泥 107kL/日＋厨芥 300kg/日）

## 第8節 合併処理浄化槽の補助状況

合併処理浄化槽新設工事（新設設置）及び単独処理浄化槽又は、くみ取り槽からの切替工事（新設・転換設置）に補助金を交付し、さらに令和 5 年度より転換設置を対象に宅内配管工事補助金を交付し、その普及に努めています。

合併処理浄化槽の補助状況は表 11-8 のとおりです。

表 11-8 合併処理浄化槽の補助状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
補助実績 (件)	13	23	13	18	17

## 第9節 生活排水処理の課題

### 1. 生活排水処理全般における課題

生活排水処理率は、令和 5 年度において 86.5%であり、群馬県の平均 79.5%を上回っていますが、国の平均 90.7%を下回っています。

そのため、公共下水道及び農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による河川への汚濁負荷量を減少させる必要があります。

### 2. し尿及び浄化槽汚泥処理における課題

収集・運搬業務は、合併処理浄化槽の普及に伴い、収集量が増えることから、効率的な収集体制の整備に努める必要があります。

## 第12章 生活排水処理基本計画

### 第1節 基本理念

本市は、関東平野の北にあって、名峰赤城山を北西に望み、四囲に紫にかすむ山々をめぐらし、渡良瀬川、桐生川の二つの清流が流れる山紫水明のまちです。

渡良瀬川、桐生川流域には、元宿浄水場、梅田浄水場があり、更には、下流の市町村にも太田市、足利市をはじめ渡良瀬川から取水している地域が多数存在しています。また、渡良瀬川は利根川に流入しており、その下流の市町村にも利根川から取水している地域が多く存在しているため、渡良瀬川流域の水環境を保全することは、重要な責務となっています。

本市では生活排水による水質汚濁が、公共下水道、農業集落排水施設や合併処理浄化槽の普及に伴い改善されてきましたが、依然として公共下水道の未整備地域や単独処理浄化槽による処理の地域もあります。

流域に広がる自然環境は、市民に潤いと安らぎを与えるだけでなく、動植物の生育にとっても欠くことができないことから、公共下水道の整備の促進や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を講じる必要があります。

本計画では、水の適正利用に関する普及啓発を行い、市域の水質改善を図り、様々な動植物や水生生物が生息できるきれいな川を維持するため、以下のように本計画の基本理念を定めました。

水環境が保全され快適に暮らせるまち 桐生

### 第2節 基本方針

基本理念の実現に向けて、取組の柱となる基本方針は以下のとおりです。

#### 1. 基本方針 1

市街地など人口密集地においては、公共下水道など集合型処理施設を整備し適切に処理する。

#### 2. 基本方針 2

家屋が分散して立地している地域においては、合併処理浄化槽を設置し処理する。

#### 3. 基本方針 3

単独処理浄化槽を設置している家庭には、合併処理浄化槽への転換促進を図る。

#### 4. 基本方針 4

下水道認可区域外の宅地開発などについては、合併処理浄化槽又はコミュニティ・プラントの整備を行う。

### 第3節 生活排水に係る目標

現在、本市では水質検査等において異常値は確認されておらず、引き続き、公共用水域の水質を良好な状態で維持することが必要となっています。

このようなことから、生活雑排水の適正処理の必要性について啓発を行うと共に、合併処理浄化槽補助制度を活用し合併処理浄化槽への切替を行うことや農業集落排水の流域下水道への接続など適正な維持管理の推進に努めます。

生活排水の処理目標を表 12-1 に示します。

表 12-1 生活排水の処理目標

	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (中間年度)	令和 17 年度 (目標年度)
生活排水処理率 (%)	86.6	89.1	90.7

※生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

### 第4節 目標年度

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画と同じく令和 6 年度を基準年度、令和 12 年度を中間目標年度、令和 17 年度を目標年度とします。今後は、国の進める広域化・共同化を目指し、同一敷地内にある下水処理施設の更新を考慮した効率的なし尿処理を検討します。

## 第5節 生活排水計画

し尿及び浄化槽汚泥の原単位は変わらないものと仮定し、令和2年度から令和6年度の平均値として算出しています。

生活排水処理形態別人口の予測結果を表 12-2 及び図 12-1 に示します。

表 12-2 施策を実施した場合の生活排水処理形態別人口

区分\年度		実績	予測	
		令和6年度	令和12年度	令和17年度
行政区域内人口 (人)		101,516	93,391	86,869
年間日数 (日)		365	365	365
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口 (人)	101,516	93,391	86,869
	水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	87,945	83,180	78,750
	コミュニティ・プラント人口 (人)	0	0	0
	合併処理浄化槽人口 (人)	8,210	8,222	7,880
	公共下水道人口 (人)	76,394	71,822	67,916
	農業集落排水施設人口 (人)	3,341	3,136	2,954
	その他浄化槽人口 (人)	0	0	0
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) (人)	9,559	6,612	4,790
	非水洗化人口 (人)	4,012	3,599	3,329
	汲み取り人口 (人)	4,012	3,599	3,329
自家処理 (人)	0	0	0	
生活排水処理率 (%)		86.6%	89.1%	90.7%
水洗化率 (%)		96.0%	96.1%	96.2%

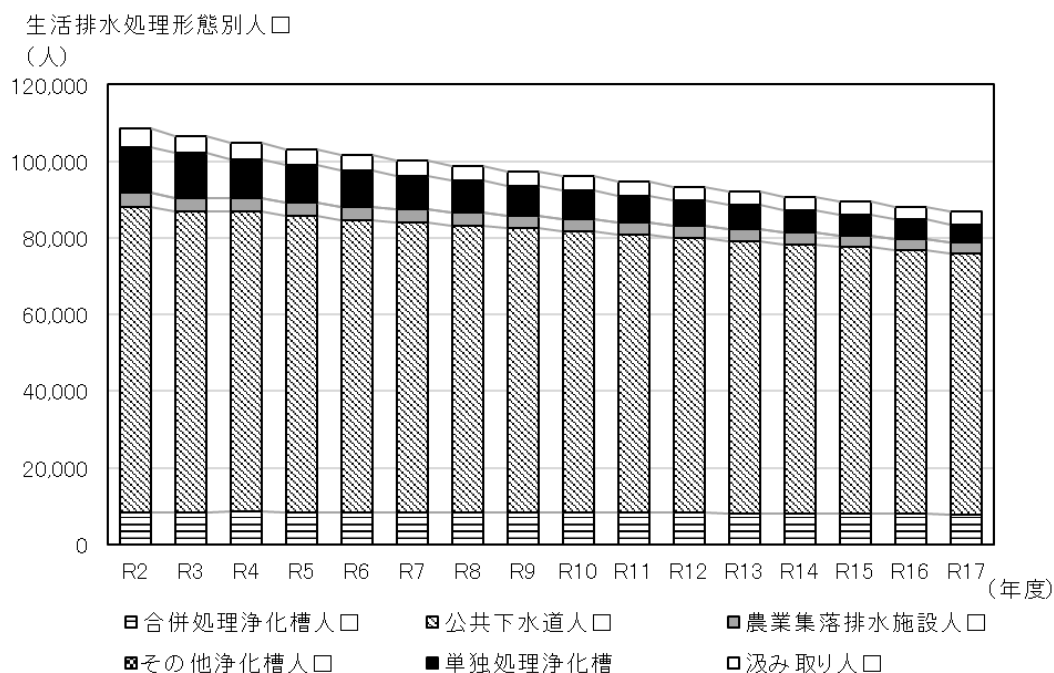


図 12-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

## 第6節 施設整備計画

### 1. 下水道整備計画

本市における公共下水道事業では、現行の公共下水道事業整備計画を推進します。

### 2. 合併処理浄化槽整備計画

下水道整備区域、農業集落排水区域を除く市内全地域を対象に、国の循環型社会形成推進交付金事業及び群馬県浄化槽整備事業県費補助金を活用し、合併処理浄化槽設置者に補助金の交付を行います。

また、単独処理浄化槽及びし尿汲取り槽から合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

### 3. 農業集排水処理施設整備計画

農業集落排水施設は十三塚処理区を公共下水道への接続（最適化）を行います。

その他の区域については、既に施設整備を完了していますが、施設の老朽化対策が必要となるため、ストックマネジメントの取組促進や人口動態に合わせたダウンサイジングや省エネタイプの機器選択やなどで効率化を図っていきます。

### 4. し尿・浄化槽汚泥処理施設整備計画

し尿・浄化槽汚泥処理施設は、既に施設整備を完了していますが、施設の老朽化対策が必要となるため、ストックマネジメント手法を導入し、計画的な更新・回収の検討を行います。また、広域化・共同化による効率化についても研究を行います。

施設及びその整備計画の概要を表 12-3 に示します。

表 12-3 施設及びその整備計画の概要

	処理計画区域	計画処理人口	整備予定年度
浄化槽	浄化槽整備区域	450 人 (補助対象外の施設は含まない)	令和 8 年度～令和 12 年度
し尿 処理施設	桐生市、みどり市	121,300 人	平成 14 年度整備完了
下水道	3,440.60ha	84,427 人	令和 8 年度～令和 17 年度
農業集落 排水施設	4 地区 848ha	4,184 人	平成 16 年度整備完了

## 第7節 収集・運搬計画

収集運搬の範囲は現行どおり、行政区域全域とします。

また、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、委託及び許可業者が行っており、今後も安定的かつ効率的な収集ができるよう現行体制を維持します。

生活排水の収集人口と収集量の予測結果を表 12-4 に示します。

表 12-4 生活排水の収集・運搬量の予測

区分\年度		実績	予測	
		令和6年度	令和12年度	令和17年度
収集人口	し尿 (人)	4,012	3,599	3,329
	浄化槽汚泥 (人)	17,769	14,834	12,670
	単独処理浄化槽 (人)	9,559	6,612	4,790
	合併処理浄化槽 (人)	8,210	8,222	7,880
	計 (人)	21,781	18,433	15,999
収集量	し尿 (kL/年)	3,688	3,744	3,463
	浄化槽汚泥 (kL/年)	7,184	5,739	4,902
	計 (kL/年)	10,872	9,483	8,365
原単位	し尿 (L/人日)	2.52	2.85	2.85
	浄化槽汚泥 (L/人日)	1.11	1.06	1.06

※し尿と浄化槽汚泥の原単位は令和3年度から令和6年度の実績値の平均を用いて算出しています。

## 第8節 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥は境野水処理センターで処理し、処理水は河川に放流しています。今後は、国の進める広域化・共同化を目指し、同一敷地内にある下水処理施設の更新を考慮した効率的なし尿処理を検討します。

## 第9節 資源化・有効利用計画

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の汚泥は、脱水・乾燥・焼却し、減容化を行い、埋立処分量の削減を目指します。

## 第10節 その他検討すべき事項

---

### 1. 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化住宅等において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないように、市民への広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

### 2. 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽等の処理世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、単独処理浄化槽等を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換の啓発を行い、普及促進を図ります。

### 3. 市民に対する広報・啓発

浄化槽は、適切な維持管理を行わなければ、処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。

浄化槽の維持管理は、浄化槽管理者の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、引き続き広報等によりその必要性を啓発いたします。